

第二次霧島市総合計画
基本構想・前期基本計画
(案)

2018（平成30）年3月9日現在

目 次

第1章 総合計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けの	1
3 計画策定の指針	2
4 計画の構成と期間	3
5 本市を取り巻く社会環境の変化	4

第2章 基本構想

1 基本理念	8
2 将来像	9
3 基本方針（政策）	10
4 目標人口	15

第3章 前期基本計画

1 にぎわい 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり	
1-1 地域経済を支える商工業の振興	18
1-2 強みを生かした企業誘致と雇用の促進	21
1-3 活力ある農・林・水産業の振興	23
1-4 地域特性を生かした観光の推進	26
1-5 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	29
2 くらし みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり	
2-1 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	31
2-2 地球にやさしい循環型社会の形成	34
2-3 快適生活の基盤づくりの推進	37
2-4 地域特性に応じた魅力ある空間の形成	40
2-5 危機管理・防災力の充実と防災意識の向上	43
2-6 市民生活の安全性の向上	46
3 やさしさ 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり	
3-1 健康づくりの推進と医療体制の充実	49
3-2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	52
3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	55
3-4 共生社会実現に向けた障がい者（児）の支援	58
3-5 社会保障制度の円滑な運営	61

4 はぐくみ 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり	
4-1 立志と将来への希望を育む学校教育の充実・・・・・	64
4-2 多様な学びを支援する社会教育の充実・・・・・	67
4-3 次世代へつなぐ芸術文化活動の推進・・・・・	70
4-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進・・・・・	73
5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり	
5-1 市民参画でつながる地域社会の形成・・・・・	76
5-2 人権の尊重と男女共同参画の推進・・・・・	78
5-3 活力ある地域づくりの推進・・・・・	81
5-4 市の魅力と価値を高める多角的施策の展開・・・・・	84
6 しんらい 信頼される行政経営によるまちづくり	
6-1 市民の視点に立った行政サービスの提供・・・・・	87
6-2 持続可能な財政運営の推進・・・・・	90
KIRISHIMA みらいプロジェクト · · · · ·	93

資料編

・第二次霧島市総合計画の策定経過	94
・霧島市総合計画策定条例	96
・第二次霧島市総合計画策定委員会設置要綱	96
・諮問	97
・答申書	97
・霧島市総合計画審議会委員	98
・用語集	99
・第一次霧島市総合計画のふりかえり	104

第1章 総合計画策定の趣旨（序論）

1 計画策定の趣旨

本市は、2008（平成20）年3月に策定した第一次霧島市総合計画に基づき、まちの将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、**多機能都市**」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

第一次霧島市総合計画の策定から10年が経過し、本格的な人口減少社会の到来、東日本大震災などを契機とした大規模な地震災害と原子力政策への不安の高まり、経済・社会の**グローバル化**や**技術革新**の急速な進展など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えていきます。

このような時代の潮流に的確に対応し、本市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、人口減少の問題をはじめとして、直面する様々な課題に対し、行政だけではなく市民一人ひとりが当事者としての意識を持ち、ともに考え、行動していくことが重要です。

そこで、将来における本市のあるべき姿と市民とともに進むべき方向についての基本的な指針として、2018（平成30）年度を初年度とする第二次霧島市総合計画を策定しました。

2 計画の位置付け

第二次霧島市総合計画は、**霧島市総合計画策定条例**に基づき、本市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、ともに行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画です。

また、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位計画であり、各分野の個別計画や施策は、本計画に即して策定され展開されるものです。

3 計画策定の指針

第二次霧島市総合計画は、次に掲げる指針に基づき策定しました。

指針① 「霧島市ふるさと創生総合戦略を十分に考慮した計画」とします

第一次霧島市総合計画の成果と課題を十分に精査するとともに、2015（平成27）年10月に策定した「霧島市ふるさと創生総合戦略」については、本計画を先導する「先行的施策（リーディングプロジェクト）」として位置付け、同戦略を十分に考慮して策定します。

指針② 「市民とともに策定する計画」とします

将来に夢や希望を持てるまちづくりを推進していくためには、幅広い地域・世代の市民や大学・企業など様々な分野の有識者など、多くの知恵を結集し、総合力を発揮していくことが重要です。そのため、策定の段階から多様な人材との対話、意見交換を行い策定します。

指針③ 「わかりやすく戦略性のある計画」とします

組織機構に十分配慮した計画体系を構築することで、責任の所在を明確にし、部・課が統一的な目標に向かって機能できるよう策定します。

また、目指す将来像が共有でき、誰にとってもわかりやすく活用できる計画にします。

指針④ 「実現性・実効性の高い計画」とします

社会経済情勢や行財政の状況の変化、市民ニーズの多様化を踏まえた真に有効性の高い施策を見極めて策定します。

また、行政経営の視点に立ち、目標に向けた進捗管理を定期的に実施することで、予算・人員と行政評価の連動を強め、経営資源に裏付けされた実現性・実効性の高い計画にします。

4 計画の構成と期間

基本構想

まちづくりの基本理念と将来の目指すべき都市像を示すとともに、これを実現するための基本方針（6つの政策）等を示すものです。

【計画期間】

10年間 2018（平成30）年度～2027年度

基本計画

基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、基本方針（6つの政策）を達成するための施策の体系（施策と基本事業）を示すものです。

【計画期間】

- ・前期5年間 2018（平成30）年度～2022年度
- ・後期5年間 2023年度～2027年度



5 本市を取り巻く社会環境の変化

総合計画期間内のまちづくりを考える上で踏まえるべき特に大きな社会環境の変化及びそこから見た本市の課題について、以下のとおり整理しました。

① 人口減少社会の到来と地方創生

我が国は、2015（平成27）年の国勢調査において、総人口が約1億2709万5000人となり、5年前の前回調査と比べて約96万3000人減少しました。このことは、1920（大正9）年の初回調査から約100年にして初めての減少となります。また、翌2016（平成28）年の年間出生数が初めて100万人の大台を割り込み、97万6979人にとどまりました。

第1次ベビーブームの団塊の世代が75歳以上となる2025年には、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる世界でも類を見ない超高齢社会へ突入する見込みです。

本市の人口は、10年前の2007（平成19）年と比較して、約2,300人減少しており、年齢3区別では、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少している一方で、老人人口（65歳以上）は約4,300人増加しています。

自然増減数については、2007（平成19）年から2010（平成22）年は、出生数が死亡数を上回ったのに対し、2011（平成23）年から2016（平成28）年は、死亡数が出生数を上回っています。

また、社会増減数については、2008（平成20）年を除き、転出人口が転入人口を上回っています。なお、2014（平成26）年から2016（平成28）年の平均では、40代以上は、転入が転出を上回る「転入超過」である一方で、30代までの若年世代は、転出が転入を上回る「転出超過」となっており、特に、姶良市に対しては、全年代において、転出超過となっています。

そのため、多様化する市民ニーズ等を踏まえた、結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援策の展開により出生数を高めるとともに、近隣市への転出状況の把握やその要因の分析に努め、実効性のある施策を展開していく必要があります。

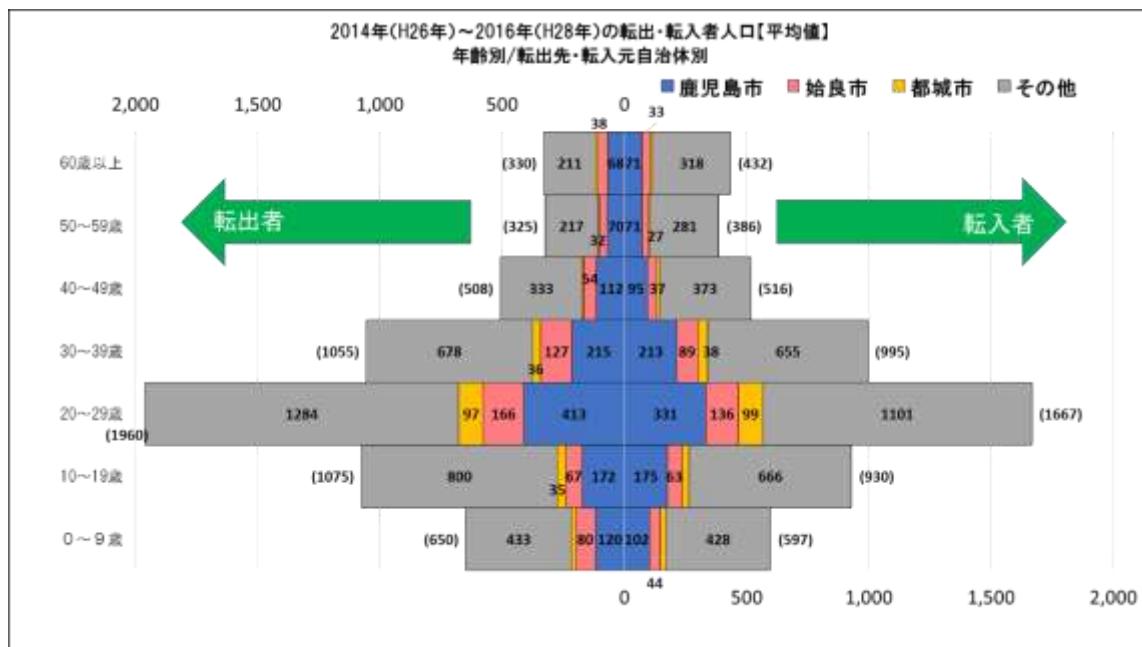


（資料）2010（H22）、2015（H27）：国勢調査、それ以外：鹿児島県推計人口

※総数に年齢不詳人口を含んでいますため、総数は、年齢3区別人口の合計とは一致しません。



(資料) RESAS／総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」



(資料)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

②安全安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、日本中に大きな衝撃を与えるました。加えて、近年、全国各地で記録的豪雨が発生するなど、今までの想定を超える自然災害が発生しています。

本市においては、2010（平成22）年の霧島地区を中心とした記録的な集中豪雨、2011（平成23）年、2017（平成29）年の新燃岳の噴火など、市民生活や地域経済に影響をもたらす自然災害が発生しています。

このような自然災害から住民の生命及び財産を守る対策は、安全安心なまちづくりの観点から欠かすことのできないものであり、あらかじめ被害の発生を想定した上で、人命を守ることを最重要視した“減災”への備えをしていくことが求められています。

また、近年、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれるなど、全国的に安全を脅かす事件等が多発しているほか、消費者トラブルや消費者被害の内容が多様化・深刻化しており、更には、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域社会のつながりも希薄になっていることから、これらに対応した取組が求められます。

③グローバル化の進展

国や地域を越え、人・もの・情報等が活発に交流しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や国際観光需要の伸び等から、今後、外国人が日常的に全国各地を訪れ、滞在する機会が増大することが予想され、世界に通用する魅力ある観光地づくり、外国人旅行者の受入環境の整備が進められています。

他方、ICTの飛躍的な発達と情報通信機器の普及や多様化により、医療、介護、防災等の様々な分野におけるICTの効果的な利活用の促進が期待されています。

また、IoT、AIの活用により、ビッグデータを収集・処理・分析し、現状把握・将来予測、更には様々な価値・サービスの創造や課題解決を行うことが可能な時代へと環境が変化してきています。

このようなグローバル化の進展や成長著しいICT化の流れを踏まえるとともに、国際空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝としての地域特性を活かした産業の振興が求められます。また、更なる地域経済の活性化に向けては、時代の流れに対応できる企業や国際的に活躍できる「グローバル人材」の育成に向けた取組が求められます。

④地球レベルでの環境問題の進行

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、環境に対する関心は、ますます高まっています。2015（平成27）年にはCOP21において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されました。また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、今後のエネルギー政策のあり方について様々な議論が行われており、再生可能エネルギーの更なる利活用等が求められています。

近年の環境問題は、国境を越えて地球全体で考えていかなければならない課題であり、市民一人ひとりが温室効果ガスの発生を極力抑制するなど、環境に配慮した取組を積み重ねていくことが重要となっています。

そのためには、市民や事業者等の各主体が、自ら環境との共生に対する理解と認識を深め、低炭素・循環・自然共生の理念を共有し、連携しながら、次世代に良好な環境を引き継いでいくための取組を進めていく必要があります。

⑤厳しさを増す行財政運営

行財政運営を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、経済のグローバル化、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化など、絶えず変化を続けています。

また、将来の更なる人口減少や少子高齢化の進行が予測される中、税収の増加は容易に見込めない状況にあります。一方、超高齢社会への突入に伴う社会保障関係経費の増大、一斉に更新時期を迎える公共施設の維持・更新に係る費用負担の増加等は、自治体経営に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

これらの状況を踏まえ、本市は、限られた行政資源の中で、引き続き効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、今後は、PFIやPPPなど民間活力の導入等を含めた一層の業務効率化や、施設保有量の適正化、既存資産の有効活用等に積極的に取り組む必要があります。

第2章 基本構想

1 基本理念

まちづくりの基本理念は、第一次霧島市総合計画と同様に、次のとおりとします。

「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」

(基本理念に込められた思い)

近年、国や地域を越え、人・もの・情報等の移動が世界的に拡大しています。

本市に所在する鹿児島空港は、ソウル線、上海線、台北線、香港線が定期運行され、アジア・世界とつながっており、加えて、近年の経済のグローバル化は、観光資源や農林水産物などの本市の素材を海外へ売り込む好機でもあります。

また、ICTは劇的に進展を遂げ、世界全体に急速に浸透し、地域経済においても、スマートフォン等の携帯端末を中心に人々の生活や仕事に大きな変化をもたらしています。

このような状況や政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の内容等を踏まえ、空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝としての本市の優位性を活かすとともに、成長著しいICT化の流れに対応した戦略的なシティプロモーションの推進により、「世界にひらく都市」を目指します。

さらに、本市は、日本で最初に国立公園に指定された霧島山や天降川をはじめとする大小の河川、その流域に広がる豊かな田園などの風光明媚な自然、多くの歴史的文化遺産と伝統に支えられた特色ある文化を有しています。

これらの自然や歴史・文化を、貴重な財産として次世代に着実に継承するため、今後も適切な保全に努めるとともに、教育、産業振興などの各分野の施策に積極的に活用し、本市の未来を担う郷土愛豊かな人材の育成や地域特性を活かしたまちづくりを推進することにより、「人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を目指します。

2 将来像

まちづくりの将来像は、次のとおりとします。

「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市」

(将来像に込められた思い)

本市は、2008（平成20）年3月に策定した第一次霧島市総合計画において、まちの将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」を掲げ、その実現を目指し諸施策に取り組んできました。その結果、これまで多くの人が集まり、そこに暮らす人の活力によってまちの魅力が形成されてきました。“まちづくりは人づくり”と言われるように、まちは人によって成り立ち、人が主役であり、この視点は今後も引き継いでいくべきものと考えます。

その上で、このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思えるように、また、さらに多くの人がこのまちを訪れる 것을を目指し、本市の強みに目を向け、新しい視点を示しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

多くの人の訪れが、まちに「にぎわい」をもたらします。人が安全・安心な「くらし」を享受し、人ととのつながりを通じた支え合いの中から「やさしさ」がうまれ、家庭、地域、学校など様々な場面において人を「はぐぐみ」、持続可能なまちが創造されます。

そのため、市民や企業・NPOなどの様々な主体がそれぞれの役割を担い、知恵を出し合いながら、人と人とがともに地域の課題解決に取り組む「きょうどう」のまちづくりを進めるとともに、これまで以上に、市民に「しんらい」される行財政運営に努めます。

3 基本方針（政策）

将来像を実現するために、次の6つのまちづくりの基本方針（政策）を定めます。

政策

にぎわい

産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

くらし

みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり

やさしさ

誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり

はぐくみ

社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり

きょうどう

市民とつくる協働と連携のまちづくり

しんらい

信頼される行政経営によるまちづくり

政策1

にぎわい

産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝です。この地域特性を活かし、本市が有する多彩な観光資源の更なる磨き上げや、観光振興やまちづくり等の多角的な視点から、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築することにより、国内外から多くの人が訪れ、人々が行き交うまちを創造します。

また、本市は、先端技術産業を中心とする製造業、茶や畜産物に代表される農林水産業、旅館・ホテルなどの観光業、多種多様な商店による商業などが営まれており、これらの経済活動が活発に行われることで、雇用が生まれ、市民が安心して住み続けられる環境が創出されます。そのため、創業しやすい環境整備や地場産業の競争力強化を図るとともに、社会経済環境の変化やニーズに対応した企業誘致を進めることにより、働く場の確保と若者の地元への就職率の向上を図ります。

さらに、農林水産業の経営基盤を強化し、担い手の確保・育成による強い農林水産業を育成するとともに、本市の恵まれた地域特性を活かした6次産業化やブランド化の推進による農林水産物の付加価値向上、地産地消及び地産外消を推進することにより、産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくりに取り組みます。

政策2

くらし

みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり

本市は、日本で最初に国立公園に指定された霧島山、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川をはじめとする大小 199 の河川、その流域に広がる田園など、風光明媚な自然に恵まれています。これに加え、空港や高速道路、鉄道などの広域的な交通網が整備され、利便性の高い都市機能を有したまちです。

この地域特性を活かし、今後、更に、道路、住宅、上下水道及び超高速ブロードバンドの整備などの生活基盤の充実を図るとともに、ごみの減量化・資源化や環境美化活動などにより、環境負荷の低減や自然環境の保全を進め、都市と自然との調和を将来にわたって持続発展させていきます。

また、誰もが安全で安心な生活が送れるように、災害に強い防災基盤の整備や救急・救助体制の充実、交通安全・防犯対策及び健全な消費生活の推進を図り、市民一人ひとりが日頃から互いに声をかけ合い、地域で助け合えるしくみを構築するとともに、関係機関との連携により防災力・防犯力を高め、みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくりに取り組みます。

政策3

やさしさ

誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり

我が国では、都市化や核家族化、少子化が進み、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加するなど、家族構成や家族の役割が大きく変化してきています。2025 年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上になると予測されており、高齢化に伴う医療や介護の需要が更に増加することが見込まれます。

このような状況の中、様々な立場の地域住民が役割を分担し、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティーを育成し、公的な福祉サービスと融合した、地域における包括的な支援体制を構築していきます。

また、活力ある地域社会を築いていくためには、市民が生涯にわたり心身ともに健康であることが重要であることから、ライフステージや個人の健康状態に応じた健康づくりや病気の予防を支援し、市立医師会医療センターにおける機能拡充などにより、保健・医療体制の充実を図ります。

さらに、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援により、誰もが安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感できる環境を整備するとともに、共生社会の実現に向けた障がい者(児)の支援の充実を図り、誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくりに取り組みます。

政策 4 はぐくみ

社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり

本市の児童生徒数は、一部の小中学校では増加しているものの、その多くは減少傾向にあります。また、学校を取り巻く環境は、**グローバル化**に対応した小学校における英語の教科化や、不登校及び特別な配慮を要する児童生徒への対応など、ますます複雑化・多様化しています。

このような中、本市は、学校・家庭・地域社会・企業等がそれぞれの役割を担い連携しながら、特色ある開かれた学校づくりを進めるとともに、安全で安心して学べる教育環境の整備や自他の生命を尊重する安全教育を推進します。

また、本市特有の文化の継承・創造に努めながら、誰もが生きがいをもって健全に過ごせるよう、様々な学習環境を整備するとともに、それぞれの世代に応じた学習情報をあらゆる機会を通じて提供します。

これらを通じ郷土を愛し、確かな学力と体力、思いやりの心と高い志を有する児童生徒を育てるとともに、市民の様々な学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの積極的な参加を促し、社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくりに取り組みます。

政策5 きょうどう

市民とつくる協働と連携のまちづくり

高齢化や人口減少の進展に伴う担い手不足や、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化などにより、行政が担ってきた公共サービスを行政だけで維持することは困難な状況になっています。

このような中、市民一人ひとりが、人権尊重の観点から多様な考え方を認め合い、地区自治公民館や自治会をはじめ、企業やNPOなど、様々な主体との連携により、相互に補完し合いながら、市民主体のまちづくりを展開するとともに、グローバル化の進展を踏まえ、国内外の姉妹都市等との交流を通じ相互理解を深め、国際的に活躍できる人材の育成を図ります。

国分・隼人地区の市街地に人口が集中する一方で、溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区では人口減少が進行している状況です。このような状況を踏まえ、地域を元気にする人材を育成するとともに、移住定住の促進をはじめとした交流人口の拡大等を通じ、活力ある地域づくりを推進します。

また、霧島ジオパークは、今後、ユネスコ世界ジオパーク認定を視野に、自然保護・教育・防災・観光などの様々な関係機関と協力しながら、地域の持続可能な発展を目指したジオパーク活動を推進します。

さらに、環霧島会議や錦江湾奥会議などにおける広域行政の推進、企業・学術機関・金融機関等との積極的な連携を図るとともに、本市のブランド力を高めるシティプロモーションと連動した戦略的かつ施策横断的な取組の強化を図ることにより、市民とつくる協働と連携のまちづくりに取り組みます。

政策 6 しんらい

信頼される行政経営によるまちづくり

少子高齢化に伴う人口構造の変化等に伴い、市税収入をはじめとする行政運営のための資源は現在より減少が見込まれる一方、**社会保障関係経費**や一斉に更新時期を迎える公共施設の維持、更新に係る費用負担の増加等、本市を取り巻く財政状況はより厳しさを増しています。

このような中、増大する行政需要に的確に対応していくため、限られた行政資源の中で、市民ニーズに即応した効果的かつ効率的な行政経営を行い、これまでの「量」の改革に加え、「質」の改革にも重点を置き、前例にとらわれない柔軟な行政経営に取り組みます。

また、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するため、あらゆる角度から**自主財源**の確保に努め、限られた歳入を効果的かつ効率的な歳出に転換する仕組みを強化することにより、持続可能な財政基盤を構築します。

さらに、市民の市政や議会に対する理解と信頼を深めるため、市及び議会が保有する情報を適切に市民へ提供し、情報の共有化を進めるとともに、職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、積極的な姿勢を持って自らの能力を高めていけるよう人材育成を推進することにより、信頼される行政経営によるまちづくりに取り組みます。

4 目標人口

国勢調査の結果に基づく本市独自の推計によると、2027 年の推計人口は、2017(平成 29) の年 125,338 人（鹿児島県推計人口）と比較し、2 %程度減少する 123,298 人と推計されます。本市は、2015(平成 27) 年 10 月に策定した「霧島市ふるさと創生総合戦略」に掲げる各種取組を着実に推進することにより、**合計特殊出生率**の上昇に伴う自然増、移住定住者数や若者の地元就職率の増加に伴う社会増を目指すこととし、計画最終年度の 2027 年の目標人口を 127,000 人と設定します。



2015 (H27) は同年国勢調査の確定値、2016 (H28)、2017 (H29) は鹿児島県推計人口

1-1 地域経済を支える商工業の振興

<目指す姿>

商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化に資する各種支援策の充実を図るとともに、創業しやすい環境整備など、創業者の支援に努めることで、商工業者の所得向上を目指します。

また、商業集積地域の魅力づくりに取り組み、商店街に人が集まり、安全・安心に買い物ができるよう支援します。

さらに、**産官学・農商工連携**を推進し、霧島産物を生かした新商品の開発や「霧島ブランド」の確立、販路拡大を目指します。

(1) 施策の現状と課題

本市は、これまで関係機関と連携を図りながら、市内商工業者の持続的な経営安定、経営基盤の強化に努めるとともに、空き店舗等を利用した創業希望者に対する家賃補助など、創業しやすい環境整備を行ってきました。しかしながら、少子高齢化の進行による社会構造の変化や大型商業施設・コンビニエンスストアの出店増、**ICT**を活用した電子商取引等の購買動向の多様化等により、市内の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

今後は、これらの状況等を踏まえて 2017（平成 29）年 9 月に霧島市中小零細企業振興会議から提出された「**霧島市中小零細企業振興に関する提言書**」に掲げる重点目標に沿った具体的な取組策等に基づき、商工業者、特に、中小零細企業の経営基盤の強化や人材の育成を図っていく必要があります。

また、併せて、商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高め、買い物しやすく、買い物に訪れたくなる、賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。

さらに、**産学官・農商工連携**の強化を図り、本市の地域資源を活用した「霧島ブランド」を確立するとともに、効果的なプロモーションやセールスの展開を図るため、官民一体となった販路開拓・販売促進のための支援制度を強化していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 商工業に活気があると思う市民の割合	35.9% (2017 年度)	46.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 市創業支援センターにおける創業相談件数	42 件 (2016 年度)	60 件	更なる増加 を目指す
<データ系> 新規加入事業所数（商工会議所・商工会）	116 事業所 (2016 年度)	145 事業所	更なる増加 を目指す
<データ系> 霧島ブランド認定件数	0 件 (2016 年度)	18 件	更なる増加 を目指す
<データ系> 空き店舗率	21.9% (2016 年度)	15.0%	更なる減少 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 商工業者の育成・支援

商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図るため、既存の支援制度を継続するとともに、社会経済状況や商工業者のニーズを捉えた新たな支援制度の創設に努めます。

また、商工会議所・商工会・かごしま産業支援センター等と連携し、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行うほか、特に中小零細企業については、「霧島市中小零細企業振興に関する提言書」に掲げる重点目標に沿った具体的な取組等に基づき、積極的な事業を展開します。

② 創業しやすい環境整備

空き店舗の新たな活用や地域経済の活性化等を図るため、「霧島市創業支援事業計画」に基づき、関係機関と連携した各種施策を展開するなど、創業希望者の支援を行います。

特に、これまで創業をためらっていたなどの潜在的創業ニーズに対応するため、「霧島市創業支援センター」の周知を図るとともに、各種専門機関と連携して、創業に向けた相談や創業後のフォローアップに努めます。

③ 霧島ブランドの確立と販路の拡大

本市産品や技術を生かした商品開発を支援するため、商工会議所や商工会、特産品協会、JAあいら、第一工業大学等との産学官連携による「ガストロノミー推進協議会」の活動や農商工連携を推進するとともに、情報の共有や人材の育成、ブランド制度の設計やビジネスマッチング等に取り組むことにより、「霧島ブランド」の確立を目指します。

また、国内外での商談会等への参加を積極的に推進するとともに、霧島ブランドの効果的なプロモーションやセールスの展開を図るため、官民一体となった販路開拓・販売促進のための支援制度の強化に努めます。

④ 地域特性を生かした商圈の充実

商店街の賑わい向上や商業機能の強化のため、効果的な空き店舗活用支援を行います。

また、バリアフリー設備や駐輪場の整備、防犯設備の設置など、高齢者をはじめ、誰もが、不自由なく安心して便利に買い物ができる環境づくりに努めるなど、地域の特性を生かした商圈の充実を図ります。

(5) みんなができること

<住民（地域）>

- ・地元の商店やサービスを積極的に利用するよう努めましょう。

<商工業者（事業者）>

- ・個性やこだわりのある事業所づくりに努めましょう。
- ・社会経済環境の変化やニーズに対応した商品・サービスの提供に努めましょう。

<商工会議所・商工会・通り会等>

- ・各種機関と連携して、商工業者の魅力創出に取り組みましょう。
- ・地域のニーズに対応し、市民交流の場となる商店街づくりに取り組みましょう。

1-2 強みを生かした企業誘致と雇用の促進

<目指す姿>

本市の持つ地理的特性を生かした工業用地の確保や情報通信環境等の整備を推進するとともに、高等専門学校や大学等が市内に立地していることによる人材確保面での優位性を生かした積極的な企業誘致活動を展開し、活力ある産業基盤を形成します。

また、企業、ハローワーク及び教育機関等の様々な主体との連携を強化し、市民が安心して働き、安定的な暮らしを送ることができるよう、多様な働き方を支える環境づくりに努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市は、鹿児島県本土の中央部に位置し、空港や高速道路、主要幹線道路、鉄道網など、国内外への流通ルートが確保され、企業誘致を展開する上で、大きな優位性を持っています。これらの地理的特性や企業立地等に係る優遇制度の充実等により、これまで多くの企業誘致や工場の増設等を実現するとともに、ハローワーク等の関係機関との連携により、市民の雇用の場の確保に努めてきました。

その一方で、就職や進学時期の年齢層を中心に、市外への人材流出に歯止めがかからない状況であることから、今後、更に企業誘致を強化し雇用の場を確保するとともに、地元への就職率を向上させ、若者の人材確保を強化していく必要があります。

また、雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、様々な分野と連携した複合的な取組が求められるとともに、行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、企業やハローワーク等の関係機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組む様々な主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じることが重要です。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<データ系> 誘致企業の雇用者数	10,427 人 (2017 年度)	11,000 人	更なる増加 を目指す
<データ系> 立地協定締結件数（増設を含む）	4 件 (2016 年度)	4 件	更なる増加 を目指す
<データ系> 高校卒業時の地元就職率	30.6% (2016 年度)	35.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 大学卒業時の地元就職率	10.6% (2016 年度)	23.0%	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 企業誘致の推進

立地や増設等を計画している企業情報を収集し、本市の各種優遇制度や絶好の地理的条件、広大な工業用地、豊富な人材をPRするなど、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、誘致企業に対する定期的な訪問等のフォローアップに努め、企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、企業のニーズに沿った優遇制度の見直しや情報通信環境の向上を図るなど、受入環境の整備に努めます。

② 多様な人材を生かした雇用の促進

企業やハローワーク、教育機関等の様々な主体との連携を強化し、若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材を生かした地元雇用の創出に努めます。

また、地元で育った学生が、市外に就職・転出する流れを変えるため、合同企業説明会、工場等見学会及び産学官の連携によるインターーンシップを継続的に実施することにより、地元企業を知る機会の充実・強化を図るとともに、学生と企業のマッチングを行うことで、地元への就職率を向上させ、企業の安定した採用活動を促進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・合同企業説明会や工場等見学会などの機会を通じ、市内の企業に関心を持ちましょう。
- ・働く意欲を持って、自ら積極的にスキルアップに取り組みましょう。

<事業者>

- ・求める人材や働く場としての魅力について積極的に情報発信しましょう。
- ・経営の質を高めるため、従業員の意識啓発や人材育成研修に努めましょう。
- ・ワーク・ライフ・バランスが図られた働きやすい職場環境づくりを推進しましょう。

1-3 活力ある農・林・水産業の振興

<目指す姿>

農林水産業の生産性の向上や担い手・新規就労者の確保・育成に努めるとともに、農林水産業を支える基盤整備に取り組みます。

また、地域特性を生かした農山漁村の振興を図るとともに、良質で付加価値の高い農林水産物の生産等を通じて、農林水産業者の所得が向上し、後継者の確保につながる好循環を目指します。

(1) 施策の現状と課題

本市の農林水産業は、従事者の高齢化や後継者・担い手不足のほか、荒廃した農地や山林等の増加、さらには、**有害鳥獣被害**などの問題も深刻化しています。

今後、活力ある農林水産業の振興を図るために、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合など関係団体等と連携して、担い手や新規就労者の確保・育成、機械化等による経営基盤の強化や**ほ場整備**、施設整備など、農林水産業を支える生産基盤の強化を図る必要があります。

また、計画的な施業による山林の保全、地域の協働による農山漁村の環境維持のほか、地域特性を生かした**グリーン・ツーリズム**の推進など、農山漁村地域の活性化も重要な課題です。

さらに、農商工や産学官が連携し、消費者ニーズに対応したブランド戦略を推進し、消費者の認知度や信頼度の向上を図るとともに、**6次産業化**の推進により、農林水産物の付加価値を高めるなど、農林水産業者の所得向上と経営の安定化を図る必要があります。

加えて、2022 年に本市で開催される第 12 回**全国和牛能力共進会**を見据え、成績向上に向けた出品牛対策に取り組む必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 農林水産業に活気があると思う市民の割合	23.8% (2017 年度)	30.6%	更なる増加 を目指す
<データ系> 農業粗生産額	22,036 百万円 (2016 年度)	21,700 百万円	減少の抑制 を目指す
<データ系> 林業生産額	876 百万円 (2016 年度)	880 百万円	更なる増加 を目指す
<データ系> 水産業生産額	144 百万円 (2016 年度)	150 百万円	更なる増加 を目指す
<データ系> 新規就農者数	9 人 (2016 年度)	10 人	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 農林水産業の担い手の育成・確保

農業については、関係機関との連携により、担い手の経営改善の支援や経営基盤の強化、農地の集積・集約化、経営所得安定対策等を推進するとともに、新規就農者への支援を強化します。

林業については、福利厚生の充実、技術・技能の向上及び労働安全衛生の充実を図るため、継続的な支援を行うとともに、林業事業体と連携して新規就業者の確保・育成に取り組みます。

水産業については、就業者の所得向上や雇用管理体制の充実を図り、持続可能な水産業経営の基盤となる人材育成や新規就業者の確保に取り組みます。

② 生産基盤の整備

農業施設の持続的な保全管理を行うとともに、力強い農業を支える農業生産基盤の整備に取り組みます。

林業については、木材生産コストの低減による生産量の増大を図るため、高性能林業機械の導入促進や林道等の路網整備を図るとともに、**特用林産物**の生産基盤の更なる整備を進めます。

水産業については、水産資源の育成を図るとともに、「育てる漁業」への転換を進め、漁港や漁場の整備に努めます。

③ 農山漁村の振興

計画的な改修や維持管理により、農地や農道、水路などの保全に努めるとともに、**有害鳥獣被害**の抑制や**耕作放棄地**の解消及び利活用、さらに、地域資源を生かした農業体験や農家民宿などの**グリーン・ツーリズム**を推進することにより、農村の活性化を図ります。

また、山村地域の環境保全の観点から**再造林**を推進し、森林資源の循環利用により、山村地域の経済の好循環を図るとともに、漁村地域においても、特性を生かした活力ある地域づ

くりを開拓します。

(4) 農林水産業の稼ぐ力の向上

大消費地等におけるマーケットのニーズに的確に応えられる競争力のある産地の育成・強化、GAP（農業生産工程管理）の取組や認証取得の拡大を推進し、農林水産物の更なるブランド力向上を図ります。

また、地産地消及び地産外消を推進するとともに、農林水産物の付加価値を高めるため、農商工や産学官の連携により、消費者ニーズを捉えた新商品の研究・開発などを進め、6次産業化に取り組む農林水産業者を支援します。

さらに、効果的なPRにより消費者の認知度や信頼度を高め、農林水産業の稼ぐ力の向上を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地元でできた農林水産物への認識を深め、消費拡大に努めましょう。
- ・農地や林地などの適切な管理に努めましょう。

<農林水産業者>

- ・安全・安心な農林水産物の供給に努め、所得の向上を目指し、担い手・後継者の育成に努めましょう。

<農林水産業関係団体>

- ・地産地消の推進、安全・安心な産地づくりを目指し、確実な出荷体制を整えましょう。
- ・販売体制（販売戦略）を整え、農林水産業者の所得向上に努めましょう。

1-4 地域特性を生かした観光の推進

<目指す姿>

大自然に恵まれた、魅力あふれる「観光地・霧島」という認識を市民と共有し、国内外の観光客に「選ばれる、また訪れたくなる」観光地づくりを目指します。そのため、観光客のニーズに合った観光素材の創出や活用、インターネットなどによる効果的な情報発信を推進します。

また、「観光地・霧島」としてのブランド戦略を明確にし、市民、地域、観光関係者一体となったおもてなしや安心で快適な観光地づくりを展開します。

(1) 施策の現状と課題

本市は、山や川、海などの大自然や歴史・文化、温泉、食などの魅力ある観光素材を国内外にPRしながら、観光施設や体験メニューなど新たな観光資源の開発など、受入体制の充実に取り組んできました。

このような中、口蹄疫や新燃岳の噴火、硫黄山火山活動及び熊本地震等の際は、地域や観光関係者が一体となって、各種キャンペーンやおもてなし活動など観光復興への取組を進めてきました。

近年は、外国人観光客を含め、個人や小団体の旅行形態が主流となっていることから、観光客のニーズに合った観光素材の創出や活用、インターネットなどによる効果的な情報発信を進めるとともに、「観光地・霧島」としてのブランド戦略を明確にし、霧島の魅力を生かした「選ばれる」観光地づくりを進める必要があります。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体を見据え、引き続き、観光関係者、地域、市民の協働によるおもてなし活動を展開するとともに、インバウンド対策や二次アクセスの強化を図ることで、また訪れたくなる、満足度の高い、快適な観光地づくりを進める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 霧島市の観光に対する満足度	56.0% (2017年度)	61.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 観光消費額	54,320百万円 (2016年度)	70,373百万円	更なる増加 を目指す
<データ系> 観光客数（宿泊+日帰り）	7,567,917人 (2016年度)	8,033,500人	更なる増加 を目指す
<データ系> 外国人宿泊客数	104,381人 (2016年度)	196,500人	更なる増加 を目指す
<データ系> 開発又は磨き上げた観光資源の数（累計）	40本 (2016年度)	55本	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 国内外の観光客の誘致

日本初の国立公園「霧島」をはじめ、本市特有の歴史や文化、豊富な温泉や食などの多種多様な観光素材、空港や鉄道、高速道などが整備された、観光地としてのポテンシャルを最大限に生かすため、霧島市観光協会をはじめとする観光関係団体や地域と一緒にした誘客活動を更に推進します。

また、国内外において本市の知名度を向上させるため、「観光地・霧島」のブランドの方向性を明確にするとともに、SNSなど市民による情報発信力の強化など、様々な手法による戦略的な情報発信の取組を推進します。

② 観光素材の創出と活用

本市の特性である海拔0メートルから1,700メートルにわたる海、山などの恵まれた大自然の魅力を生かし、着地型（体験型）の観光メニューと観光ルートの構築、地域の食材にこだわったご当地メニューの開発や提供など「五感に響く、魅力ある、選ばれる観光地づくり」を推進します。

また、ボランティアガイドの活動支援や観光素材の魅力を高める取組を進めるとともに、霧島ジオパーク推進連絡協議会や環霧島会議、錦江湾奥会議などと連携した広域観光ルートの開発や素材の活用を推進します。

③ 利便性の高い観光地づくりの推進

国際線を有する空港所在都市としての強みを生かし、主要な交通結節点である空港や駅からの二次アクセスの強化を図ります。

また、誰しもが安心して快適に観光できるよう、施設等のユニバーサルデザイン化や多言語表記による案内板の設置、WI-Fi及び超高速ブロードバンド環境の整備を推進します。

さらに、増加傾向にある外国人観光客の受入体制を強化するとともに、本市特有の自然、景観、歴史、文化を生かした観光地づくりを推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地域の魅力を知り、「観光地・霧島」の魅力を多くの人に伝えましょう。
- ・観光客を温かく迎え、また訪れたくなる観光地づくりを支えましょう。

<事業者>

- ・官民一体となった誘客事業に積極的に取り組みましょう。
- ・観光客に選ばれる、また訪れたくなるサービスの向上に努めましょう。
- ・観光動向や観光客のニーズに合った宣伝事業や受入体制の整備に努めましょう。

1-5 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

<目指す姿>

関係団体等と連携し、JR や路線バスなど地域の実情に合わせた公共交通機関の維持を目指します。

また、地域内移動や中心市街地へのアクセス、空港・JR など交通結節点からの乗り換え需要などの利用者ニーズを適切に把握し、誰もが分かりやすく安心して利用でき、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

(1) 施策の現状と課題

本市は、空港や、JR 日豊本線・肥薩線に 11 の駅を有するとともに、九州縦貫自動車道・東九州自動車道には 5 つのインターチェンジもあり、南九州の交通の要衝となっています。

また、市内には、ふれあいバスや市内循環バス、**地域間幹線系統バス**などが運行するなど、市民や観光客の重要な移動手段となっており、更に、本市の交流拠点としての役割を高めるためには、陸・空の広域交通網の利用促進、輸送量の増加や利便性の向上などを目指し、県や関係機関との連携強化に努める必要があります。

地域交通網では、自家用車依存の高まりや少子高齢化の進行により、バス利用者は年々減少してきています。これまで、ふれあいバスの路線の見直しや不採算路線の**デマンド交通**への転換など地域交通網の再編に取り組んできましたが、市民の日常生活の移動手段を確保し、観光客の利便性の向上を図るため、なお一層、効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの構築に取り組んでいく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 日常生活で移動に不便を感じている市民の割合	41.5% (2017 年度)	38.0%	更なる減少 を目指す
<データ系> 肥薩線（市内駅）の年間乗車人員	172,700 人 (2016 年度)	177,000 人	更なる増加 を目指す
<データ系> 日豊本線（市内駅）の年間乗車人員	1,715,787 人 (2016 年度)	1,740,800 人	更なる増加 を目指す
<データ系> ふれあいバスの 1 便当たりの利用者数	4.0 人 (2016 年度)	5.0 人	更なる増加 を目指す
<データ系> 市が運行主体である循環バス・観光バスの 1 便当たりの利用者数	9.3 人 (2016 年度)	11.0 人	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 総合的な公共交通の連携の強化

九州新幹線全線開通や国内外の格安航空路線の開設等により、公共交通の充実による二次アクセスの利便性の向上はますます重要となっていることから、事業者等と連携し、機能強化に努めます。

航空については、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外路線の確保やチャーター便の誘致に努めます。鉄道については、関係機関等との連携を図りながら、路線維持や運行本数の維持・存続を図るとともに、鉄道を利用した観光商品の開発など利用者の増加につながる施策を展開します。

② バス交通の利便性向上と効率的運行

買い物・通勤・通学などの市民の移動ニーズを適切に把握し、効率的なふれあいバスやデマンド交通の運行を行うとともに、観光客の利便性の向上を図るため、公共交通同士の乗り継ぎの見直しや交通結節点の機能強化を行い、誰もが分かりやすく、安心して利用できる公共交通ネットワークの形成を進めます。

また、住民座談会等を通じ、バスの利用促進に向けた広報・啓発事業を積極的に展開し、バス交通を地域全体で「創り、守り、育てる」気運の醸成を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地域の日常生活になくてはならない公共交通をみんなで支え育てましょう。
- ・日常生活を通じて子どもの頃から公共交通に慣れ親しむ機会を設けましょう。
- ・国際定期運行路線を利用して、鹿児島から海外へ出かけましょう。

<事業者>

- ・利用者ニーズに応じた運行サービスに努めましょう。
- ・バリアフリーに配慮した車両や施設の整備に努めましょう。

2-1 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成

<目指す姿>

環境学習・環境保全活動を積極的に推進し、市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、市民や事業者等と協働して自然環境の保全や形成に取り組むことで、山、川、海など多彩で豊かな自然環境を次世代に引き継いでいきます。

(1) 施策の現状と課題

2012（平成24）年に、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、自然環境に対する関心が高まっている一方で、市街地開発や排水による河川・海の汚濁などの進行により、自然環境が損なわれるおそれがあり、併せて、本市に生息・生育する絶滅危惧種のクロツラヘラサギや国指定天然記念物のノカイドウをはじめ、様々な野生生物の多様性を保全していくことも課題となっています。

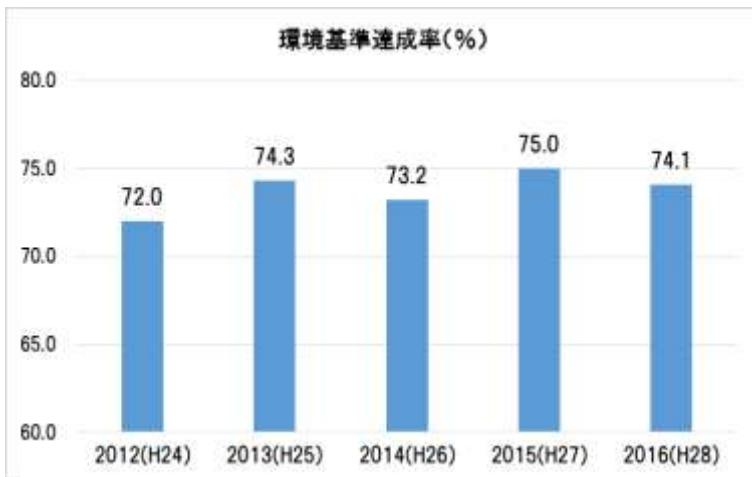
また、本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、今後も快適で健全な生活を営むために、自動車や工場等の排ガス対策、事業場の騒音・振動防止対策及び水資源の保全や適正利用をはじめとする健全な水環境の保全対策を推進していく必要があります。

これらの環境問題に対する関心や意識を向上させるため、これまで、市やNPO等による環境講座、植林活動のほか、錦江湾クリーンアップ作戦やふれあいボランティアの日を中心とした市民による清掃活動などに取り組んできており、今後も市民一人ひとりが、人と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 自然環境が保全されていると感じる市民の割合	71.4% (2017年度)	80.0%	更なる増加 を目指す
<意識系> 生活環境が向上していると感じる市民の割合	26.8% (2017年度)	48.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 1～15年生（3歳級以下）の森林面積	385.0ha (2016年度)	485.0ha	更なる増加 を目指す
<データ系> 環境基準達成率	74.1% (2016年度)	80.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 海域の環境基準（COD）達成地点数	3地点 (2016年度)	4地点	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 自然環境の保全

森林が持つ水源かん養、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林を適切に管理するとともに、霧島市天降川等河川環境保全条例や関係法令等に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。

また、各種事業の実施に当たっては、計画段階において、自然環境に与える影響を予測・回避し、自然環境の保全に努めます。

さらに、自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、市民や事業者の自然保護意識の向上を図ります。

② 大気・音環境の保全

大気汚染物質や騒音の測定結果を的確に把握し、必要に応じ、関係機関へ改善要請を行うなどの保全対策を講じるとともに、工場や事業場から発生する悪臭・騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

また、大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、迅速な実態把握に努め、実情に応じて適切に対応します。

さらに、市が管理する焼却施設などの適正な維持管理に努め、大気汚染物質等の排出抑制を図ります。

③ 水環境の保全

下水道整備や合併処理浄化槽の普及推進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

また、水質汚濁防止法等に基づき、関係機関と連携し、工場・事業場の適正な排水処理を推進します。

さらに、霧島市水資源保全条例に基づき、水資源の適切な管理を実施します。

④ 生物多様性の保全

文化財保護法などの関係法令等に基づき、天然記念物や希少な野生生物の保全を図るため、希少野生生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、有効な保全対策を推進します。

また、シカ等の有害鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国や県と連携し、中山間地域における有害鳥獣の適正個体数の管理に努めるとともに、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。

⑤ 環境保全意識の向上

環境学習の事例集やプログラム等の作成を通じ、学校における環境学習の基盤を整備するとともに、霧島市環境美化・河川環境保全推進員等と連携し、環境問題に関する知識を持った人材（環境学習ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育や学校教育の場において積極的に活用します。

また、アダプト制度や環境イベントの開催等を通じて、NPO等の活動の場を提供するとともに、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、市民の关心と理解を深めます。

（5）みんなができること

＜市民＞

- ・森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。
- ・自動車の過剰な利用を控え、エコドライブを実践しましょう。また、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- ・節水を心がけるとともに、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- ・生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物を野外へ遺棄・放逐・植栽しないようにしましょう。
- ・市やNPO等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。

2-2 地球にやさしい循環型社会の形成

<目指す姿>

4R活動の普及啓発により、ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営等により、廃棄物の適正な処理を推進します。

また、市民及び事業者等に、更なる省エネ活動の実践や再生可能エネルギーの利用を促し、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。

(1) 施策の現状と課題

ごみの分別・資源化は、市民に定着しつつありますが、本市のごみの排出量は増加傾向にあり、山林、河川、海岸等への不法投棄は後を絶たない状況です。また、宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴うごみ収集所の新設等により、運搬コストも増大する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、4Rの推進による廃棄物の減量化や、環境美化推進員、環境保全協会との連携による不法投棄の未然防止対策を強化することにより、ごみ処理施設等の負荷軽減を図るとともに、環境への負荷ができる限り低減した循環型社会を形成していく必要があります。

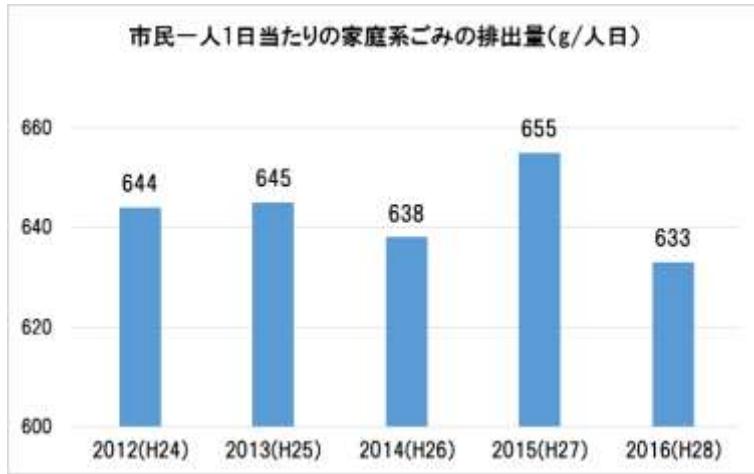
地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、2015（平成27）年にはCOP21において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ議定書」が採択されました。

本市においても、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げ、低公害車の導入支援や植林活動、再生可能エネルギー発電設備の導入促進などの取組を進めていますが、更に、事業者による温室効果ガス排出削減に向けた取組や、ライフスタイルの見直しなど市民一人ひとりの取組を促進していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 日頃からごみを減らすようにしている市民の割合	75.0% (2017年度)	85.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	633g/人日 (2016年度)	620g/人日	更なる減少を目指す
<データ系> リサイクル率	17.1% (2016年度)	21.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 再正可能エネルギー導入容量	189,520kW (2016年度)	392,399kW	更なる増加を目指す
<データ系> 市の事務事業に由来する温室効果ガス排出量	42,461.48t-CO2 (2016年度)	36,735t-CO2	更なる減少を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① ごみの減量化・資源化

家庭ごみの減量化・資源化を推進するため、環境保全協会、地区自治公民館等と連携して、**4R活動**を推進し、資源の有効活用を図ります。

また、市民自らが「ごみの排出者」であることへの認識を促すとともに、リサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきり等の普及啓発に努めます。

さらに、事業者に対しては、リサイクル製品の製造、販売、使用等や**4R活動**の推進により廃棄物の排出抑制や減量化を促します。

② ごみの適正な排出・処理

ごみの適正な排出を推進するため、ごみ分別アプリ「さんあ～る」等の周知啓発を行うなど、分別収集活動の支援に努めます。

また、環境美化推進員や環境保全協会と連携して環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止に努めます。

さらに、ごみ処理施設等の適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、必要な措置を講じます。

③ 地球温暖化対策の推進

本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解が得られた、太陽光、風力、水力、地熱、**バイオマス**等の**再生可能エネルギー**発電設備について導入を促進します。

また、環境教育・環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促し、家庭や事業所における**温室効果ガス**の抑制を図ります。

さらに、間伐等により、森林の適切な管理を促進するとともに、地域住民や企業など、多様な主体による市民参加の森林づくりを推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・必要なものを必要な量だけ買うようにするなどして、できるだけごみの発生を少なくしましょう。
- ・ごみを排出する際は、正しく分別し、資源としてリサイクルできるようにしましょう。
- ・不用品は、リサイクルショップなどを活用して再使用されるように努め、また、再生品を使った環境にやさしい製品を選びましょう。
- ・エコドライブの実践や公共交通機関等の利用、不要な電灯の消灯など、家庭でできる省エネ活動をしましょう。
- ・市や NPO 等の団体が開催する環境学習会や環境保全活動に参加し、地球温暖化防止のために、ライフスタイルの見直しを考えましょう。

2-3 快適生活の基盤づくりの推進

<目指す姿>

市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

そのため、市営住宅の長寿命化、土地区画整理事業による住環境の整備や超高速ブロードバンドの整備促進、上下水道施設等の計画的な整備・改修、耐震化等に努めます。

また、幹線道路のバイパス整備、地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備など市内の道路網の強化や円滑な交通環境の確保に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市は、これまで、市営住宅の計画的な建替えなどの住環境の整備、幹線道路・生活道路の整備や維持管理、水の安定供給と効率的な汚水処理など、市民生活に密着した基盤整備を進めてきましたが、これらの生活基盤は、今後、限られた行政資源の中で、少子高齢化の進行や人口減少局面への移行を見据えた、より効率的で効果的な整備が求められています。

また、多くの生活基盤施設において、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えており、予防・保全的な維持管理により長寿命化を図るとともに、有効活用を推進し、更新費用の縮減を図る必要があります。

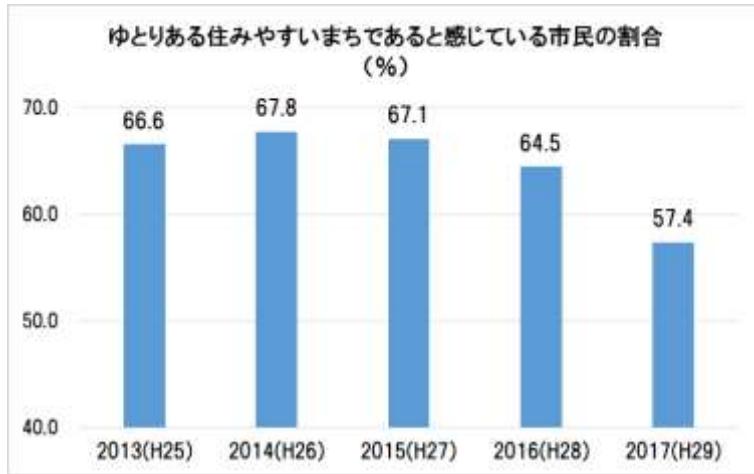
「第4次産業革命」(IoT、ビッグデータ、ロボット、シェアリングエコノミー等)は、あらゆる社会生活を劇的に変革する可能性を有しています。

一方、条件不利地域等においては、情報通信基盤の整備が進みにくく、超高速ブロードバンドが未整備の地域が依然として残っており、地域間で情報格差が生じているため、その解消に向けた調査研究を進めていく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	57.4% (2017年度)	60.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 市道の改良率（規格改良済／実延長）	47.4% (2017年度)	48.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 水洗化率 (水洗化〔接続〕人口／供用開始区域人口)	82.1% (2016年度)	88.6%	更なる増加を目指す
<データ系> 超高速ブロードバンド整備率	83.3% (2015年度)	92.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 耐震化率（水道管）	23.6% (2016年度)	29.6%	更なる増加を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 良質な住環境の整備

市営住宅の既存ストックの有効活用・改善等や老朽化住宅の除去を推進するとともに、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震化及び有害な吹付けアスベストの分析調査への支援等を通じ、住環境の安全性の向上に努めます。

また、麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区における土地区画整理事業については、早期完成を目指します。

さらに、下水道認可区域については、計画的な下水道整備を推進し、供用開始区域の接続率の向上を目指します。

② 道路ネットワークの構築と道路施設の維持

ICTを建設現場に導入する等、新たな整備手法を視野に入れながら、交通環境の整備や改善に向けた取組を推進します。

特に、市街地の渋滞を解消するため、国道・県道の整備に関する要望活動を継続的に行うとともに、幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ります。

また、道路施設や橋梁・トンネルなどの個別施設ごとに策定する長寿命化計画等に基づき、予防保全対策及び補修等を計画的に実施します。

③ 地域情報化の推進

光ファイバー等の超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信基盤について、調査研究し、国、県及び事業者と連携しながら整備を促進します。

また、ICTの効果的な活用について情報収集を行うとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。

④ 安全で良質な水の安定供給

水需要の減少、老朽施設の増加に伴う更新需要の増大、地震などの自然災害への対応を図るため、「安全」、「強靭」、「持続」の3つの観点から、「安全でおいしい水を供給する水道」、「自然災害や事故等による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道」、「健全かつ安定的な事業運営が可能な水道」を目指します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・道路の清掃、草払いなどの環境保全活動へ協力しましょう。
- ・道路の異常や漏水などを発見した場合は、関係機関に速やかに通報しましょう。

<事業者等>

- ・生活に必要なライフライン（水道、電気、ガス、通信など）を提供する事業者は、安全快適で安定したサービス等の提供に努めましょう。
- ・住宅や商店街、事業所等におけるユニバーサルデザインの導入に取り組みましょう。
- ・通信事業者は、ブロードバンド整備地域における安定的な通信環境の維持及び加入促進に努めましょう。

2-4 地域特性に応じた魅力ある空間の形成

<目指す姿>

魅力ある空間の形成を図るため、社会経済環境の変化に対応した、快適で利便性の高い、きめ細やかな土地利用や利用者の視点に立った公園づくりを推進するとともに、自然や歴史・文化などの地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある景観の形成を図ります。

また、少子高齢化や過疎化の進展などにより増加している空き家の有効活用を促進し、美しいまちなみの形成に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市は、霧島市都市計画マスターplan等に基づき、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用や利用者の視点に立った公園・広場等の整備に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化が進行する中、今後さらに、日常生活が一定のエリアで完結し、地域の活力が維持できる持続可能なまちづくりが求められます。

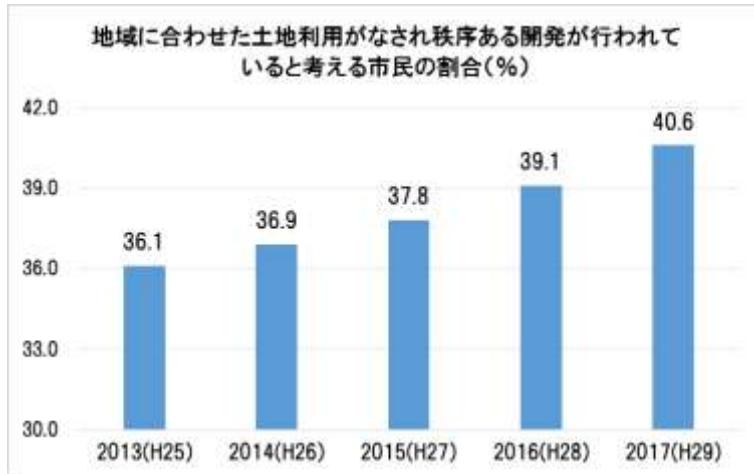
また、霧島市景観条例や霧島市景観計画に基づき、本市の特性を生かした景観の保全や新たな景観形成に向けた取組を推進していますが、近年増加する太陽光発電設備の設置など、多様化する社会情勢の変化に適切に対応し、市民、事業者等との協働による良好な景観づくりを推進していく必要があります。

さらに、近年の少子高齢化や過疎化の進行により、適切に管理されていない空き家が増加しており、建物の倒壊などの保安上の危険性に加え、防災・防犯、公衆衛生、景観への影響など、問題がより深刻化・多極化し、市民生活への悪影響がますます顕在化することが予想されます。そのため、所有者等に対し、具体的な管理方法などに関する情報提供を徹底するとともに、空き家の有効活用を支援していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 地域に合った景観整備がなされ、街並みが良好だと感じる市民の割合	40.6% (2017年度)	50.0%	更なる増加 を目指す
<意識系> 地域に合わせた土地利用がなされ秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	28.9% (2017年度)	45.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 空き家の利活用件数	2件 (2016年度)	5件	更なる増加 を目指す
<データ系> 都市公園内の更新及び新設した施設数	2件 (2016年度)	12件	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 地域にあった土地利用の規制・誘導

社会経済環境の変化に適応し、地域の特性を生かしたまちの活力を生み出す土地利用を推進します。

また、建築物に関する関係法令への適合について、申請に基づく審査・検査や定期的なパトロールを適切に実施し、安全・安心で快適なまちづくりを目指します。

さらに、**都市計画区域**及び**用途地域**については、必要に応じて見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を進め、秩序あるまちなみの形成を図ります。

② 公園・広場等の整備と適切な維持管理

地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進め、公園緑地の充実を図るとともに、公園施設の定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。

また、地域住民と連携した公園の維持管理を推進します。

③ 良好的な景観の形成

景観形成の必要性に関する普及啓発を行うとともに、市民及び事業者等と連携し、地域における景観づくり活動を推進します。

また、景観法、屋外広告物法等による規制、誘導等の仕組みを活用した良好な景観を実現するための取組を推進します。

④ 空き家対策の推進

危険廃屋の解体撤去に関する補助制度の周知を強化し、危険廃屋の撤去を促進し、周辺住民の安全を確保します。

また、**空き家バンク制度**の充実を図り、所有者への活用促進と、必要とする方々への情報提供を行い、空き家の有効活用を推進します。

さらに、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施することで、適正な管理を促します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・公園・広場等の清掃、草払いなどの環境保全活動へ協力しましょう。
- ・景観に关心を持つとともに、身近な住環境の向上のためにできることに取り組みましょう。
- ・所有者又は管理者は、空き家の適正管理に努めましょう。

<事業者等>

- ・関連法規（建築基準法等）を遵守しましょう。
- ・景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めましょう。

2-5 危機管理・防災力の充実と防災意識の向上

<目指す姿>

市民の生命・財産を守るため、災害に備えた危機管理と防災力の充実、強化を図ります。
また、市民との連携による総合的な防災対策に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

近年、地球温暖化に起因する突発的で局地的な豪雨や、台風の大型化による記録的な大雨等による土砂災害や冠水被害が発生し、新燃岳・御鉢は、噴火に伴う火山災害が懸念されています。

このような状況を踏まえ、市総合防災訓練等による関係機関等との連携強化を図るとともに、地域の現状に合った地区防災計画の作成や各種避難訓練等を通した自主防災組織の活性化を推進し、市民の防災意識の向上や地域防災力の強化を図っていく必要があります。

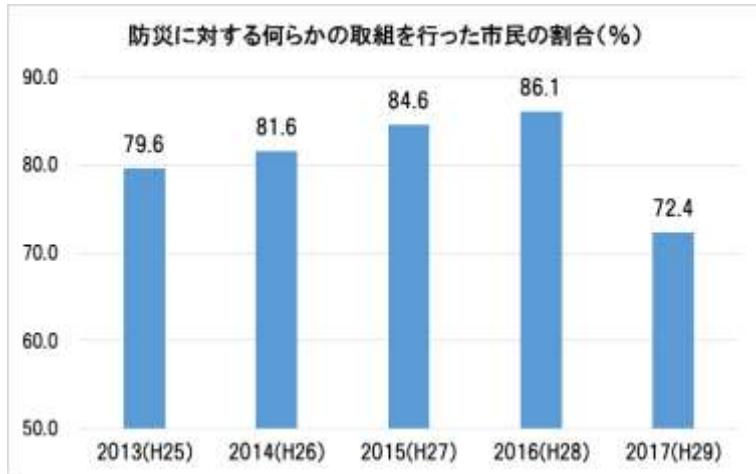
また、近年、火災の発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進行や生活形態の多様化などに伴い、火災態様や救助・救急需要が複雑に変化していることから、消防団との連携により、火災予防啓発活動の強化を図るとともに、救急現場に居合わせた際、誰もが的確な応急手当や救命措置ができるよう、救命講習等を推進していく必要があります。

さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進のための情報の周知や災害危険個所の整備を図るとともに、治水対策の計画的な実施により、防災・減災対策を推進していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 防災に対する何らかの取組を行った市民の割合	72.4% (2017 年度)	86.1%	更なる増加 を目指す
<意識系> 災害時の避難先を知っている市民の割合	80.0% (2017 年度)	85.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 救命講習等を受講した市民の割合	8.3% (2016 年度)	9.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 火災の年間発生件数（5年間の平均）	56.6 件 (2016 年度)	50.0 件	更なる減少 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進

災害から市民の生命・財産を守るため、災害危険箇所の整備や治水対策をはじめとした各種防災事業を推進するとともに、災害発生・災害予測時に、防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の拡充等の環境整備を図ることにより、災害に強い防災基盤の整備に努めます。

また、災害発生後においては、被災箇所の被害拡大や二次災害の防止に努めるとともに、早期復旧を図ります。

② 自助・共助を主体とした地域防災力の強化

地域の連帯感や防災意識の高揚を図るため、出前講座や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層に対して、災害時の対応行動や防災知識の普及啓発を行うなど、防災対策の充実を図ります。

また、消防団員の高齢化等に伴い、消防団員の確保が喫緊の課題となっていることから、特に、若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、担い手の確保と消防団活動の活性化を図ります。

さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進を図るため、移転に関する支援制度の周知に努めます。

③ 火災の予防及び救急・救助体制の充実

火災予防広報、防火教室及び講習会の開催等を通じ、火災発生の未然防止を呼びかけるとともに、住宅火災から生命・財産を守るため、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理を促進します。

また、緊急時において、救命率の高い救急活動が行えるよう、救急隊員の知識・技能の充実を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発のため、**普通救命講習等**の様々な講習を行います。

さらに、災害事故に迅速・的確に対応するため、消防職員及び消防団員への教育訓練等を通じ人材育成を図るとともに、防災施設、消防資機材等の計画的な整備を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・平常時から食糧備蓄や非常用持出袋の準備等の防災対策を行うなど、災害から身を守る行動を心がけましょう。
- ・急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行いましょう。
- ・住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理など、火災予防に取り組みましょう。
- ・地域の防災力向上のために、自主防災組織の活動に参加しましょう。

<地域>

- ・災害時に被害を最小限にとどめるため、自主防災組織を育成・強化しましょう。
- ・防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめ、市が行う防災活動に協力しましょう。

2-6 市民生活の安全性の向上

<目指す姿>

市民、警察、事業者等と一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害の未然防止及び被害拡大の防止に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあるものの、高齢者の交通死亡事故は上昇傾向にあります。そのため、高齢者をはじめとした交通安全教育の充実を図るとともに、「高齢者運転免許証自主返納制度」の活用の促進を通じ、高齢者が加害者となる交通事故を防いでいく必要があります。

また、犯罪の発生件数は、近年減少傾向にあるものの依然として予断を許さない状況であり、近年のスマートフォン等の普及に伴い、インターネットを悪用したサイバー犯罪の増加も懸念されます。そのため、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、「霧島市あんしん・あんぜん検定」をはじめとする広報啓発活動や防犯パトロール隊の活動の活性化を通じ、地域の防犯力の強化を図るとともに、犯罪防止に配慮した防犯灯・安全灯のLED化などの環境整備を図る必要があります。

さらに、近年、高齢化の進行、高度情報化の進展等に伴い、消費者被害の内容等も複雑多様化しています。そのため、消費者自身が被害に遭わないよう、知識や判断力を高めるための広報、啓発を推進するとともに、「霧島市消費生活センター」の相談体制の充実を図り、トラブルの未然防止や早期の救済に努める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 「安心・安全に生活できる」と感じる市民の割合	50.8% (2017年度)	60.0%	更なる増加 を目指す
<意識系> 霧島市消費生活センターの認知度	48.8% (2017年度)	54.8%	更なる増加 を目指す
<データ系> 交通事故発生件数（人身・暦年）	752件 (2016年度)	674件	更なる減少 を目指す
<データ系> 刑法犯罪認知件数（暦年）	740件 (2016年度)	700件	更なる減少 を目指す
<データ系> 高齢者運転免許自主返納者数	392件 (2016年度)	420件	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚を図るために、年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通立哨等を積極的に実施します。

特に、高齢者の交通事故が多発していることから、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するとともに、高齢歩行者が犠牲となる事故を防止するため、夜光反射材の着用等を推進します。

また、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備など道路環境の充実を図り、交通事故が起こりにくい環境整備に努めます。

② 防犯対策の推進

警察や防犯協会等の関係機関との連携や「霧島市あんしん・あんぜん検定」の継続的な実施を通じ、防犯に関する情報発信や意識啓発を図り、「自らの安全は自らで守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯パトロール隊の自主的な活動を支援することで、地域の防犯力を高めるとともに、防犯設備（防犯灯・安全灯等）の計画的な整備を行うことにより、犯罪の起きにくい環境整備に努めます。

③ 健全な消費生活の推進

市民が安心して日々の消費生活を送れるよう、メディアなどを活用しながら、消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止などに向けた情報提供の充実を図ります。

また、複雑多様化する消費者トラブルの相談に適切に対応するため、「霧島市消費生活センター」の認知度の向上を図るとともに、消費生活相談員の資質向上など、相談体制の充実を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・日常生活の中で防犯を意識し、見守り活動・防犯パトロール等の防犯活動に協力し合いましょう。
- ・交通ルールやマナーを遵守しましょう。
- ・消費生活に関する知識の習得・情報収集などを行い、自ら消費者被害に遭わないよう備えましょう。

<地域>

- ・悪質な訪問販売等による被害を防ぐため、地域で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行いましょう。

<事業者>

- ・消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう、倫理的な事業活動、情報開示を行いましょう。

3-1 健康づくりの推進と医療体制の充実

<目指す姿>

始良地区医師会等の関係機関と連携し、一次救急医療及び二次救急医療体制の更なる充実を図ります。

また、市立医師会医療センターの施設整備や機能の充実に努めるとともに、市民の健康づくりや子育て支援の新たな拠点となる多機能・複合的な保健センターの整備を目指します。

さらに、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、疾病の早期発見や特定保健指導等による重症化予防、こころの健康づくりに努めます。

(1) 施策の現状と課題

始良地区医師会等との連携により、一次救急医療については、休日在宅当番医制や夜間救急診療の実施、二次救急医療については、病院群輪番制や循環器・脳外科救急輪番制の整備・支援を行うなど、夜間・休日における診療の充実を図ってきましたが、高齢化等に伴う医療需要の増加に対応するため、更なる体制強化を図る必要があります。

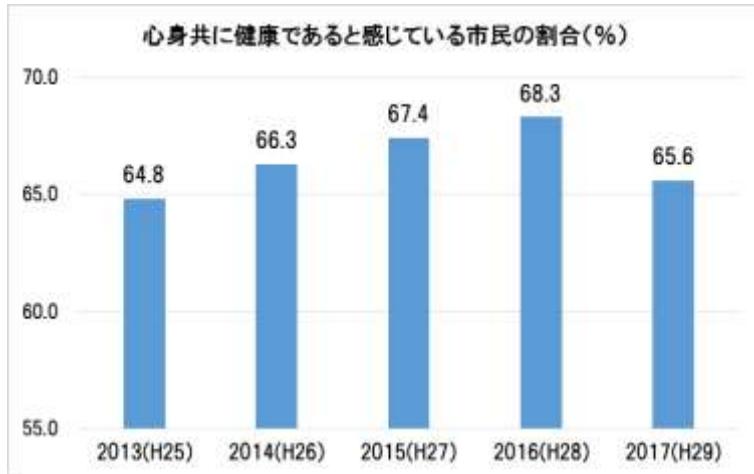
また、市立医師会医療センターは、施設の老朽化や様々な医療ニーズなどへの対応を踏まえ、抜本的な整備を行う必要があり、保健センターについても、施設の老朽化や狭隘化等に伴い、市民の利便性が低下していることから、新たな拠点施設の整備を検討する必要があります。

健康づくりについては、市民が、自分にあった健康づくりや食生活などの正しい生活習慣を習得するとともに、日ごろから健康管理や疾病予防等について相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を決めることが重要です。また、生活習慣病やこころの病気が増加していることから、生活習慣病の発症・重症化の予防のための健康支援、こころの病気へのサポートが必要とされており、特に、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病への対策が重要です。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 健康づくりの支援や医療体制が充実していると感じる市民の割合	52.1% (2017年度)	54.6%	更なる増加 を目指す
<意識系> 心身共に健康であると感じている市民の割合	65.6% (2017年度)	73.4%	更なる増加 を目指す
<データ系> 人口透析の新規導入者数（人口10万人当たり）	15.1 (2016年度)	14.3	更なる減少 を目指す
<データ系> 予防接種率	94.3% (2016年度)	95.5%	更なる増加 を目指す
<データ系> 自殺死亡率（人口10万人あたり）	15.8 (2016年度)	14.1	更なる減少 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 安全・安心な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備

高齢化に伴う医療需要の増加等に対応するため、姶良地区医師会等の関係機関と連携し、夜間・休日における二次救急医療体制の更なる強化を図るとともに、深夜帯における一次救急医療体制について必要な措置を講じます。

また、医療ニーズへの的確な対応ができるよう、市立医師会医療センターの施設整備や機能充実に努めるとともに、市民の健康づくり、子育て支援の拠点として、乳児から高齢者まで幅広い保健サービスを提供でき、保健・福祉等の連携が図られる多機能・複合的な保健センターの整備を目指します。

② 市民の健康意識の向上と健康管理の充実

市民の健康意識の向上や知識の普及のために、健康相談・健康教育・市民健康講座等を継続的に実施するとともに、健康運動普及推進員や食生活改善推進員等の健康づくり協力団体と連携して、運動習慣やバランスの良い食生活、食育等の普及啓発に努めます。

また、生活習慣病の発症・重症化の予防のため、特定保健指導や早期受診勧奨等を行うとともに、糖尿病についてはCKD（慢性腎臓病）予防ネットワークの推進を図ります。

さらに、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、市民の理解を深め、関係機関と連携した総合的な対策に取り組みます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・幼少期から食育に取り組みましょう。
- ・定期的な健診の受診や食生活・運動習慣の見直しを通じ、健康づくりに努めましょう。
- ・かかりつけ医等を決め、生涯にわたって自分の健康管理を行いましょう。

<地域>

- ・地域の健康づくり活動を推進するために、行政と連携し住民の健康づくりを支援しましょう。

<事業者等>

- ・事業所の労働安全衛生管理体制を整え、従業者の健診や健康教育を実施し、生活習慣病などの予防に努めましょう。

3-2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

<目指す姿>

関係機関との連携を強化し、妊娠期から乳幼児期まで、切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

また、若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるように子育てに幸せや楽しさを実感できる環境整備に努めます。

(1) 施策の現状と課題

出産年齢の高齢化や子育て世代の転入者の増加等に伴い、妊娠・出産への不安や負担を抱えています。身近に頼れる人がいない中で子育てをしている市民が増加しています。

そのため、関係機関と連携して、**産後ケア体制の充実**を図り、育児に支障を及ぼすおそれのある支援を必要とする家庭に対して、切れ目のない支援ができるよう、**子育て世代包括支援センター**の機能を強化するとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等、地域全体で子育てを支援していく必要があります。

また、年次的に保育所等の整備を行い、利用定数の拡充を図っていますが、共働き家庭の増加等に伴い、今後、更なる保育ニーズの増大・多様化が予想されます。そのため、今後も引き続き、民間保育所等と連携し、施設整備を行うとともに、**ファミリー・サポート・センター**の機能強化を図るなど、多様な保育サービスを展開していく必要があります。

さらに、子育てに要する経済的負担が大きいことから、医療費の助成制度などの充実に努めるとともに、特に、ひとり親家庭については、経済的支援のほか、就業支援に努める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 妊娠・出産について満足している市民の割合	80.1% (2016年度)	85.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 18歳以下の児童数（3月31日現在/年）	24,083人 (2016年度)	24,500人	更なる増加 を目指す
<データ系> 乳幼児健診受診率	96.1% (2016年度)	96.7%	更なる増加 を目指す
<データ系> 合計特殊出生率	1.65 (2016年度)	1.84	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安心して妊娠・出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、健康相談、**特定不妊治療等**への支援、**産後ケア**などの支援体制の充実を図ります。

また、地域子育て支援センターの機能充実や周知広報に努めるとともに、「霧島市こどもセンター」を核として、各地区の子育て支援センターとの連携を強化します。

② 多様なニーズに応じた子育て環境の充実

親子で楽しめる遊びや学びの場を提供するとともに、子育て情報の提供や保護者同士のつながりへの支援、関係機関との連携・情報の共有等、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

また、勤労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、一時預かり、延長保育、**病児・病後児保育**など保育サービスの充実に努めます。

さらに、待機児童等の状況や生活圏・就労圏などの地域性を考慮し、保育所、幼稚園、**認定こども園**、**放課後児童クラブ**等の子育て環境の充実に努めます。

③ 子育てに関する負担軽減の推進

子育て家庭に対する児童手当・子ども医療費助成などを継続的に実施するとともに、効果的でニーズに即した支援策を講じることにより、子どもを産み育てるために必要な経済的負担の軽減に努めます。

また、ひとり親家庭の生活安定や自立を促進するため、関係機関と連携した就労支援や資格取得のための支援を行います。

(5) みんなができること

<市民>

- ・一人ひとりを尊重し、家族みんなで協力しながら、子どもの養育、教育を行いましょう。
- ・子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めましょう。

<地域>

- ・地域全体で子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりを進め、交流の機会を増やしましょう。

<事業者>

- ・従業員が家庭で子どもとのかかわりを深められるよう配慮しましょう。

3-3 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進

<目指す姿>

住民主体の通いの場を基本として介護予防事業を展開するとともに、高齢者自身が生活支援の担い手として活躍できるよう、ボランティア活動等の取組を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(1) 施策の現状と課題

2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、高齢化に伴う医療や介護の需要が更に増加することが見込まれているため、国は病院・施設から在宅生活の継続に向かって制度体制を整えつつあり、2016（平成28）年度に都道府県単位で策定された地域医療構想により、入院から在宅復帰への流れがいっそう促進されることとなります。他方、在宅生活の継続にあたって不可欠な地域の互助力は低下しつつあり、コミュニティーの基本となる地域住民が顔を合わせる場が不足している状況です。

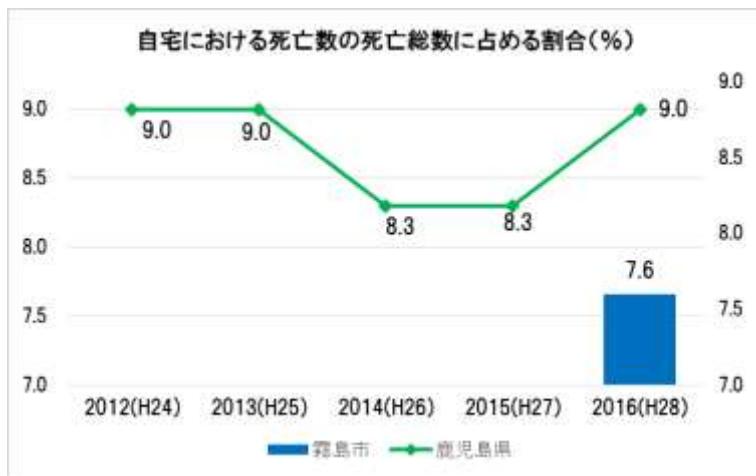
また、若年労働者の不足や女性の社会進出、定年延長などに伴い、65歳以上の元気高齢者について、支える側、いわゆる「担い手」としての役割が期待されていますが、「高齢者はサービスを受ける側」という認識もまだまだ残っている状況です。

そのため、高齢者が、地域社会の中で自らの知識や経験を生かして、共に支え合う社会づくりのための役割を担いながら、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を加速する必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 心配事や愚痴を聞いてくれる人が「近隣」にいる高齢者の割合	17.3% (2016年度)	21.0%	更なる増加を目指す
<意識系> 地域のつながりがあると感じている高齢者の割合	63.6% (2016年度)	68.0%	更なる増加を目指す
<意識系> 生きがいを十分・多少感じている高齢者の割合	71.4% (2016年度)	75.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 自宅における死亡数の死亡総数に占める割合	7.6% (2016年度)	9.0%	更なる増加を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実

住民主体の通いの場の充実を図るとともに、理学療法士や作業療法士などの専門職を生かした自立支援に資する取組等により介護予防事業を推進します。

また、高齢者がこれまでに培った知識と経験を生かし、生き生きと日々の生活を送り、さらに、生活支援の担い手として活躍できるよう、地域活動やボランティアの促進などに取り組みます。

② 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

団塊の世代が後期高齢者となる2025年へ向けて、姶良地区医師会などの協力を得ながら在宅医療・介護連携を進めます。

また、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケア・ライフサポートワーカーとの連携による身近な相談体制の構築を進めるとともに、地域住民の自主的な通いの場の創出や住民互助の取組を支援し、各種団体や地域住民の提供する行政サービス以外のサービスの普及促進を図ります。

さらに、認知症等SOSネットワークの構築などの取組により、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③ 高齢者の居住の安定の確保

高齢者が可能な限り、望む場所（自宅や施設など）で生活できる環境づくりを進めるとともに、地域のニーズに応じた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の適切な供給により、住み慣れた地域で「住み替え」が促進される環境を確保します。

また、それ以外の施設についても適切に施設が確保されるよう、計画的な施設整備の調整等を行います。

さらに、市立の養護老人ホームについては、入所者の福祉の向上を目的とした民営化を進めます。

④ 住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて、自治会等の既存のコミュニティーはもとより、民生委員、在宅福祉アドバイザーをはじめとする地域のボランティアやNPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体とのネットワークを強化します。

また、ボランティア活動のうち、特に地域における支え合いを促進するため、ボランティア養成体制の強化を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、地域社会の一員として、地域活動やボランティア活動などに取り組みましょう。
- ・近隣高齢者等に思いやりを持って接し、声かけなどを行いましょう。

<地域>

- ・相互扶助としての見守り活動や、住民主体の通いの場の創出、その他介護予防に資する活動などの地域活動に取り組みましょう。

<団体等>

- ・社会福祉協議会は、地域福祉の育成、ボランティアの育成に努めましょう。

<事業者>

- ・医療・福祉の関係機関は、高齢者が地域での自立した生活を送れるように、互いに連携しながらサービス等の提供を行いましょう。

3-4 共生社会実現に向けた障がい者（児）への支援

＜目指す姿＞

障がい児（者）の成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービス等の提供体制を構築し、地域の中で日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できる共生社会の実現を目指します。

（1）施策の現状と課題

本市は、出前講座等を通じ、障害のある人に対する理解不足や誤解から生じる差別・偏見の解消を図ってきましたが、アンケート調査によると、差別や偏見があると感じている方の割合は依然として高く、障害のある人に対する市民の理解は深まっているとは言えません。

そのため、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害の特性に応じた福祉サービスの充実を図るとともに、メディアの活用を通じて、ノーマライゼーションの理念を広く市民に周知し、地域の一員として日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できる共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

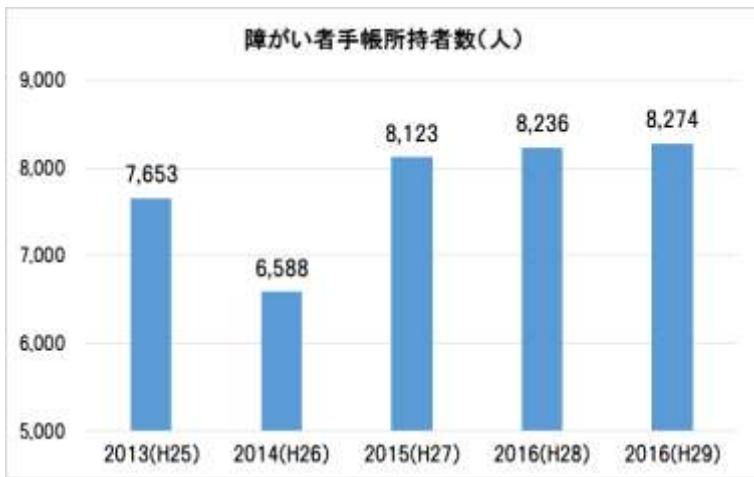
また、本市は、こども発達サポートセンター「あゆみ」において、発達相談事業や発達外来事業等を実施していますが、発達障害に関する理解や関心の高まりに加え、定期的な診療体制ではないことや、医師を含めた専門職が不足していることから待機期間が発生している状況です。そのため、専門職の確保等により、体制の充実を図る必要があります。

さらに、障害のある人の権利を守るとともに、自立支援等の観点から、一人ひとりに応じた、地域生活支援や就労支援を進める必要があります。

（2）成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
＜意識系＞ 日頃の悩みや困り感を行政や相談支援事業所に相談する割合	10.3% (2017年度)	35.0%	更なる増加を目標とする
＜意識系＞ 障がいがあることで嫌な思いをしたことがある障がい者の割合	40.3% (2017年度)	20.0%	更なる減少を目標とする
＜データ系＞ サービスを受けている障がい者の実人数	1,496人 (2016年度)	1,700人	更なる増加を目標とする
＜データ系＞ 障害児通所支援を利用している子どもの数	771人 (2016年度)	1,070人	更なる増加を目標とする

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 障害福祉サービスの提供体制の充実

障害や障害のある人に対する市民の正しい理解を深め、障害のある人への心配りや手助けなどを推進します。

また、障がいのある人が尊厳を持ち、安心して社会生活が営めるよう、障害の特性やニーズを踏まえた福祉サービスを提供します。

さらに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談受付や情報提供などを行う「基幹相談支援センター」の設置を目指します。

② 障がい者の自立及び社会参加の促進

障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、幼少期から高齢期に到るまで必要な支援を行います。

そのため、身近に相談できる体制や住まいの確保などをはじめとする福祉サービスの充実を図るとともに、民間任意団体によるサービスの提供など、地域全体で障害のある人を支える基盤整備を促進します。

③ 障がい児の支援体制の充実

学校等と連携し、障害のある子ども一人ひとりに応じた特別支援教育の更なる充実を図ります。

また、療育の必要な子どもの成長に応じて、児童発達支援・放課後等デイサービス等の円滑な活用や相談体制の強化に努めます。

さらに、こども発達サポートセンター「あゆみ」の相談支援体制の充実に努め、関係機関と連携し、発達障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図ります。

④ 尊厳ある暮らしを支える仕組みづくり

障害のある人の主体的な選択と決定の下、地域で暮らすために必要な支援を行います。

また、成年後見センターの利用促進を通じ、認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない人の利益や財産の保護に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・障害の特性等や、障害のある人に対する理解を深めましょう。
- ・地域でのイベント等の企画や運営、参加を通じて、障害のある人との交流を深めましょう。
- ・障害のある人と地域でともに支え合い、生活できるよう必要に応じて支援しましょう。

<事業者>

- ・障害のある人の雇用に積極的に取り組み、働きやすい環境をつくりましょう。
- ・医療・福祉の関係機関は、障害のある人が地域で尊厳をもって暮らせるよう、互いに連携しながらサービスを提供しましょう。

3-5 社会保障制度の円滑な運営

<目指す姿>

生活に課題を抱える人または世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができる体制を構築します。

また、医療保険制度や介護保険制度については、給付の適正化に取り組み、関係機関と連携して、制度の安定的な運営に努めます。

(1) 施策の現状と課題

本市の生活保護受給者は、年々増加傾向にあることから、生活保護者の自立に向けた支援など、きめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者については、相談支援や住居確保支援等に取り組むとともに、経済的な問題のみならず、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制を構築し、経済的・社会的な自立を促進する必要があります。

また、少子高齢化や人口減少の進行、医療の高度化など、社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、将来的な社会保障制度運営に与える影響が懸念されています。本市においても、医療保険と介護保険の給付費が増加傾向にあることから、給付費の適正化を推進していく必要があります。

さらに、国民年金制度は老後の生活安定に欠かせない社会保障制度であることから、制度に対する理解を深めてもらうための取組を行うことにより、市民の年金受給権の確保に努める必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<データ系> 国民健康保険の被保険者一人当たりの医療諸費	440,737 円 (2016年度)	497,000 円	増加の抑制 を目指す
<データ系> 人口（推計人口）1,000人当たりの生活保護受給者数	14.0人 (2016年度)	15.7人	増加の抑制 を目指す
<データ系> 介護保険第1号被保険者一人当たりの給付月額の全国平均との比較（本市平均－全国平均）	1,737 円 (2016年度)	1,300 円	更なる減少 を目指す
<データ系> 就労等により自立した生活保護世帯数	27世帯 (2016年度)	50世帯	更なる増加 を目指す
<データ系> 特定健診受診率（国民健康保険）	47.3% (2015年度)	60.0%	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 生活困窮者等への支援

生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援、就労支援及び住居確保支援に取り組むとともに、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制の構築に努めます。

② 医療保険制度と国民年金制度の円滑な推進

市民の健康に対する意識を高め、生活習慣の改善につなげるため、**生活習慣病**の予防等に関する事業を実施するとともに、重複・頻回受診者に対する訪問指導等を通じ、医療費の適正化を図ります。

また、健診、保健指導の受診率の向上を図るため、医療機関等と連携して、受診勧奨を行います。

さらに、日本年金機構と連携を図りながら、**国民年金第1号被保険者**の資格に関する届出等の適正な処理や相談業務、制度周知等を実施し、市民の年金受給権の確保に努めます。

③ 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護高齢者数の推移や介護サービス供給見込量等を把握し、介護保険料を適切に設定するとともに、要介護認定の適正化を進めます。

また、介護サービスの質の向上を図るために、サービス事業所に対する指定・指導体制を強化するとともに、多職種で構成する地域ケア会議の開催等を通じ、介護給付費の適正化を図ります。

(5) みんなができること

<市民>

- ・就労意欲や地域の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・医療保険制度や国民年金制度、介護保険制度の趣旨を理解し、適正な利用や保険料（税）の納付に努めましょう。
- ・各種健診を活用し、自ら健康の維持、増進に努めましょう。

<事業者>

- ・退職者等への医療保険制度や国民年金制度の周知に努めましょう。

4-1 立志と将来への希望を育む学校教育の充実

<目指す姿>

子どもたちの学力や健康、豊かな心を育み、本市の発展を支えていく人材を育成するため、教職員の資質向上や安全・安心な教育環境の整備に努めるとともに、地域や関係機関と連携した学校支援体制を構築し、特色ある教育活動を推進します。

また、市立国分中央高校においては、魅力ある専門高等学校として、歴史・伝統を継承しつつ、時代と社会の変化に対応できる人材の育成を目指し、更なる活性化に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒の学力は、全国・県の平均値を下回っていることから、個に応じた指導の充実や分かる授業の実践により、確かな学力の定着を図る必要があります。

一方で、子どもたちの能力・可能性を十分に伸ばすためには、教員の資質や能力の向上が必要不可欠ですが、教員の長時間勤務など、子どもと十分に向き合うことができない状況もあることから、教員一人ひとりが担うべき業務に専念でき、意欲と能力を最大限に發揮できる環境整備を推進する必要があります。

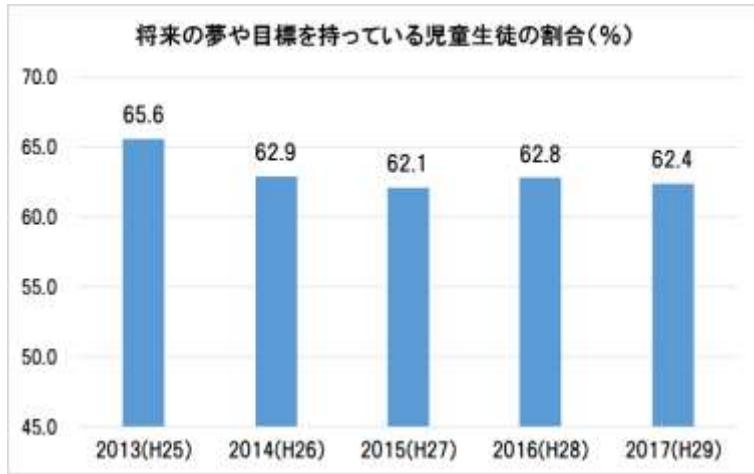
また、不登校への対応、特別支援教育の充実、安全・安心で質の高い教育環境の整備などの課題が指摘されていることから、学校・家庭・地域が一体となった教育の一層の充実が求められるとともに、学校の特色を生かした教育活動の推進のため、地域の多様な人材の活用や特認校制度の広報など、地域に開かれた学校づくりを展開していく必要があります。

市立国分中央高校においては、屋内運動場など学校施設の整備を進めてきましたが、今後更に、一人ひとりの生徒に合わせた進路指導等の充実を図るとともに、募集定員の確保に向けた取組を強化していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	62.4% (2017年度)	65.0%	更なる増加 を目指す
<意識系> 小・中学生のあいさつや交通ルールを守るマナーが、2、3年前と比べて良くなっていると思う市民の割合	47.8% (2017年度)	60.3%	更なる増加 を目指す
<データ系> 学習定着度調査における平均正答率の県との比較	△2.2 (2016年度)	1.5	更なる増加 を目指す
<データ系> 規範意識の高い児童生徒の割合	62.5% (2016年度)	65.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 体力テスト(小・中学校)における平均値の県との比較	0.2 (2016年度)	1.7	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進

児童生徒の基礎的・基本的な知識の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善などを通じて、思考力・判断力・表現力等の育成や問題を自らの力で解決していくこうとする主体的な態度を育みます。

また、各学校の学力向上に対する取組の評価・改善手法の更なる充実を図るとともに、個人差や個性等を考慮した指導法の改善や個別指導の在り方について支援を行うなど、教職員の資質向上に努めます。

さらに、子どもたちが自分の生き方や働き方について考え、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実を図ります。

② 豊かな心の育成と個性を生かす支援体制の充実

いじめや不登校、暴力行為等のない学校づくりを推進するとともに、関係機関と連携し、これらに対する相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒の思いやりの心やあいさつ、規範意識を高める「命の教育の日」、「ほめる運動」等の具体的な取組を通して、自他の大切さを認めることができる子どもたちを育成します。

さらに、障害のある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実や学習環境の整備を行い、一人ひとりに応じた自立と社会参加の実現を図ります。

③ 安全で安心な学校づくりと**食育・体育の推進**

スクールガードリーダーや防犯ボランティア等との連携をはじめ、地域・学校・家庭が一体となって、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。

また、耐震化や老朽化対策を通じて、学校施設の長寿命化を図るとともに、社会環境の変化等に伴う多様なニーズに即した施設整備を行うことにより、安全で質の高い学校づくりを推進します。

さらに、生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な体力の向上や生活習慣の形成、**食育**の取組を通じて、健やかな体を育みます。

④ 地域や学校の特色を生かした教育活動と教育支援の推進

地域の多様な人材との交流体験などを通じ、教育活動の活性化を図るとともに、郷土を愛する心を養い、これから社会づくりに貢献しようとする子どもたちを育成します。

また、地域と連携して、**特認校制度や山村留学制度**の広報・体験活動の強化を図ることにより、小規模校の児童生徒を確保し、学校及び地域の活性化に努めます。

さらに、学校運営の改善と発展を目指す「**学校関係者評価**」の充実を通して、開かれた学校づくりを推進します。

加えて、経済的理由等で修学困難な生徒や学生へ奨学金を貸与することにより、安心して教育が受けられる環境づくりに努めます。

⑤ 専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実

国分中央高校の活力、専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼され魅力ある学校づくりに取り組むとともに、歴史・伝統を継承しつつ、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

また、進学・就職指導の充実を図るとともに、募集定員の確保に向けた取組を強化します。

(5) みんなができること

〈家庭〉

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」を実践し、学年に応じた家庭学習の習慣化や健康づくりのための運動習慣を身につけましょう。
- ・学校や地域の各種行事への積極的な参加に努めましょう。
- ・合同企業説明会や工場等見学会などの機会を通じ、市内の企業に関心を持ちましょう。

〈地域〉

- ・登下校時の交通安全指導や子どもたちへのあいさつ、「励まし」の声かけをしましょう。

4-2 多様な学びを支援する社会教育の充実

<目指す姿>

体験活動等を通して、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成し、子ども達が夢や目標を持つ心を育むとともに、地域ぐるみで青少年を育成する気運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、市民の学習環境の充実に努めるとともに、地域の課題に対する学びとそれを実践する「循環」の仕組みづくりや支援に努めます。

さらに、市民が文化財を学び知る機会を積極的に設け、郷土づくりの意識や自発的な保存活動の高揚を促進します。

(1) 施策の現状と課題

人口減少や核家族化、地域における連帯感の希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力が低下するとともに、人と人との結びつきが弱まりつつあります。併せて、インターネットなどの急速な普及により、情報を得ることが容易になった反面、有害な情報へ触れる機会も増え、子どもの人格形成にまで悪影響を及ぼす可能性も指摘されています。

このような社会環境の変化の中で、青少年の豊かな感受性を養うためには、誰もが親としてのあり方を常に振り返るよう家庭教育を充実させるとともに、家庭・地域・学校が連携し、青少年育成のための健全な社会環境づくりに努める必要があります。

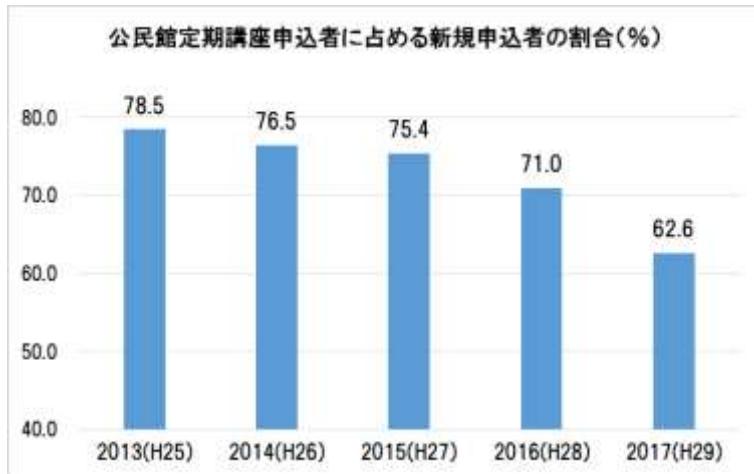
また、地域が抱える課題の解決のためには、学び合いを通じて、地域の新たなつながりを育んでいくことが必要であることから、全ての市民が、それぞれの意欲や必要に応じて学習できる環境の整備・充実や、学びの成果が地域での活動等に結びつくような学習機会の充実が求められます。

さらに、本市は、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など、多くの伝統文化を有していますが、少子高齢化に伴う担い手不足などにより、保全・継承が困難になっています。そのため、学校や地域などと連携して、郷土に誇りを持つ心を醸成し、後継者の育成に努めるとともに、歴史・文化を生かした地域づくりの推進など、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等にも積極的に取り組む必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 青少年の他人に迷惑をかけるという行動が、 2・3年前と比べて減ったと考える市民の割合	16.3% (2017年度)	23.5%	更なる増加 を目指す
<意識系> 学習している市民の割合	54.5% (2017年度)	57.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	59.1% (2016年度)	62.5%	更なる増加 を目指す
<データ系> 公民館定期講座申込者に占める新規申込者の割合	62.6% (2017年度)	77.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 過去1年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数	10,838人 (2016年度)	11,500人	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実

豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行い、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。

また、地域における異年齢集団での様々な体験活動などを通じて、子どもたちの思いやりの心や自律心を育むとともに、多様性や感受性を養うための取組を推進します。

さらに、関係機関と連携して、子ども会や青少年団体等への加入推進に努めるとともに、これらの団体等への活動を支援します。

② 家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成

子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立した社会生活を送ることができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を図ります。

また、親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供等を図るとともに、学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関と連携して、青少年の健全育成に努めます。

③ 自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実

多様化・高度化するニーズに対応し、関係機関と連携した学習機会や学習内容の充実に努めるとともに、市民が、必要な情報を容易に入手できるよう、広報誌や図書館システムなどを活用した情報提供を行います。

また、社会教育施設の改修やメディアセンター等の機器の更新を通じ、市民が利用しやすい学習環境の整備に努めるとともに、社会教育における学びを通して、地域を知り、課題に気づくことで、その解決に向けた活動に繋がる場や機会の充実を図ります。

④ ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用

文化財に触れる史跡めぐりや体験学習、歴史講座などを積極的に開催するとともに、郷土芸能の保存・継承を図るため、保存団体間の連携・交流を推進します。

また、文化財の計画的な調査・研究、保存に努め、重要なものについては、文化財指定により保護を図るなど、文化財を後世に遺すための適切な環境整備に努めます。

さらに、本市の歴史・文化・自然・産業などに触れることができるよう施設を充実し、貴重な遺産を後世に伝えます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・何事にも興味や関心を持ち、前向きに学習しようとする意欲を持ちましょう。
- ・各種講座等で学んだことをボランティア活動等の場で生かしましょう。
- ・郷土芸能の継承や文化財を大切にする意識を高めましょう。

<家庭>

- ・家庭教育の充実を図り、読書習慣を身につけさせ、地域活動への参加を促しましょう。

<地域>

- ・子どもたちをほめる声かけに取り組むとともに、子どもたちに地域活動の中での役割を与えましょう。

4-3 次世代へつなぐ芸術文化活動の推進

<目指す姿>

優れた芸術文化に触れることができるよう、多様なジャンルの芸術文化を楽しむことのできる機会を提供するとともに、積極的な情報発信に努めます。

また、市民の主体的な芸術文化活動の促進と活動の裾野の拡大を図るため、団体の育成・支援を行うとともに、団体間の相互交流を推進します。

さらに、子どもたちの芸術文化に対する興味・関心の高揚や豊かな心の醸成を図るため、芸術文化に親しむ機会を積極的に提供します。

(1) 施策の現状と課題

本市では、国内でも屈指の音楽祭である「霧島国際音楽祭」や世界を舞台とする「劇団四季」の公演など優れた芸術文化のイベントが開催されるとともに、市民参加型のミュージカル等の新たな文化の創造や食文化等の継承による次世代育成が行われています。

芸術文化は、鑑賞、体験のみならず日々の生活の中に存在するものであり、市民がそれぞれの感性で楽しむことができるよう、身近に触れ親しむ機会を創出し、芸術文化への意識の底上げを図っていく必要があります。

なお、市の芸術文化活動の中心組織の一つである霧島市文化協会は、各地域において、文化祭をはじめとした活動を展開していますが、少子高齢化の進行により会員数が減少するなど、後継者の育成が大きな課題となっています。

一方、市内には、組織としての形態をとらずに、芸術文化活動を行っている個人や団体も多数存在することから、今後、その把握に努め、相互交流・連携を推進し、芸術文化を支える人材の育成を図りながら、まちづくりへの活用等にも積極的に取り組む必要があります。

また、本市の芸術文化活動の拠点として最も重要な施設である霧島市民会館は、建築後50年を越えており、建物本体・設備等で改修や更新の時期を迎えているものもあることから、今後のあり方について検討する必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 芸術文化に親しんでいる市民の割合	53.4% (2017 年度)	54.3%	更なる増加 を目指す
<意識系> 芸術文化に触れ親しむ環境が整っていると感じ る市民の割合	30.4% (2017 年度)	31.4%	更なる増加 を目指す
<データ系> 芸術文化事業の実践者及び鑑賞者の人数	101,831 人 (2016 年度)	118,000 人	更なる増加 を目指す
<データ系> 芸術文化団体に所属している人数	2,992 人 (2016 年度)	3,600 人	更なる増加 を目指す
<データ系> 霧島市民会館来館者数	63,924 人 (2016 年度)	71,900 人	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 芸術文化に触れ親しむ機会の充実

子どもの頃から身近な場所で良質な芸術・文化を鑑賞し、体験できる機会を提供するとともに、これまでの広報活動に加え、各種メディアなどを活用した積極的な情報発信に努めます。

また、霧島市民会館において、関係機関と連携し、市民ニーズ等を踏まえた音楽・演劇などの芸術文化が享受できるイベントの開催に努めます。

② 芸術文化活動を実践する市民及び団体への支援

市民の自主的な芸術・文化活動により、多くの市民が芸術文化に親しめる機会が増えるよう、市民活動の支援に取り組みます。

また、市文化協会や関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の推進により、活動の活性化を図るとともに、芸術文化を支える人材の育成に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・芸術活動や文化事業への積極的な参加等を通して、身近なまちの魅力を再認識・発見するよう努めましょう。
- ・芸術文化に親しむため、市文化協会の活動や市民が自主的に行っている芸術・文化活動に積極的に参加しましょう。

<団体>

- ・会員や活動の拡充を図り、芸術文化活動を担う人材育成に取り組みましょう。
- ・個性と魅力にあふれた芸術文化を創出しましょう。
- ・芸術文化に触れられる機会の創出に努めましょう。

4-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進

＜目指す姿＞

市民が夢や希望を持って生涯にわたり、それぞれの志向にあったスポーツやレクリエーション活動を継続できる環境づくりに取り組みます。

また、各種スポーツ大会・イベント等に対応できる施設や設備等の整備を行い、大会・イベント等の誘致拡大に努めながら、市民の競技力向上を目指します。

(1) 施策の現状と課題

本市は、関係機関と連携し、「霧島スポーツまつり」や「霧島市・上野原縄文の森駅伝大会」の開催、市民総参加型のスポーツイベントである「チャレンジデー」への参加など、各種スポーツ活動に取り組んできました。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるスポーツやレクリエーションの充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブや指導者などの育成等を通じ、市民が、生涯にわたり、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりを行う必要があります。

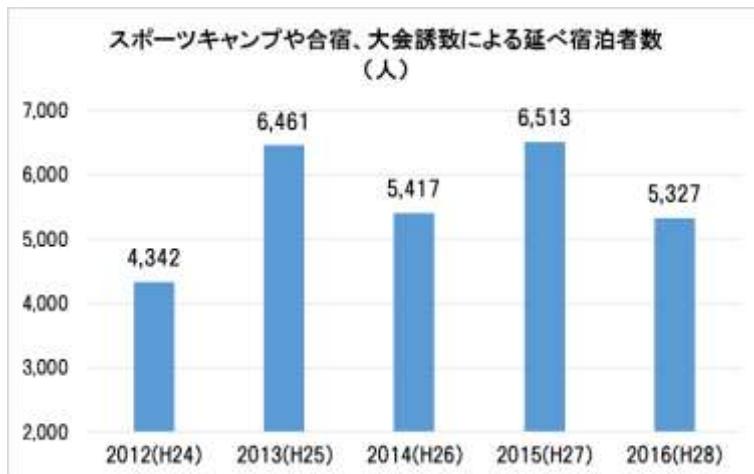
また、本市出身のスポーツ選手の活躍が、市民の感動やあこがれにつながり、スポーツを始める動機づけにもなることから、各スポーツ団体等と連携し、競技スポーツの推進を図るとともに、本市のスポーツ振興や魅力の情報発信につながるスポーツキャンプの誘致・受入を推進する必要があります。

さらに、スポーツ施設・設備の老朽化や利用者ニーズの多様化、2020年の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催等を踏まえ、利用者の安全性や利便性を考慮した施設等の整備や修繕等に取り組んでいく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 日頃から運動・スポーツを行っている市民の割合	62.7% (2016 年度)	71.5%	更なる増加 を目指す
<意識系> 運動・スポーツを行いやすい環境が整っていると 思う市民の割合	51.1% (2016 年度)	56.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 市内体育施設の年間利用者数	921,538 人 (2016 年度)	933,000 人	更なる増加 を目指す
<データ系> スポーツキャンプ・スポーツ合宿・大会の誘致団 体数	16 団体 (2016 年度)	20 団体	更なる増加 を目指す
<データ系> スポーツ競技団体の加入者数	12,043 人 (2016 年度)	12,100 人	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 生涯スポーツの推進

誰もが、それぞれの関心や適正に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環
境づくりに取り組み、**ライフステージ**等に応じたスポーツ活動を推進します。

また、地域住民により自主的・主体的に運営される**総合型地域スポーツクラブ**の育成等、
市民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備するとともに、多様化するニーズや環境の変
化に対応した、新たな視点によるスポーツ指導者やコーディネーター役を担うスポーツ推進
委員の養成に努めます。

さらに、第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、第 20 回全国障害者スポーツ大
会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催に向け、市民と一体となり、気運の醸成に努め、霧島
ならではの魅力溢れる大会を目指します。

② 競技スポーツの推進

年間を通して温暖な気候で全国有数の観光地でもある本市の特性を生かし、国内外を問わず、各種スポーツ団体のキャンプ等や各種大会を招致することにより、市の活性化や観光客の誘致によるスポーツ交流人口の拡大に努めます。

また、トップアスリート選手によるスポーツ教室の開催など、各競技の底辺拡大や競技スポーツの向上に繋がる施策を展開します。

さらに、「かごしま国体・かごしま大会」の開催を通して、市民の競技力向上や生涯にわたりスポーツ活動を継続できる環境づくりを目指します。

③ スポーツ施設の整備

地区自治公民館や自治会が行う施設整備や備品購入への支援を通して、地域におけるスポーツの振興を図ります。

また、市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の充実を図るために、老朽化した施設や設備の整備、**バリアフリー化**を年次的・計画的に行うとともに、適正な維持管理に努めます。

さらに、「かごしま国体・かごしま大会」の開催に向け、選手や来場者が快適に利用できる施設整備に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・健康づくり、体力づくりのためにスポーツに親しみましょう。
- ・コミュニケーションを図るために、各地区スポーツ祭などに積極的に参加しましょう。

<地域>

- ・各スポーツ団体（霧島市スポーツ協会、**総合型地域スポーツクラブ**等）の指導者等を活用して、スポーツ活動の底辺拡大を図りましょう。
- ・地区スポーツ祭などの開催を通して、仲間づくりや地域づくりを進めましょう。

<スポーツ団体>

- ・各スポーツ団体間の連携を図り、指導者の育成や選手の競技力の向上に努めましょう。

5-1 市民参画でつながる地域社会の形成

<目指す姿>

立場の異なる様々な主体が、適切な役割分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、地域への愛着を深めることで、暮らしやすく、魅力ある地域社会の形成を目指します。

また、霧島市国際交流協会や関係団体等と連携・協働しながら、多くの市民の参加により、姉妹都市をはじめとする、国内外の都市との多彩な交流を進めるとともに、国際感覚を身につけ、世界で活躍できる人材の育成に積極的に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

市民にとって最も身近な住民組織である地区自治公民館・自治会は、防災・防犯、子育て、高齢者の見守り、環境美化等、市民が生活する上での様々な問題を解決する役割を担っていますが、人口減少やライフスタイルの多様化、地域における連帯感の希薄化などにより、単独の自治会等による地域課題の解決が困難な状況が見受けられます。

また、地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に自治会加入率は減少傾向にあることから、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となるNPO等の団体が育つ環境を整備していく必要があります。

さらに、「道義高揚・豊かな心推進宣言都市」として道徳の振興を図るため、関連事業の普及・啓発を更に推進していく必要があります。

近年、国や地域を越え、人・もの・情報等の移動が世界的に拡大していることから、国内外の様々な都市との交流を通じ、異文化に対する正しい認識や魅力などを広く伝えるとともに、霧島市国際交流協会等との連携を強化し、市民レベルでの交流の拡大やグローバル人材の育成を進めていく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> まちづくり活動に参加している市民の割合	53.8% (2016年度)	59.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> まちづくりや地域活動を行っている市民団体数	1,491 団体 (2016年度)	1,530 団体	更なる増加 を目指す
<データ系> まちづくりや地域活動等の支援制度を活用した市民団体数	589 団体 (2016年度)	630 団体	更なる増加 を目指す
<データ系> 国内外の姉妹都市等との交流事業等に参加したのべ人数	159 人 (2016年度)	178 人	更なる増加 を目指す
<データ系> 自治会加入率	62.3% (2017年度)	70.0%	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 市民活動の支援と協働の推進

「新春市民のつどい」、「建国記念の日祝賀行事」など道義高揚に関するイベント内容の充実や市民総参加による「ふれあいボランティア」等の推進により、地域社会を形成する市民意識の醸成を図ります。

また、地区自治公民館・自治会が実施する地域活動及び市民団体（ボランティア団体、NPO等）が実施する公益的な活動に対する支援を行うとともに、連携・協働体制の強化を図り、市民参画によるまちづくりを推進します。

② 国際・国内交流の推進

霧島市国際交流協会などと連携し、友好交流都市をはじめとするアジア諸国など多くの都市との交流を開することにより、市民が海外の文化に触れ、理解を深める機会を増やすとともに、青少年海外派遣事業等の実施により、国際的な視野を持つグローバル人材の育成を図ります。

また、中・高校生をはじめとする市民レベルによる岐阜県海津市などの姉妹都市との交流を通じて、地域間相互の理解を深めるとともに、健全な青少年の育成に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・自治会に加入しましょう。
- ・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域の交流の輪を広げましょう。
- ・講座やイベントなどへの参加を通じ、国際・国内交流の輪を広げましょう。

<地域>

- ・住民がまちづくり活動に参加しやすい環境をつくりましょう。

<事業者等>

- ・地域で活動する様々な団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みましょう。

5-2 人権の尊重と男女共同参画の推進

<目指す姿>

一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍・年齢・性の違い、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合いながら、いきいきと輝き暮らせるまちを目指します。

(1) 施策の現状と課題

学校でのいじめ、子どもや高齢者・障がい者への虐待、DV、部落差別、障がい者や認知症、難病等の人への差別など市民生活においてさまざまな人権問題が存在しています。そのため、これまで以上に学校、地域社会、家庭、事業所等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

また、性別による固定的な役割分担意識の解消や政策方針決定の場への女性の参画は進みつつあるものの、十分に浸透しているとはいえない状況です。男女がともに、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できるよう、性別による固定的な役割分担意識の是正に向けた意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方が選択できる環境づくり等への取組が求められています。

平和や非核は全世界共通の願いです。しかしながら、国際社会においては、地域紛争、国際テロなどが多発している状況にあります。戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくことは、「非核平和宣言都市」として重要な役割であり、平和を尊重する意識の醸成を図ることが一層重要となっています。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 日々の生活の中で、身の回りの人権が大事にされていると思う市民の割合	51.8% (2017年度)	56.8%	更なる増加 を目指す
<意識系> 男女の地位の平等感(家庭及び職場におけるにおいて「(男性の方が優遇されている」と回答した人の割合)	34.9% (2017年度)	32.0%	更なる減少 を目指す
<データ系> 市が開催する人権にかかる教育・学習に参加した市民の延べ人数	11,800人 (2016年度)	12,000人	更なる増加 を目指す
<データ系> 審議会等への女性登用率	29.7% (2016年度)	40.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	82.4% (2016年度)	88.4%	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 人権教育・啓発の推進

市民が、自らの問題として人権問題に関心を持ち、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、市民や事業者、教育機関などと連携して、様々な場面で効果的な人権教育・啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ります。

② 人権を侵害するあらゆる行為の根絶

DV、虐待、ハラスメント等の人権を侵害するあらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を広く浸透させる広報・啓発活動を図ります。

また、複雑多様化する人権相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携や相談体制の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進め、人権侵害被害者の救済やDV・虐待等の早期発見・対応に取り組みます。

③ あらゆる分野における男女共同参画の推進

「男性は働き、女性は家事や育児に専念すべき。」といった性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識や理解が進むよう、積極的な広報・啓発活動を展開します。

特に、女性の活躍推進に向けた社会的な気運の醸成を図るとともに、働き又は働くとする全ての女性が、個性と能力を十分に發揮できるよう、県及び関係機関等と連携して、女性の経営への参画及び管理職等への登用促進など女性が働きやすい環境の整備や、結婚、妊娠・出産、育児等で離職した女性の再就職支援等に取り組みます。

④ 平和意識の醸成

国分溝辺特攻慰靈祭、市戦没者追悼式等を通じて、次の世代へ途切れることなく、市民が平和の大切さや命の尊さへの理解を深めるための取組を推進します。

(5) みんなができること

<市民>

- ・一人ひとりが人権の大切さを認識し、個の違いを豊かさとして認め合いましょう。
- ・男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場等への浸透を図りましょう。
- ・あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。
- ・平和の大切さや命の尊さを次の世代に伝えましょう。

<事業者>

- ・働きやすい職場づくりを徹底し、ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。

5-3 活力ある地域づくりの推進

<目指す姿>

地域や関係機関と連携し、地域に居住している人たちが、地域そのものに誇りを持つ意識の醸成を図るとともに、**関係人口**の拡大や移住定住の促進等を通じ、個性豊かで活力のある地域社会の形成を目指します。

(1) 施策の現状と課題

本市の人口は、2005（平成17）年の合併時と比較して、国分・隼人地区は増加しているのに対し、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の5地区合計では、約17パーセント減少しています。そのため、一部の地域においては、自治会の役員、祭り等の伝統行事の継承、共有財産の管理など、地域を維持するための担い手が不足している状況です。

このような状況において、活力ある地域づくりを推進していくためには、地域に居住している人たちが、学習や他地域に住む人々との対話を通じ、自らが居住する地域の魅力を再認識し、地域への誇りを醸成していくことが大切です。

また、近年、大都市圏に居住する人々が、地方への「あこがれ」や移住希望を有していることが明らかになっていることから、移住に関する情報の発信や相談対応の充実などを強化していく必要があります。

一方、移住以外の関わりを求める方も多く存在し、観光やイベント参加に関心がある方のほか、農作業や祭り等の地域活動への参加や地元の人との交流のための滞在や**二地域居住**など、地域への関わり方が多様化していることから、地域住民のニーズを的確に把握し、関係したい人と地域住民との**マッチング**を行うなどの体制を構築していく必要があります。

さらに、これらの取組と連携した婚活イベント等の開催により、地域の魅力を市内外の多くの方に知ってもらい、結婚を通じて移住を検討する方を増やすなど、中長期的な視点に立った取組も必要です。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 霧島市に住み続けたいと思う人の割合	78.6% (2017年度)	82.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 相談窓口を経た移住者数	178人 (2016年度)	220人	更なる増加 を目指す
<データ系> 移住プロモーションによる相談件数	536人 (2016年度)	550人	更なる増加 を目指す
<データ系> 転入者数-転出者数	▲302人 (2016年度)	0人	減少の抑制 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 中山間地域の活動支援

交流人口の増加や地域の活性化のために、引き続き「元気なふるさと再生集落」に集落支援員を配置するとともに、地域が交流事業を実施する際、民間企業の従業員、大学生や市職員を支援要員として派遣する「マンパワー支援事業」を実施するなど、地域自らが活性化に取り組むことができる環境づくりを推進します。

また、中山間地域の公共施設や空き家・空き店舗などの既存ストックを有効活用し、小さな拠点を形成することにより、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組みます。

② 移住定住の促進

移住を検討されている方々への本市の認知度を高め、魅力を伝えるため、三大都市圏の移住定住促進イベントへの参加や各種媒体を通じた広告等により、本市を全国に広く P R し、移住者向けの情報提供を積極的に行います。

また、中山間地域の活性化を図るため、移住者に対しきめ細やかな支援を行います。

③ 出逢いと結婚の支援

官民協働で企画・運営等を行うイベントの開催や、民間事業者が実施する交流イベントや結婚支援策の積極的な情報発信等に取り組みます。

また、不安なく結婚に踏み出せるような支援など、出逢い・結婚に繋がるサポート体制の充実に努めます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・地域活動に積極的に参加し、地域の活性化に協力しましょう。
- ・自らが居住する地域を知り、地域の魅力を語れるようになります。

<地域>

- ・移住者が地域社会に溶け込めるようコミュニケーションを深めましょう。
- ・他地域に住む人々と積極的に交流しましょう。

<事業者等>

- ・移住者が活躍できる雇用の場を提供しましょう。

5-4 市の魅力と価値を高める多角的施策の展開

<目指す姿>

多様化・高度化する市民ニーズに対して効率的かつ効果的なサービスを提供するため、市民をはじめ産学官等が一体となった課題解決や、行政界を超えた地域間による広域連携を推進します。

また、霧島ジオパークを構成する地域の持続可能な発展を目指し、**ユネスコ世界ジオパーク**認定に向けた活動を推進するとともに、市民参加型の情報発信の強化など、市民と一体となつたまちづくりと魅力の発信に取り組みます。

(1) 施策の現状と課題

情報通信手段の急速な発展・普及等に伴い、市民の生活圏や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がっています。そのため、近隣市町をはじめとする基礎自治体同士の連携を推進することで、住民生活に必要な都市機能や生活機能について、行政区域を超えた地域全体として確保するとともに、各自治体の地域資源を活用し、ともに魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

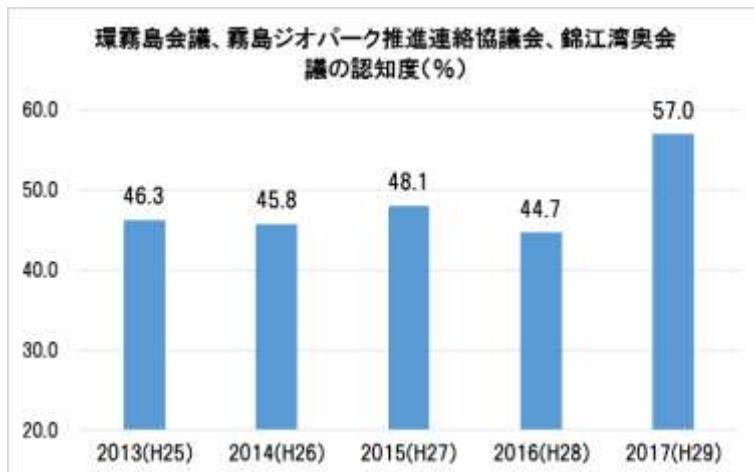
また、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、地域課題を解決していくためには、企業、教育機関などが、それぞれの特色や役割を生かした活動を展開するとともに、行政も含め、これらの多様な主体相互の連携が求められており、特に、霧島ジオパークについては、「**ユネスコ世界ジオパーク**」認定を目指して、地域間や民間団体との連携による更なる広域的な活動に向け、課題の把握や問題解決のための取組を推進していく必要があります。

さらに、市の発展には、市民が積極的に市政に参画し、相互に連携して、広く情報発信することが必要不可欠であることから、まちづくり、観光、移住定住等の各施策と市のブランド力を高める**シティプロモーション**との連動を強化するとともに、その柱として取り組んでいる、「**キリシマイスター認定制度**」の更なる展開を図る必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 環霧島会議、 霧島ジオパーク推進連絡協議会 、 錦江湾奥会議等広域的な取組の認知度	57.0% (2017 年度)	62.0%	更なる増加 を目指す
<意識系> 霧島市が住みやすいと感じる市民の割合	77.1% (2017 年度)	82.0%	更なる増加 を目指す
<意識系> 霧島市に住み続けたいと感じる市民の割合	78.6% (2017 年度)	83.0%	更なる増加 を目指す
<データ系> 広域連携により取り組んだ事業数	6 件 (2016 年度)	9 件	更なる増加 を目指す
<データ系> 産学官連携により取り組んだ件数	6 件 (2016 年度)	12 件	更なる増加 を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① ジオパーク活動の推進

出前講座やフォーラム、モニターツアーなどの開催を通じ、ジオパークの認知度向上を図ります。

また、ジオパークの目的である地域の持続可能な発展を目指すため、環境保全、教育、観光や防災等への活用を推進するとともに、関係機関と連携して、「ユネスコ世界ジオパーク」への認定に向けた活動を展開します。

② 広域行政の推進

環霧島会議や錦江湾奥会議における活動を通じ、行政区域を越えた共通課題に対し、効率的に対処するとともに、地域全体の活性化を目指します。

また、高速道路や国道、主要地方道など幹線道路や、河川の整備、観光、福祉、教育など関係市町と連携して進めるべき事業については、協議会や期成同盟会等を設けるなど、協働して取り組むとともに、事業進展のため国や県に対して要望活動を行います。

③ 産官学との連携の推進

地元大学・高等専門学校やJAあいら、金融機関等と締結した連携協定を効果的に推進するため、組織体制の強化を通じ、積極的な意見・情報交換を行うとともに、継続的かつ具体的な事業を展開します。

また、世界的な大企業や高い技術力をもつ先端企業が立地している等の本市の優位性を最大限に活用し、地域の多様な人材が活躍できる仕組みを構築します。

(4) シティプロモーションの推進

まちの持続的な発展や交流・移住人口の増加につなげるため、「褒め合うまち」をコンセプトとするキリシマイスター活動をさらに推進し、市民のまちへの愛着度を高め、市民と行政がともに本市の魅力づくりを行うとともに、学校や企業・事業所等においてキリシマイスターを活用する場を広げることにより、キリシマイスター活動のさらなる定着化を目指します。

また、本市の認知度向上を図るため、SNS 等を活用した情報発信を市民とともに行います。

(5) みんなができること

<市民>

- ・広域的な取組に関心を持ち、活動に参加しましょう。
- ・さまざまな活動を行うに当たっては、まちの魅力アップや活性化を意識しましょう。

<地域>

- ・地域の魅力を知り、磨き、みんなで情報発信をしましょう。

<事業所・団体>

- ・産学官で連携することにより、地域の魅力や価値を高める新たな取組を創出しましょう。
- ・霧島ならではの魅力を備えた商品やサービスの提供に努めるとともに、これらの積極的情報発信を行いましょう。

6-1 市民の視点に立った行政サービスの提供

＜目指す姿＞

市民ニーズを的確に把握し、行政情報をより分かりやすく市民に伝えることで「市民と行政による情報の相互活用」を構築します。

また、改革・改善を不断に行い、質の高い行政サービスを提供すべく積極的な人材育成を図り、限られた資源で最大の効果を生む、経営の視点に立った効果的で効率的な行政運営を進めます。

(1) 施策の現状と課題

少子高齢化や人口減少、行政へのニーズの多様化が進む中、限られた行政資源の中で、より効果的で効率的な行政運営が求められています。

本市は、「行政評価システム」の運用による成果重視型の行政運営や、計画的な職員配置と職員数の削減などの行財政改革を進めてきましたが、引き続き、不断に行財政改革を進めるとともに、職員が持つ能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進める必要があります。

また、今後の電子行政の構築には、マイナンバー制度が大きく関わってきます。マイナンバー制度により社会保障や税などの分野において情報連携が進むことで、業務の効率化や行政手続きの簡素化が期待されています。

本市は、これまでも、コンビニエンスストアにおける諸証明書の発行など、市民の利便性の向上に向けた取組を進めてきましたが、情報化の推進に当たっては、情報セキュリティの確保が不可欠であり、適切な対応を図っていく必要があります。

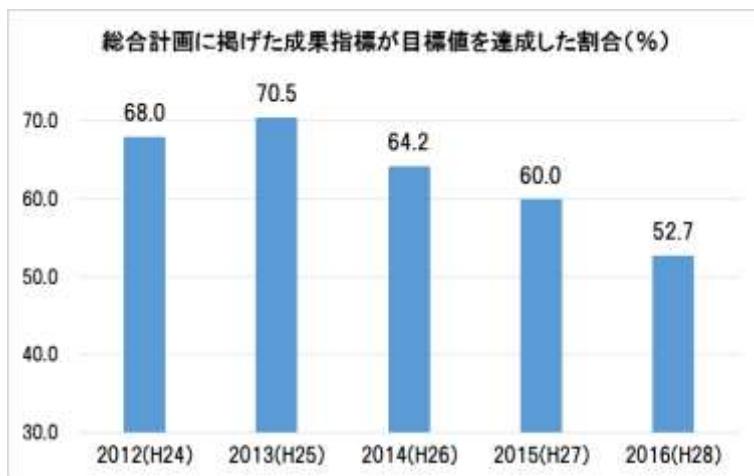
さらに、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用により市政の透明度を高めるとともに、ホームページ等で発信する市政・議会活動情報が、市民生活に役立つものとなるよう、内容の充実に努めるほか、情報伝達力の向上を図る必要があります。

加えて、市民の意見等を市政に反映させるため、引き続き、市長や議会が市民と直接対話する機会を創出するなど、市民と行政による情報の相互活用を推進する必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022 年度)	目標達成の 方向性
<意識系> 市民の意見や実態が市政に反映されていると認識している市民の割合	21.9% (2017 年度)	35.0%	更なる増加を目指す
<意識系> 市に対する市民の信頼度	54.8% (2017 年度)	60.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 市ホームページのアクセス件数	488,741 件 (2016 年度)	510,000 件	更なる増加を目指す
<データ系> 公の施設の利用者満足度	56.0% (2016 年度)	61.0%	更なる増加を目指す
<データ系> 総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成した割合	52.7% (2016 年度)	100%	更なる増加を目指す

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 効率的で適応力に富んだ行政運営と市民サービスの提供

行政評価を活用し、確実に事務事業を振り返り、問題点・課題を抽出し、必要とされる見直しや改善を行う、成果重視型の行政運営を推進します。

また、業務最適化の観点から、業務の必要性の検討や民間活力の導入等を行うとともに、必要とされる組織機構や職員配置の見直しを行います。

さらに、行政手続きの簡素化などによる利便性の向上や受付業務における接遇向上に努め、市民から信頼される窓口サービスを提供します。

② 市職員の人材育成の推進

人事評価制度や日々の OJT を通じて、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応できる、柔軟で弾力のある発想を持った人材の育成に取り組みます。

また、職員が自らの能力を発揮し、改革・改善を実現できる組織風土の醸成やワーク・ラ If・バランスを推進するなど働き方改革に取り組みます。

③ 市民と行政による情報の相互活用

広報誌やホームページのほか、SNSなどのコミュニケーションツールを活用するとともに、様々な機会を活用しながら、積極的かつ魅力ある情報発信や情報公開を進めます。

また、市民が市政運営に参加しやすく、意見を出しやすい仕組みづくりを進めるとともに、市民から寄せられた意見については、市政への適切な反映を図ります。

④ 議会運営への支援

本会議のインターネット中継、「霧島市議会だより」の発行や「議員と語ろかい」の開催などを通じ、市民に身近で分かりやすい開かれた議会づくりを支援します。

また、議会が、議決機関として、適正かつ効率的にその機能を發揮できるよう環境整備に取り組みます。

(5) みんなができること

<市民>

- ・広報きりしまやホームページを積極的に活用しましょう。
- ・市政に参加する意欲を持ちましょう。
- ・議会に関心を持ち、積極的に傍聴しましょう。

<地域>

- ・適切な役割分担の下、連携・協力してまちづくりを進めましょう。

<事業者>

- ・行政等と連携を図りながら、まちづくりを推進しましょう。

6-2 持続可能な財政運営の推進

<目指す姿>

市税等の安定確保に努めるほか、未利用財産の売却処分等による新たな財源の確保に取り組みます。

また、歳入に見合った予算編成を行うため、経費全般にわたる見直しや公共施設保有量の見直し・適正化による経費削減に取り組みます。

さらに、引き続き市債残高の縮減や適正規模の基金残高を確保することで財政基盤の強化を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を確立します。

(1) 施策の現状と課題

本市はこれまで、市債残高の縮減や基金の積立等により財政基盤の強化を図るとともに、コンビニ納付をはじめとした納税者の利便性向上や納税相談等を通じた滞納の防止などの収納対策に取り組み、健全な財政運営に努めてきました。

しかしながら今後は、普通交付税における合併特例措置の段階的な縮減や少子高齢化に伴う労働人口の変化による市税収入の減少など、市政運営に活用できる財源の縮小が見込まれる中で、社会保障関係経費の増大は避けられない状況にあり、予算編成は一層厳しさを増すと予想されます。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり持続可能な財政運営を推進していくには、政策効果の乏しい事務事業の見直しを行い、真に必要で成果向上余地の高い事業を重点化する仕組みを強化するとともに、市税等の収納対策に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、本市の公共施設の多くは、合併以前に旧市町において整備されたもので、今後、一斉に更新時期を迎える莫大な財政支出が見込まれることから、市民の理解を得ながら、施設保有量の見直し・適正化を進めるとともに、未利用財産については、売却による処分や貸付による有効活用を推進していく必要があります。

(2) 成果指標

	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)	目標達成の 方向性
<データ系> 一般財源の歳入額と歳出額の差（当初予算の財政調整基金繰入額）	14 億円 (2016 年度)		更なる減少を目標す
<データ系> 市債残高	605 億円 (2016 年度)	※	更なる減少を目標す
<データ系> 基金残高（財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計）	166 億円 (2016 年度)		減少の抑制を目標す

※2018（平成30）年度に策定する「霧島市経営健全化計画（第3次）」の数値目標と整合性を図るために、空欄にしています。

(3) 関連データ



(4) 施策の基本事業

① 歳入に見合った予算編成と適正な予算執行

市税や使用料等の安定的な確保や、定期的な使用料・手数料の検証による受益者負担の適正化に加え、未利用財産の売却処分等を行うことで積極的な財源確保に努めます。

また、**市債残高の縮減による公債費の削減**や経費全般にわたる見直しに取り組み、限られた財源の中で社会情勢等を踏まえた事業の**選択と集中**を行い、収支不足額の抑制を図ります。

さらに、予算執行基準等の徹底を図ることで、公共工事などにおける公正性・公平性を確保し、適正な予算執行に努めます。

② 適正・公平な課税・収納

資料・情報等の積極的な収集を通じ、課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税に努めるとともに、電子納付をはじめとする納付方法を検討し、自主納税しやすい環境づくりに取り組みます。

また、滞納者に対して、納税相談や徹底した財産調査を行うとともに、差押等の法的措置を強化することで税の公平性の確保に努めます。

住宅使用料、保育料についても、徴収の強化を図り、収納率の更なる向上を目指すとともに、文書催告や臨戸訪問を通じ、新たな滞納の防止に努めます。

③ 市有財産の適切な管理と利活用

施設保有量の見直し・適正化を推進し、公共建築物の維持管理や更新等に係る経費の縮減を図ります。

また、市有地の処分・利活用に関する方針を策定し、未利用財産（普通財産）の売却・有効活用を計画的に進めます。

(5) みんなができること

<市民・事業者>

- ・税金について理解し、期限内の申告を行いましょう。
- ・税金や使用料の期限内納付に努めましょう。
- ・市の予算や財政状況に興味や関心を持ちましょう。

<地域>

- ・今後の公共施設のあり方について、共に考えましょう。

KIRISHIMA みらいプロジェクト 「訪れたいまち」、「住み続けたいまち」、「働きたいまち」

基本構想に掲げる「まちづくりの将来像」を実現していくためには、このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思えるように、また、さらに多くの人がこのまちを訪れるることを目指し、本市の強みに目を向け、新しい視点を示しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

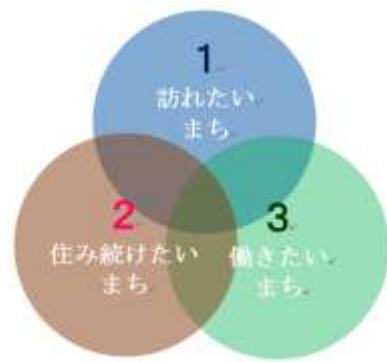
本プロジェクトは、「本市を取り巻く社会環境の変化」や「各施策の現状と課題」を踏まえ、26の施策の枠組みを超えて重点的に取り組むものであり、分野横断的な取組により効果的な政策展開を図ることを目的としています。

1 プロジェクトの構成

2017（平成29）年5月21日に開催した「第1回 KIRISHIMA みらいトーク」において、参加者同士で「まちの将来像」について語り合いました。

本プロジェクトは、その語り合いの内容や第二次霧島市総合計画のリーディングプランである「霧島市ふるさと創生総合戦略」の基本目標を踏まえ、「訪れたいまち」、「住み続けたいまち」、「働きたいまち」の3つのテーマで構成しています。

これらは、本市の魅力を内外に発信し、“地域ブランド力”を高める重要な取組であることから、シティプロモーションと連動しながら、戦略的かつ重点的な展開を図ります。



2 プロジェクトの取扱

本プロジェクトの実施に向け、各年度において、事務事業の選択や再構築を行います。また、プロジェクトの推進に当たっては、必要に応じ、組織横断的な連携を図るとともに、産官学一体となった推進体制を構築します。

3 成果指標

プロジェクトの成果を測るモノサシとして、次の6つの成果指標を設定します。

成果指標	現状値 (年度)	目標値 (2022年度)
<意識系> 霧島市が住みやすいと感じる市民の割合	77.1% (2017年度)	82.0%
<意識系> 霧島市に住み続けたいと感じる市民の割合	78.6% (2017年度)	83.0%
<データ系> 合計特殊出生率	1.65 (2016年度)	1.84
<データ系> 高校卒業時の地元就職率	30.6% (2016年度)	35.0%
<データ系> 大学卒業時の地元就職率	10.6% (2016年度)	23.0%
<データ系> 移住者数	178人 (2016年度)	220人

資料編

第二次霧島市総合計画の策定経過

2016（平成 28）年 7月 4日

第2回霧島市行政経営会議

- ・計画策定の必要性について

2016（平成 28）年 7月 11 日

第1回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・策定体制、策定スケジュール、策定方針について

2016（平成 28）年 7月 19 日

第2回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・総合計画策定根拠条例の制定に関する論点整理について

2017（平成 29）年 1月 17 日

第1回霧島市総合計画審議会

- ・委嘱状の交付、会長及び副会長の選出、計画策定の基本的な考え方
市の現状について

2017（平成 29）年 1月 31 日

職員ワールドカフェ

- ・参加者数：56人（採用 10年目以下）
- ・市の魅力、理想の未来像、自分たちにできること

2017（平成 29）年 2月 12 日

KIRISHIMA みらいカフェ

- ・参加者数：73人
- ・市の魅力、理想の未来像、自分たちにできること

2017（平成 29）年 3月 30 日

第2回霧島市総合計画審議会

- ・市外からの転入及び市外への転出状況について
- ・基本構想策定の方向性について
- ・今後の市民参画について

4月 17 日～5月 12 日

市民意識調査

- ・対象：18歳以上の市民 2,200人
- ・回収率：40.0%

2017（平成 29）年 5月 21 日

第1回 KIRISHIMA みらいトーク

- ・参加者数：39人
- ・市が未来に向けて取り組むべきこと、市の強み、未来のまちの姿

2017（平成 29）年 6月 18 日

第2回 KIRISHIMA みらいトーク

- ・参加者数：29人
- ・今後 10 年で優先的に取り組むこと、分野別の市の将来像、自分たちにできること

2017（平成 29）年 6月 30 日

第3回霧島市総合計画審議会

- ・市民意識調査の概要について
- ・10 年後の将来像について

2017（平成 29）年 7月 3 日～7月 19 日

施策別分科会

- ・第一次霧島市総合計画の検証

2017（平成 29）年 7月 4 日

第3回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・目標人口について
- ・計画期間について

2017（平成 29）年 7月 8 日

第3回 KIRISHIMA みらいトーク

- ・参加者数：47人
- ・今後 10 年間で優先的に取り組むべきこと、分野別の市の将来像、自分たちにできること

2017（平成 29）年 7月 11 日

第4回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本理念、10 年後の将来像、政策体系について

2017（平成 29）年 8月 17 日

第5回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・目標人口、総合計画の全体構成について

2017（平成 29）年 8月 24 日

第6回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・成果指標の現状及び課題、施策体系構築の方向性について

2017（平成 29）年 9月 28 日

第7回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・成果指標の設定等に関する基本方針、10 年後の将来像、施策体系について

2017（平成 29）10 月 13 日～11 月 2 日

第二次霧島市総合計画前期基本計画策定部会

- ・基本計画策定シートの策定

2017（平成 29）10 月 23 日

第8回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・総合計画策定の趣旨等（序論）、基本構想（素案）について

2017（平成 29）年 11 月 16 日

第9回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・総合計画策定の趣旨（序論）、基本構想（素案）、成果指標について

2017（平成 29）年 12 月 4 日

第10回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本構想（素案）について

2017（平成 29）年 12 月 8 日～12 月 28 日

市民意識調査

- ・対象：18 歳以上の市民 2,200 人
- ・回収率：40.0%
- ・成果指標現状値の把握

2017（平成 29）年 12 月 12 日

第4回霧島市総合計画審議会

- ・第二次霧島市総合計画の諮問、基本構想（素案）について

2017（平成 29）年 12 月 13 日～2018（平成 30）年 1月 9 日

パブリック・コメント（基本構想）

- ・意見：1 件

2018（平成 30）年 1月 12 日

- ・「霧島市総合計画策定条例」議決、同日施行

2018（平成 30）年 1月 15 日

第5回霧島市総合計画審議会

- ・基本構想（素案）、基本計画の概要について

2018（平成 30）年 1月 23 日

第6回霧島市総合計画審議会

- ・基本構想（素案）、基本計画について

2018（平成 30）年 1月 26 日

第二次霧島市総合計画基本構想の答申

2018（平成 30）年 1月 26 日

第11回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・パブリック・コメント及び答申の報告、基本計画について

2018（平成 30）年 1月 31 日

第12回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本計画（素案）について

2018（平成 30）年 2月 8 日

第13回第二次霧島市総合計画策定委員会

- ・基本計画（素案）、重点プロジェクトについて

2018（平成 30）2 月 19 日～3 月 13 日

パブリック・コメント（前期基本計画）

2018（平成30）年2月27日
第7回霧島市総合計画審議会
・基本計画について

2018（平成30）年3月14日
第8回霧島市総合計画審議会

霧島市総合計画策定条例

霧島市条例第〇号
平成30年1月12日

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、あらかじめ霧島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する諮問を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講じ、その実施状況について公表するものとする。

(設置)

第7条 第4条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、霧島市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(霧島市総合計画審議会条例の廃止)

2 霧島市総合計画審議会条例（平成17年霧島市条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の霧島市総合計画審議会条例第2条第2項の規定により任命された霧島市総合計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

第二次霧島市総合計画策定委員会設置要綱

霧島市告示第188号
平成28年7月4日

(設置)

第1条 第二次霧島市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、霧島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想案及び基本計画案の調整及び決定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部を担任する副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、他の副市長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(分科会)

第5条 委員会に、総合計画の分野ごとに専門的な調査、研究及び検討を行う分科会を設置する。

2 分科会の所掌事項及び構成員等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月4日から施行し、総合計画を策定した日に、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

教育長、総務部長、企画部長、生活環境部長、保健福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、消防局長、水道部長、教育部長、議会事務局長
--

【質問】

企 第 33 号
平成 29 年 12 月 12 日

霧島市総合計画審議会
会長 福永 浩 様

霧島市長 中重 真一

第二次霧島市総合計画（素案）について（質問）

第二次霧島市総合計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

【基本構想答申】

平成 30 年 1 月 26 日

霧島市長 中重 真一 様

霧島市総合計画審議会
会長 福永 浩

第二次霧島市総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成 29 年 12 月 12 日付け企第 33 号で質問のあった、第二次霧島市総合計画基本構想（素案）について、別紙のとおり答申いたします。

別紙

1 総合計画の策定の趣旨に関する事項

- ①本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、人口の自然増や社会増への的確な対応を図ることは喫緊の課題である。「霧島市ふるさと創生総合戦略」をリーディングプランとして位置付け、これまでの議論を踏まえ策定された点は、重みのあるものとして受け止められる。同戦略を踏まえ、特に、本市から近隣市への転出状況について、適確に状況把握及び分析等を行い、多様化する市民ニーズ等を踏まえた、結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援策を講じること。
- ②「KIRISHIMA みらいカフェ」をはじめとした市民参画など、市民意見の反映に努めたことは、これから協働・連携の推進に先鞭をつけるものである。今後は、学生や主婦など多くの年齢層の参加を働き掛け、幅広い意見を引き出していくとともに、小・中学校・高校の教育の場で霧島市の問題点について教師・生徒が考える授業を設けるなど、新たな展開を図ること。
- ③行政経営の視点立ち、行政の責任及び財政的裏付けを柱に立てられたことは評価に値するが、計画が真に生きたものとなるよう、実施に当たっては、各施策の的確な状況把握に基づく各面からの評価を行うこと。また、社会情勢の変化及び市民の意見等を踏まえ、計画期間中においても、適宜見直しを行うなど、適正な進行管理を行うこと。
- ④グラフやデータなど具体的な数値を示すなど、市民にわかりやすく、かつ、説得力のある計画になるよう十分配慮するとともに、市民一人ひとりにとって身近な計画となるよう、市民への周知・啓発に力を注ぐこと。

2 基本構想（素案）に関する事項

（1）基本理念

- ①「人と自然・歴史・文化がふれあう都市」に込められた思いについては、「自然・歴史・文化を活かしたまちづくりを通じて価値を再認識し、次世代へ引き継いでいく」といった視点を取り入れること。
- ②市民一人ひとりが観光客に対しておもてなしの心を持ち、「観光立市」の意識を持つといった視点を取り入れること。

（2）将来像

まちづくりの基本は“人”であり、あるべき将来像に対し、市民がどのような意思をもち、どのような負担を覚悟していくのかが重要である。そのため、市と市民との「しんらい」関係の更なる強化を図り、「きょうどう」による取組が促進されるよう努めること。

（3）基本方針（政策）

ア 政策 1 にぎわい 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

- ①農業は、農地放棄などに見られるように、その担い手不足が危惧されるため、農家の育成、特に、若者就農への政策に積極的に取り組むこと。
- ②世代の異なる人が相互に交流し、互いの生活や価値観の理解を深める世代交流の促進が、市に「賑わい」をもたらすため、特に、若者の就職支援に積極的に取り組むこと。
- ③運転免許証自返納者の増加等に伴い、高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であることから、バス交通の便数を確保するとともに、利用者増に向けた具体的な施策を講じること。
- ④中心市街地や商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、買い物しやすく、買い物に訪れたくなる、賑わいのあるまちづくりに取り組むこと。
- ⑤「霧島茶」のブランド化やご当地食材を使用した「限定メニュー」の開発を推進するとともに、官民一体となつた販路開拓・販売促進に取り組むこと。

- ⑥外国人観光客や個人、小団体による旅行形態に対応するため、主要な交通拠点である空港や駅からの二次アクセスの充実を図るとともに、施設等のユニバーサルデザイン化や多言語表記による案内板の設置、Wi-Fi 及び超高速ブロードバンド環境の整備に取り組むこと。

- ⑦若者の転出者が増えている要因の一つとして、市内には、進学・就職できる業種が限られていることが挙げられる。若者は、興味のある職に就くことを望んでいるため、美容・服飾系など、若者受けする業種の誘致に積極的に取り組むこと。

- ⑧雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、様々な分野と連携した複合的な取組が求められることから、事業者やハローワーク等の関係機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組む様々な主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じること。

イ 政策 2 くらし みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり

- ①生まれ育った愛着のある土地で暮らし続けられるよう、中山間地域の活性化に積極的に取り組むなど、地域間格差の解消に努めること。

- ②スマートフォン用の「ごみ分別促進アプリ『さんあーる』」は、非常に便利である一方で、市民の認知度が低いことから、十分な周知・広報に取り組むこと。

- ③市中心部の交通渋滞緩和のため、積極的な道路整備を行うとともに、交通事故の撲滅を目指し、道路事情の改善に取り組むこと。

- ④昨今の働き方改革等により、今後、さらに、都会から自然豊かな山間部への移住を希望する方が増大すると予想されることから、特に、潜在的に移住に関心がある方のニーズを的確に把握し、効果的な施策を展開すること。

- ⑤大規模災害時に人的被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携して大規模な防災訓練を実施するなど、防災意識を市民に根付かせる取組を行うこと。

- ⑥全国的に、都市公園や高速道路のサービスエリアなどでドッグランの整備が進められている状況等を踏まえ、ペットと暮らしやすいまちづくりを推進すること。

- ⑦犯罪防止に配慮した環境整備や地域の防犯力を高める取組への支援を強化することにより、犯罪の少ないまちづくりを推進すること。

ウ 政策 3 やさしさ 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり

- ①若い世代に「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい」と感じてもらえるよう、就学前の子どもやその親同士がコミュニケーションを図ることができる「つどいの広場」の充実など、子育て支援に積極的に取り組むとともに、効果的かつ広域的に周知・広報活動を展開すること。

- ②地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、高齢者をはじめとする全世代が参加できるイベントを開催する等、「地域における支え合いの心」の醸成を図ること。

エ 政策 4 はぐくみ 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり

- ①グローバル化の急激な進展の中、霧島市の発展を支えていく人材を育成するため、学校だけではなく、家庭・地域が連携し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の創出に向けた取組を展開すること。

- ②子どもたちや保護者に地元企業の良さが知られていない状況を踏まえ、教職員の企業見学会、職場体験や地元企業のリーダー等と意見交換できる授業を設けるなどの取組を積極的に展開すること。

③市内の高等教育機関との連携・協力の下、専門性・ニーズの高い分野に関する新たな学科の設置など、若者が市外に出ることなく、地元で学べる環境整備に努めること。

④政策名の「社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」の前半部分は、「個人」に着目したフレーズであり、市の政策としては、個人より“みんな”を重視すべきである。また、市の将来を担う人材を育成するといった視点も必要である。これらを踏まえ、例えば、「生涯を通じて学び合い、地域社会をつくる自治力を育むまちづくり」への変更を検討されたい。

オ 政策5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり

①市民一人ひとりが、地域の素晴らしいことに気づき、愛着を感じることができるように、市民・事業者等と一緒に効果的なティプロモーションを展開すること。

②地域には、様々な得意分野を持った多様な人材が存在している。それらの人材を発掘・活用し、地域課題の解決に向け住民同士の自主的な活動を促進すること。

カ 政策6 しんらい 信頼される行政経営によるまちづくり

①市の施策や取組を分かりやすく丁寧に伝えることで、市民からの信頼、さらには、協働のまちづくりに繋がるため、積極的な情報開示を行うとともに、市広報誌のみならず、より効果的な情報伝達に取り組むこと。

②市職員一人ひとりが市民の声に耳を傾け、積極的な姿勢をもって行政経営に取り組むこと。

③政策効果の乏しい事務事業の見直しや廃止を行うことで、真に必要な成果向上余地の高い事業を重点化するなど「選択と集中」を図ること。

(4) 目標人口

高い目標人口は、市の姿勢として好感が持て、“市民の意欲”に繋がるものと考えられる。目標人口の達成に向けて、中長期的な視点に立ち、子どもを産み育てやすい環境整備を行い出生数の増加につなげるとともに、魅力ある働き場所を確保し、若い世代のI J Uターンによる流入促進と、地元就職による流出抑制の取組を積極的に展開すること。

また、市民はもとより、移住を検討する方のニーズを的確にとらえ、施策の重点化を図りながら、時代を先取りした効果的な施策の展開を図ること。

基本計画答申

霧島市総合計画審議会委員

	氏 名	所属団体等	備考
1	宮本 順子	教育委員	
2	中村 和志	霧島市農業委員会 会長	
3	鎌田 善政	霧島商工会議所 会頭	
4	福永 淳	(福) 霧島市社会福祉協議会 会長	会長
5	福原 平	霧島市自治公民館連絡協議会 会長	
6	中條 秀二	あいら農業協同組合代表理事組合長	
7	鈴吉 美絵	(公社) 霧島青年会議所 副理事長	
8	岩橋 恵子	志學館大学法学部教授	副会長
9	古田 智基	第一工業大学工学部建築デザイン学科教授	
10	松元 純子	霧島市ふるさと創生有識者会議委員	
11	西田 莉乃	第一工業大学工学部建築デザイン学科学生	
12	若松 洋子	第一幼児教育短期大学 講師	
13	高橋 明日香	(福) 明徳会 牧之原むつみ園	
14	久米村 祐一郎	(株)鹿児島銀行国分支店	

用語集

グローバル化 (P1. 6. 7. 8. 12. 13)

日本国内だけでなく、全世界にわたるさま。

技術革新 (P1)

これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

霧島市総合計画策定条例 (P1)

総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的に、2018（平成30）年1月12日に制定。

霧島市ふるさと創生総合戦略 (P2. 15. 92)

2060年の人口目標を13万人とし、「I まちを元気にする、人を豊かにする産業づくり」、「II 訪れたい、住み続けたいまちづくり」、「III 幸せな家庭づくりを支える環境づくり」、「IV 暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり」の4つの基本目標を掲げ、これらを推進するための具体的な施策をとりまとめた戦略。

行政評価 (P2.87)

施策や事業等の行政活動について、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざす仕組み。

団塊の世代 (P4. 11. 54. 55)

第二次世界大戦直後、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。

超高齢社会 (P4. 7)

高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率7%～14%を「高齢化社会」、同14%～21%を「高齢社会」、同21%以上が「超高齢社会」とされる。

ICT (P6. 8. 17. 37)

情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを利活用する技術まで広い概念で用いられている。

IoT (P6. 36)

コンピュータやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること。Internet of Thingsの略。

AI (P6)

知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。

ビッグデータ (P6. 36)

ICTの進展により生成・収集・蓄積等が容易になる多種多様のデータ。

グローバル人材 (P6. 75. 76)

世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間。

COP21、パリ議定書 (P7. 33)

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、翌年11月に発効した、地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられている。

再生可能エネルギー (P7. 33. 34)

石油・石炭などの限りあるエネルギーに対して、一度利用しても比較的の短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

温室効果ガス (P7. 33. 34)

温室効果を持つ大気中に拡散された気体。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンガスのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

社会保障関係経費 (P7. 14. 89)

医療・介護の自己負担分以外の給付額など、社会保障制度によって給付される金銭・サービス。

PFI (P7)

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

PPP (P7)

Public private partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

明日の日本を支える観光ビジョン (P8)

「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において策定された。「世界が訪れたくなる日本」を目指し、観光ビジョンの施策の実行に、政府一丸、官民一体となって取り組むこととしている。

農林水産業・地域の活力創造プラン (P8)

幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、「農林水産業・地域の活力創造本部」（本部長：内閣総理大臣）が、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめたもの。

シティプロモーション (P8. 13. 83. 85. 92)

地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

多機能都市 (P1. 9. 103)

南九州の交通拠点としての交通体系、豊かな自然・歴史・文化、さらに製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置することにより、「住む・働く・学ぶ」などの環境が整った都市。

NPO (P9. 13. 30. 32. 35. 56. 75. 76)

非営利活動法人（Non Profit Organizationの略称）。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。

6次産業化 (P10. 22. 24)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るために、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指すこと。

ブランド化 (P10)

地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化のこと。

地産地消 (P10. 24)

地域で生産された様々な生産物や資源をその地域で消費すること。

地産外消 (P10. 24)

地域で生産された様々な生産物や資源が、地域を越え、首都圏等の大消費地、ひいては海外で消費されること。

超高速プロードバンド (P11. 26. 36. 37)

FTTH（光ファイバ回線）、LTE（携帯電話通信規格のひとつ）及び伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット。

核家族化 (P11. 66)

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族。ただし、夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。都市化や高度経済成長とともに、3世代同居などの大家族世帯が減少し、進行したと言われる。

コミュニティー (P11)

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

ライフステージ (P11. 73)

人間の一生を段階的に区分したもの。一般的に、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けられる。

共生社会 (P11. 57)

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

ユネスコ世界ジオパーク (P13. 83. 84)

地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的とした事業。ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（IGGP）の一事業として実施されている。現在、世界で35か国・127のユネスコ世界ジオパークが認定されており（2017年8月現在）、日本からは8地域（洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隱岐、阿蘇、アポイ岳）が認定されている。

環霧島会議 (P13. 26. 83. 84)

霧島山を中心に広がる鹿児島・宮崎両県の5市2町が、県境を越えた地域活性化を目指すため、2007（平成19）年11月に設立。

錦江湾奥会議 (P13. 26. 83. 84)

錦江湾奥部と桜島周辺に位置する4市が、行政区画を越えた地域活性化を目指すため、2011（平成23）年8月に設立。

学術 (P13)

専門的な研究として行われる学問

「量」の改革 (P14)

民間活力の導入、業務改革等によるコスト削減や市民ニーズに即応した組織体制の構築など

「質」の改革 (P14)

多様な主体の協働によるまちづくり、情報化の推進、職員の能力向上など

自主財源 (P14)

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等自主的に収入ができる財源で、行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度になるもの。

合計特殊出生率 (P15. 51. 92)

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値で、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもの。人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。

産官学 (P17. 84. 92)

産業界、国や自治体、大学や研究機関の総称。

農商工連携 (P17. 18)

地域の基幹産業である農林水産業と商工業者等との連携。

霧島市中小零細企業振興に関する提言書 (P17. 18)

2017（平成29）年9月に、中小零細企業振興会議から提出された提言書。

ガストロノミー推進協議会 (P18)

霧島が持つ食のポテンシャルを結集し先導していく拠点として、個人、企業、経済団体、農業協同組合、学校、市などで構成し、「霧島ブランドの推進」と「新たな商品・サービスの創造」の推進を図る組織のこと。

バリアフリー (P19. 29. 74)

障害のある方が社会生活をしていく上での障害（バリア）を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁の除去のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面・制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになっている。

インターンシップ (P21)

特定の職の経験を積むために、企業や組織において労働に従事している期間。

マッチング (P21. 80)

働くよう結びつけること。

ワーク・ライフ・バランス (P21. 77. 79. 87)

働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。

有害鳥獣被害 (P22. 23)

イノシシやシカ、サルなどの野生鳥獣による農林水産物の被害のこと。

ほ場整備 (P22)

生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。

グリーン・ツーリズム (P22. 23)

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

農業粗生産額 (P22)

農家の人が稻作、野菜栽培、養蚕、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額。

特用林産物 (P23)

たけのこ、しいたけ、枝物、木・竹炭、竹材など、森林原野において産出されてきた一般用材を除く林産物の総称。

耕作放棄地 (P23)

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。農林業センサスにおける区分。

再造林 (P23)

人工的に育成した森林を伐採した跡地に再び造林すること。

GAP（農業生産工程管理）(P24)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

口蹄疫 (P25)

口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。

インバウンド (P25)

外から入ってくる旅行、一般的には訪日外国人旅行を指す。

二次アクセス (P25. 26. 29)

複数の交通機関等を使用する場合の2種類目の交通機関のこと。

SNS (P26. 85. 88)

Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

ボランティアガイド (P26)

地域を訪れる観光客に対し、無料若しくは低廉な料金で、自発的に、継続して、自分なりのやり方で案内・ガイドする人のこと。

霧島ジオパーク推進連絡協議会 (P26. 83)

霧島山を取り巻く鹿児島・宮崎両県の5市1町の行政・民間団体で組織する。地域の美しい地質遺産を、地域住民、行政等が連携して保護・研究し、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的に、2008（平成20）年10月に設立。

ユニバーサルデザイン (P26. 38)

バリアフリーが壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

WI-Fi (P26)

パソコンやスマートフォン、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN（Local Area Network）に接続する技術。

地域間幹線系統バス (P28)

複数市町村をまたいで運行されるバス系統。

デマンド交通 (P28. 29)

自宅から目的地まで、利用者の予約に応じて運行する公共交通サービス。乗合のため、ほかにも同じ便で予約された方がいれば道順に回ってそれぞれの目的地まで運行する。

チャーター便 (P29)

特定の目的を満たすために共用されている交通機関。輸送機関の一部または全部を借りきること。

クロツラヘラサギ (P30)

朝鮮半島北西部で繁殖し、冬季になるとベトナム、台湾、香港、朝鮮半島南西部などで越冬する。日本には冬季に少数飛来する冬鳥。開発による生息地の破壊、狩猟などにより生息数が減少し、絶滅危惧種に指定されている。

ノカイドウ (P30)

霧島山にのみ自生するバラ科の植物。洪水などによって広範囲で植生が失われた場所に定着した種であると考えられており、遷移によって植生が変化し日当たりが悪くなるに従って急速に衰退しつつあることから、絶滅危惧種に指定されている。

COD (P30)

水質汚濁の指標の一つ。水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。

水源かん養 (P31)

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

中山間地域 (P32. 81)

国分・隼人地区的市街地を除く他の地域。

アダプト制度 (P32)

地域の住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立てて、わが子のように愛情を持って面倒を見て美化活動を行い、行政がこれを支援する制度。

エコドライブ (P32. 35)

燃費向上のために自動車などのユーザーが行う様々な施策や、そうした配慮を行った運転のこと。

4 R (P33. 34)

リサイクル（再生利用）、リユース（再使用）、リデュース（ゴミ減量）、リフュース（購入拒否）

バイオマス (P34)

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）。

バイパス (P36. 37)

市街地などの混雑区間を迂回、または、峠・山間部などの狭隘区間を短縮するための道路。

第4次産業革命 (P36)

2010年代現在、デジタル技術の進展と、あらゆるモノがインターネットにつながる IoT の発展により、限界費用や取引費用の低減が進み、新たな経済発展や社会構造の変革を誘発されると議論される。

シェアリングエコノミー (P36)

個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

既存ストック (P37. 81)

これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設。

第5世代移動通信システム (5G) (P37)

超高速を実現するだけでなく、多数同時接続や超低遅延といった、従来技術にない特徴を有しており、全てのモノがインターネットに接続される IoT 時代に不可欠な基盤技術として期待されている。

都市公園 (P39)

都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園。

都市計画区域 (P40)

都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域が指定される。

用途地域 (P40)

快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系など全 12 種類の用途地域がある。

空き家バンク制度 (P41)

空き家を売りたい又は貸したい所有者や管理者と、居住するために空き家を買いたい又は借りたい方とのマッチングを支援する制度。

二次災害 (P43)

ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。

出前講座 (P43. 57. 84)

市職員が地域等に出向き、市民を対象に市政等に関する理解を深めるために行う講座。

普通救命講習 (P44)

普通救命講習は I ~ III があり、一般的な普通救命講習はこの I を指す。I は 3 時間の講習で、広く一般市民を対象に、成人への救命処置（心肺蘇生法、AED を用いた除細動）と、気道異物除去や止血法などの応急手当が教授される。

サイバー犯罪 (P45)

情報技術を利用した犯罪。

霧島市あんしん・あんぜん検定 (P45. 46)

防犯、交通安全に関する知識の普及、情報の提供及び啓発活動のために毎年行われている検定。

交通立哨 (P46)

ドライバーに交通安全への注意喚起を促す、交通安全活動の一環の行動。

道路反射鏡 (P46)

見通しの悪い交差点やカーブで、運転席からは見えない場所にいる車や歩行者の存在をしらせる鏡。

メディア (P46. 57. 70)

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの媒体。

一次救急医療 (P48. 49)

入院を必要としない救急患者への医療。

二次救急医療 (P48. 49)

入院治療や手術を必要とする重症の救急患者への医療。

特定保健指導 (P48. 49)

生活習慣病をより効果的に予防する目的で、40~74 歳の人を対象に、健診でメタボリックシンドロームを中心にチェックし、生活習慣病発病の危険度により対象者をグループ分けして、危険度に合わせて、受診者自らが生活習慣を変えていくよう支援、保健指導を行うこと。

休日在宅当番医制 (P48)

日曜日や祝日、年末年始の昼間に、市内の医療機関の協力のもと、当番制で診療を行うこと。

病院群輪番制 (P48)

医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、当番制により、休日及び夜間における診療体制の確保を図るもの。

狭隘 (P48)

面積などが狭くゆとりがないこと。

生活習慣病 (P48. 49. 50. 61)

特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与している病気。脳卒中、がん、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症などがある。

深夜帯 (P49)

平日の午後 11 時～翌朝、土日祝日の午後 10 時～翌朝のこと。

健康運動普及推進員 (P49)

健康体操の普及など、地域に入り、健康づくりに関するボランティアを行う方。

食生活改善推進員 (P49)

栄養・食生活のアドバイスなど、地域に入り、健康づくりに関するボランティアを行う方。

食育 (P49. 50. 65)

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を持ち、健全な食生活を実践できる人間性を育てること。

子育て世代包括支援センター（P51）

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

ファミリー・サポート・センター（P51）

子育ての援助をお願いしたい人（依頼会員）と、援助をしたい人（提供会員）との相互援助活動を行う会員組織。

産後ケア（P51, 52）

分娩後、妊娠や分娩によって変化したからだが妊娠前の状態に戻るまでの期間、あるいは、分娩後のホルモンバランスの変化に伴い精神的に不安定な期間、母親になった女性の心身を癒し、親子の愛着形成と親としての自立を促し、社会復帰への援助を行う、産後の女性を包括的に支援する実践のこと。

特定不妊治療（P52）

体外受精及び微授精のうち、夫婦以外に第三者から提供された精子、卵子又は胚の利用、妻以外の第三者の子宮の利用等による治療方法を除いた治療法。

病児・病後児保育（P52）

児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度。

認定こども園（P52）

就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の役割を併せ持つ都道府県に認定された施設。

放課後児童クラブ（P52）

保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えること。

地域医療構想（P54）

2014（平成26）年に成立した医療介護総合確保推進法によって都道府県の策定を義務化。限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築く目的で、将来の医療需要と病床の必要数を推計し、地域の実情に応じた方向性を定めるもの。

理学療法士（P55）

加齢、事故などによる身体機能障害からの回復目的のトレーニングを行わせたり、脳卒中での後遺症が残った者、運動能力発達の遅れがみられる新生児ら、循環器・呼吸器・内科・難病疾病などの身体的な障害を持つ人に対して、医師の指示の下その基本的動作能力の回復を図ることを目的に、運動療法や物理療法を行わせる者。

作業療法士（P55）

主に理学療法のリハビリで基本動作が回復した患者に対して行われ、日常生活をスムーズに送るために複合的動作を可能とする訓練を行う者。

地域包括支援センター（P55）

地域にある様々な社会資源を利用し、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が中心となり、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとした高齢者やその家族等への総合的な支援を行う。

地域包括ケア・ライフサポートワーカー（P55）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、養成を行っている市独自の認定資格。地域の身近な相談窓口として、地域生活の支援を行う。

認知症等 SOS ネットワーク（P55）

認知症の方に対し、地域の関係機関や住民が協力し、見守り等の支援を行う仕組み。

在宅福祉アドバイザー（P56）

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者など援護を必要とする人々に対し声かけ・安否確認などの見守り活動や在宅福祉サービスに関する情報提供などをすること。

ノーマライゼーション（P57）

障害者や高齢者を隔離せず、すべての人が共に生活できるようにするのが当然だとする考え方。

発達障害（P57, 58）

ASD（自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群）、ADHD（注意欠如多動性障害）、LD（学習障害）の大きく3つに分けられ、いずれも脳機能に関係する障害・特性。

困り感（P57）

嫌な思いや苦しい思いをしながらも、それを自分だけではうまく解決できず、どうしてよいか分からぬ状態にあるときに、本人自身が抱く感覚。

障害児通所支援（P57）

児童発達支援センター等に障害児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした事業。

児童発達支援（P58）

未就学児に日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもの。

放課後等デイサービス（P58）

就学児に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行うもの。

特別支援教育（P58, 63）

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

国民年金第1号被保険者（P61）

日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者の方。（厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方。）

特認校制度（P63, 65）

豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童生徒に、一定の条件のもとで特別に入学（転学）を認める制度。

学習定着度調査（P63）

県内の小・中学生の基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等に関する学習状況を把握するとともに、学習に関する意識や学び方などの学習状況を把握するため、県教育委員会が実施するもの。

キャリア教育（P64）

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

命の教育の日（P64）

各学校の計画に基づき、毎月1回、互いの存在や違いを認め合ったり、尊重し合うことを感じたりする活動を通して、生命の大切について考える日。

ほめる運動（P64）

道義高揚、豊かな心推進宣言都市として家庭や地域と連携し、子供たちに誇りと自身をもたせ、自己肯定感を高めるためのキリストマイスターと連携した取組。

スクールガードリーダー（P65）

通学路の巡回、不審者対応に関する学校へのアドバイス等の活動を行う防犯の専門家。

山村留学制度（P65）

過疎化が進んでいる地域の学校などが、都市部の留学生を受け入れ、学校教育の振興や地域の活性化を図ることを目的として、市町村、学校及び地域が主体となって実施する制度。

学校関係者評価（P65）

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

霧島スポーツまつり（P72）

運動が苦手な方も得意な方も、経験者も未経験者も、老若男女問わず誰でも楽しく参加できる体験型のスポーツイベント。市体育協会が、毎年、体育の日に開催する。

チャレンジデー (P72)

毎年5月の最終水曜日に入人口規模がほぼ同じ自治体間で、午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続して運動やスポーツなどの身体活動（運動）を行った住民の『参加率（%）』を競い合い、敗れた場合は、対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに1週間掲揚するというユニークなルールによって行われる“まちの威信と名誉”をかけた住民総参加型のスポーツイベント。

総合型地域スポーツクラブ (P72, 73, 74)

地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、「多種目」、「多世代」、「多志向」のスポーツクラブ。

道義高揚 (P76)

人のふみ行うべき正しい道を高めること。

友好交流都市 (P76)

中国陝西省銅川市耀州区、中国湖南省瀏陽市。

DV (P77, 78)

配偶者、交際の相手等親密な関係にあり、又は親密な関係にあつた男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力。

難病 (P77)

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とする疾病。

性別による固定的な役割分担意識 (P77)

「男性、女性という性別で役割が定まっている」という考え方や意識。

ハラスメント (P78)

嫌がらせや相手を不快にさせる行動のこと。

関係人口 (P80)

その地域に現在居住していないものの、出身者や勤務経験者であるなど継続的な関わりがある人。

二地域居住 (P80)

都会に暮らす人が、週末や1年の一定期間を農山漁村で暮らすこと。

元気なふるさと再生集落 (P81)

65歳以上の人口比が5割を超える、地域活動が困難な状況になりつつある地区自治公民館。

キリシマイスター認定制度 (P83)

霧島市の「人やモノ、すべてを対象に市民みんなでいいところを見つけて、褒めて、マイスター（親方、名人、巨匠の意。）に認定するプロジェクト。

モニターツアー (P84)

依頼者が旅行費用の一部を負担することを条件に、一般的モニター（新しく開発されたサービス等について意見を述べること。）を募集し、旅行内容などの報告等をしてもらう旅行の一形態。

行政評価システム (P86)

施策や事業等の行政活動について、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善をめざす仕組み。

マイナンバー制度 (P86)

日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含む。）が持つ12桁の番号。社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

人事評価制度 (P87)

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する制度。

OJT (P87)

On the Job Training の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導、習得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動。

議員と語るかい (P88)

霧島市議会基本条例に基づき、「市民に開かれた議会」、「市民参加の機能の拡充」及び「政策形成への適切な反映」を図るために、市議会議員と市民グループや地区自治公民館、自治会等が、身近な問題等をテーマに意見交換を行うもの。

市債 (P89, 90)

市の借金のこと。

普通財産 (P90)

行政目的で用いていない財産。行政財産と異なり、特定の用途又は目的を持たないため、貸付、交換、売却、贈与や、私権を設定することができる。

公債費 (P90)

これまでの公共事業などの財源として借り入れたお金の返済に使われた費用。

選択と集中 (P90)

特定の分野・領域を選び、そこに人材や資金などの資源を集中的に投入すること。

地域ブランド力 (P92)

地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識する様々な地域イメージの総体。

全国和牛能力共進会 (P22)

和牛日本一を決めるため、5年ごとに開催される和牛の品評会。全国のブランド牛を一堂に集めてその優位性を競い、審査は牛の姿・形を審査する「種牛の部」と肥育牛の肉質を審査する「肉牛の部」で実施。

認定農業者 (P23)

農業者が市町村農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定した者。

第一次霧島市総合計画のふりかえり

(1) 施策の取組状況

第一次霧島市総合計画は、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を基本理念とし、「人と自然が輝き、人が拓く、**多機能都市**」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて市民とともに様々な取組を進めてきました。

第一次霧島市総合計画（後期基本計画）期間における主要な取組は以下のとおりです。

政策1 快適で魅力あるまちづくり

1-1 生活基盤の充実

- ◆ 麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区において土地区画整理事業を実施するとともに、既存の住宅を有効に活用するために、市営住宅の改善等の長寿命化を進めました。また、市民に広く耐震化やアスベクト対策に対する啓発を行い、耐震診断及び工事等に係る費用に対する助成を行うなど、住宅環境の整備に取り組みました。
- ◆ 国分地区から福山地区への旧行政区を越えた配水施設の整備、国分台明寺配水区施設工事の着工や、国道504号の配水管布設替えの実施など、安全で良質な水の安定供給に取り組みました。
- ◆ 霧島市都市計画マスターplanに基づき、隼人駅東地区を第1種住居地域から商業地域に用途変更するなど、適正な土地利用の誘導に取り組みました。
- ◆ 2013（平成25）年4月に施行した霧島市景観条例に基づき、景観へ大きな影響を与える行為について事前届出を義務付けるとともに意識の醸成を図るなど、良好な景観の保全と整備に取り組みました。
- ◆ JR日豊本線と肥薩線の結節駅である隼人駅における同駅東地区土地区画整理事業を着実に実施するとともに、幹線道路の平和通線及び町の下2号線の整備や国分小前景観道路の照明施設の整備など、中心市街地の活性化に取り組みました。
- ◆ 上小川地区コミュニティ広場をはじめ、市民が身近に利用できる公園を整備するとともに、既存の公園施設の定期的な遊具点検を行うことで、公園利用者の安全確保に努めるなど、公園、広場等の整備に取り組みました。

1-2 交通体系の充実

- ◆ 緊急性・地域性を考慮しながら計画的に生活道路の改良補修を行いました。また、国分川内地区の交通渋滞解消と大隅・鹿屋方面から鹿児島空港方面へのアクセスの円滑化を図るために「鎮守尾～上之原線」の整備を行いました。さらに、県道新町線等の幹線道路のバイパス工事や平和通線などのアクセス道路の整備をはじめ、2010（平成22）年から事業を進めていた隼人町住吉と国分福島を結ぶ「しらさぎ橋」を新設するなど、道路ネットワークの構築及び道路施設の保全に取り組みました。
- ◆ 県や関係機関との連携により、鹿児島国際空港発着の路線・便数・利用者数の増加が図られたほか、誰もが安心して鉄道駅を利用できるよう、JR国分駅のバリアフリー化に係る支援を実施するなど、鉄道及び航空の路線確保に取り組みました。
- ◆ 住民座談会の開催を通じた市民の移動ニーズ等を踏まえ、溝辺地区と隼人駅を結ぶふれあいバス路線の新設、霧島地域及び福山地域へのデマンド交通の導入など、バス輸送等の確保に取り組みました。

1-3 地域情報化の推進

- ◆ 通信事業者と連携した基盤整備により、公共施設、住宅地及び主要道路沿いの携帯電話不感地域は概ね解消しました。また、地上デジタル放送難視聴地域に係る環境整備に対する支援により、地デジ受信カバー率100%を達成するなど、地域情報化基盤の整備に取り組みました。

1-4 防災対策の推進

- ◆ 市内全域における防災行政無線のデジタル化や消防救急デジタル無線の整備を実現するとともに、コミュニティ無線と防災行政無線の接続を行った結果、多くの世帯に対し、直接、防災情報を伝えることが可能となりました。また、子ども・乳幼児・女性等に配慮した防災用品を備蓄するなど、防災関連施設の整備に取り組みました。
- ◆ 土砂災害危険個所の整備を適切に行いました。また、空家に関する施策を総合的・計画的に展開する体制を構築するとともに、管理不全の状態にある空家の所有者等に対して指導・勧告を行うなど、災害危険個所の整備に取り組みました。
- ◆ 防災訓練等を行う自主防災組織に対する支援や出前講座を通じた防災意識の高揚、大学生や女性の消防団への入団を通じた次世代の担い手の育成など、防災関係機関・団体等と連携した体制づくりに取り組みました。

- ◆ 出前講座の開催等を通じて防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進しました。また、救命救急に関する人材育成に資する応急救手普及員講習会を開催するなど、火災予防・救急・救助活動の推進に取り組みました。

- ◆ 防災に対する認識や災害に対する対処能力の向上を目的に、防災出前講座や市総合防災訓練等を実施するとともに、総合防災マップを全戸配布し避難場所等の周知を図るなど、防災知識の普及啓発に取り組みました。

- ◆ 集中豪雨時の浸水被害の低減を図るとともに、被害を未然に防ぐことを目的に、国分市街地、福島地区及び隼人姫城地区において治水対策に取り組みました。

- ◆ 災害においては、被災箇所の早期発見や二次被害の防止に努めるとともに、被災箇所の早期復旧を行うなど、災害復旧対策の推進に取り組みました。

1-5 交通安全・防犯の推進

- ◆ 高齢者運転免許証自主返納メリット制度の利用促進及び高齢者・中学生への夜光反射材の配布並びに交通安全施設の整備など、交通安全の推進に取り組みました。
- ◆ 防犯意識の高揚を図るため、「霧島市あんしん・あんぜん検定」を実施しました。また、防犯灯や安全灯を整備するとともに、各地域や各団体の防犯パトロール隊の活動により、犯罪の未然防止が図られるなど、防犯活動の推進に取り組みました。
- ◆ 年々複雑多様化する消費者問題について適切に対応するため、消費生活センター相談窓口の機能充実を図るなど、消費生活の安全性向上に取り組みました。

政策2 自然にやさしいまちづくり

2-1 自然環境の保全

- ◆ 下水道認可区域において計画的な整備を行い、供用開始区域の接続人口が大幅に増加しました。また、下水道認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置により、汚水処理人口普及率が上昇するなど、公共用水域の水質保全に取り組みました。
- ◆ 市民参画による10万本植林プロジェクトの実施により、地域本来の植生による森林づくりを進めました。また、霧島山から全国に広がったとされるキリシマツツジをテーマとした「第2回全国キリシマツツジサミット in 霧島」を本市において開催しました。さらに、徐間伐への支援や伐採後の再造林を促すための再造林推進巡回活動や、市有林における民間企業との協定による森林整備活動を実施するなど、森林の保全に取り組みました。
- ◆ 省エネモデル住宅の見学やエコ診断の開催を通じて、省エネ対策を啓発しました。また、「緑のカーテン普及啓発事業」や出前講座の実施、住宅用太陽光発電や低公害車の導入の促進など、地球温暖化対策の推進に取り組みました。

- ◆ 環境月間に合わせたパネル展や「再生可能エネルギー工作教室」を県と共同で開催するなど、環境学習の推進に取り組みました。
- ◆ 2014（平成26）年3月に「霧島市生物多様性推進プラン」を策定し、重点施策の実施に取り組むとともに、出前講座や自然とふれあう学習会の開催などを通じて、生物多様性の保全に取り組みました。

- ◆ 再生可能エネルギー発電設備の計画段階において、災害防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全に配慮を行い、地域と良好な関係が構築できるよう適切な設置や管理がなされることを促すため、2016（平成28）年6月に霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを策定しました。

- ◆ 市民共有の財産である水資源の保全を目的として、市、市民等及び水資源採取者が協働し、水資源の適正な利用に向けた取組を推進するため、2017（平成29）年3月に霧島市水資源保全条例を制定しました。

2-2 生活環境の向上

- ◆ 環境美化推進員及び河川環境保全推進員の活動を通じて、環境衛生に関する市民意識の向上を図りました。また、市民、事業者、関係団体等と協力・連携し、環境美化活動を実施するなど、環境衛生の向上に取り組みました。
- ◆ 河川や道路などの美化活動に積極的に取り組む団体をアダプト制度で支援するとともに、環境保全協会と連携し、地区自治公民館や自治会を支援するなど、地域美化活動の促進に取り組みました。

- ◆ 2015（平成27）年10月から悪臭防止法に基づく規制地域を市内全域とし、臭気指数規制を導入しました。
- 2-3 循環型社会の形成**
- ◆ 冊子版のごみ分別辞典「霧島市ごみガイドブック」を全戸配布するとともに、小型家電及び古着等のリサイクルを開始しました。また、県内の市としては初めて、スマートフォン用の「ごみ分別促進アプリ『さんあーる』」の無料配信を開始するなど、リサイクルの推進に取り組みました。
- ◆ 一般廃棄物処理計画の設置基準を適正に運用し、可能な限り既存のごみ収集所の利用を促進することにより、ごみ収集所の新設及び収集運搬コストの抑制を図りました。また、各事業者に対する啓発などを通じて、廃棄物の適正処理の推進に取り組みました。
- ◆ 啓発看板や監視カメラの設置、環境パトロールなどを通じて不法投棄の防止に取り組みました。
- ◆ 周辺住民及び関係者の理解により、福山地区に一般廃棄物管理型最終処分場を建設し、これまで県外処分で対応していた本市の一般廃棄物の最終処理を独自で適正に完結処理する体制を構築しました。また、各一般廃棄物処理施設については、指定管理者及び運転委託業者と常に緊密な協議を行うなど、適切な運転管理に努めました。

政策3 活力ある産業のまちづくり

3-1 農林水産業の振興

- ◆ 機械・施設等の整備や森林施業の推進など、積極的に農林水産業の経営体质の強化に取り組みました。また、2017（平成29）年9月に宮城県仙台市で開催された第11回全国和牛能力共進会において、鹿児島県が日本一（総合優勝）に輝きました。さらに、「作り育てる漁業」を目指し、放流等により水産資源の増殖を支援し、アサリやイワガキ養殖の着業化に向けた取組を展開しました。
- ◆ 霧島西部地区（溝辺・隼人）において圃場整備を実施しました。また、日本林道協会が主催する平成25年度治山・林道コンクールの林道維持管理部門において、隼人地区的林道「山城妙見線」の日頃の維持管理等が高く評価され、林野庁長官賞を受賞しました。さらに、産卵礁の設置を継続して行うなど、生産基盤の整備に取り組みました。
- ◆ 農地中間管理事業等の推進により、担い手への農地集積や集落営農の推進に取り組みました。
- ◆ 関係機関と連携し、就農相談に対応するとともに、就農予定者に対する就農計画等の作成支援や青年就農給付金の給付などを通じて、農林水産業の新規就労の支援に取り組みました。
- ◆ 物産館における消費者交流イベント等において地元産品のPRを行ふことにより、地場産品の消費拡大を図るなど、地産地消の推進に取り組みました。
- ◆ 茶葉振興会などの関係機関と連携し、「霧島茶」製造の技術向上を図りました。また、鹿児島国際空港へのPR看板の設置、かごしま百円茶屋の開催などを通じ、霧島茶のブランド化の推進に取り組みました。

3-2 商工業の振興

- ◆ 工商会議所・商工会への活動支援により、商工業者に対する専門的な経営指導・経営支援に取り組みました。
- ◆ 空き店舗等を利用した創業予定者に対し支援を行うことで、新規創業者の負担軽減を図るとともに、賑わい創出に取り組みました。
- ◆ 各種展示会・商談会への出展・参加に係る負担軽減を図ることで、新たな市場・販路開拓を支援しました。また、利子補給補助やセーフティネット保証制度の認定を行うとともに、プレミアム商品券発行事業や住宅リフォーム支援事業の実施など、商工業者に対する経営支援に取り組みました。
- ◆ 街路灯のLED化や商店街独自のイベント等に対し支援を行うなど、買い物のしやすい環境整備に取り組みました。
- ◆ 「霧島市農業創生大学プロジェクト」により、第一工業大学の植物バイオマスコースの設立を支援し、同コースの研究施設を活用した人材育成や新商品の開発を進めました。また、市、あいら農業協同組合、都築教育学園との産官学連携協定を締結し、新たな特産品や新商品の共同開発を行うなど、霧島産物・技術を活かした製品開発に取り組みました。
- ◆ 2015（平成27）年度に、「霧島市中小零細企業振興条例」を制定し、同条例に基づき、中小零細企業に関する評価・検討を行う中小零細企業振興会議を設置・開催するとともに、具体的な中小零細企業の振興策を含め、商工業者に対する経営支援に取り組みました。

3-3 観光業の振興

- ◆ 官民一体で組織する「いざ霧島キャンペーン実行委員会」での誘客事業や、霧島温泉大使「アヒル隊長」を活用したPR活動を行い、市の知名度向上と誘客促進を図るなど、観光客誘致宣伝活動に取り組みました。
- ◆ 自然や景勝地を活かした展望所や遊歩道、公園整備を行うとともに、特産品協会や地元関係者による新たな観光素材の開発、特産品を活用した誘客活動を展開しました。また、2017（平成29）年4月に閑平鉱泉所と同敷地内の特産品販売所をグランドオープンするなど、地域の特色を活かした観光資源の開発に取り組みました。

- ◆ 霧島産品のブランド化や開発を推進するための新たな取組として、産官学連携による「霧島ガストロノミー推進協議会」が設立され、市内の様々な関係機関や関係者が一体となり付加価値の向上や販路拡大などに向けた取組が開始されるなど、地域の特色を活かした観光資源の開発に取り組みました。

- ◆ 地方創生交付金を活用した宿泊施設や観光施設等のバリアフリー化に取り組んだことにより、観光客の受入体制の充実に取り組みました。

- ◆ トップセールス時や受入れ時のおもてなし等を通じて、現地キーパーソンとの交流及び関係強化を図るとともに、公衆無線LANの整備や多言語表記案内板の設置等、外国人観光客受入環境の整備を行うなど、海外からの観光客の誘致に取り組みました。

3-4 雇用の促進

- ◆ ハローワーク国分と連携し、誘致企業に対し「霧島ゆうあい人材バンク登録者」を情報提供し新規就労につなげました。また、霧島市創業支援センターを設置し、創業希望者に対する相談窓口の一元化を図るとともに、2017（平成29）年2月に、高校生を対象とした合同企業説明会を開催するなど、地域の特色を活かした雇用の促進に取り組みました。

- ◆ 本市の地理的に恵まれた立地条件や工場等立地促進補助金等の優遇制度について、パンフレット等を作成して積極的にPR活動を展開し、2013（平成25）年度～2016（平成28）年度において延べ22社と立地協定を締結しました。また、「鹿児島郵便局」が、2017（平成29）年8月に南九州最大級の郵便・物流拠点として、隼人町の小田工業団地に開局するなど、企業の誘致に取り組みました。

政策4 育み磨きあうまちづくり

4-1 学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の特性に応じた習熟度別学習を推進するとともに、「きりしま授業づくりガイド」の活用により、各教師同士の学び合いが促進されるなど、学力の向上と個性を育む教育の推進に取り組みました。

- ◆ 各学校において、児童生徒、保護者、教職員、地域と一体となつた「あいさつ運動」を展開しました。また、いじめ問題については、いじめ問題対策支援室相談員による面談や学校訪問等を迅速に行ふなど、早期発見・早期解決につなげました。さらに、不登校児童生徒については、かけはし相談員が積極的に関わることで登校や学校復帰につなげるなど、豊かな心を育む教育の推進に取り組みました。

- ◆ 「一校一運動」の推進により、運動をしない児童生徒が減少し、基礎体力の向上につながりました。また、学校給食施設の整備や設備・備品の修繕や買替え等を行い、安全で安心な学校給食施設の環境改善を進めるなど、健やかな体を育む教育の推進に取り組みました。

- ◆ 土曜授業等において地域の人材を活用し、地域の特色を活かした様々な教育活動を行いました。また、各学校にジオパークコーナーを設置することにより、霧島ジオパークの理解を深めるとともに、霧島ジオガイドを活用した霧島山に関する学習や出前講座の活用など、特色ある教育活動と開かれた教育づくりの推進に取り組みました。

- ◆ 市立小・中学校及び高等学校全校舎で耐震化率100%を達成しました。また、体育館等の非構造部材の耐震化を年次的に実施するとともに、遠距離通学費補助金や就学援助費補助金等により必要な支援を行うなど、教育環境の整備に取り組みました。

- ◆ 各小学校において幼少連携のための情報交換会を開催し、その協議内容を幼稚園教育の教育課程に反映させるなど、幼稚園教育の推進に取り組みました。

- ◆ 進学・就職先の開拓やハローワーク国分との連携強化により、4年連続（2013（平成25）年度～2016（平成28）年度）で進学・就職率100%を達成しました。また、年次的に校舎や廊下・昇降口棟の改築を行うとともに、屋内運動場の新築工事に着手するなど、魅力ある高等学校教育の推進に取り組みました。

4-2 青少年の健全育成

- ◆ 将来や夢に希望を持ち、その目標の実現に向かって努力する青少年を育成することを目的に、小学校新1年生と小・中学生・高校生の市外からの転入者に対し、「きりしまっ子立志10年カレンダー」を配布しました。また、英語や異文化に対する興味・関心を高め、英語によるコミュニケーション能力を養うことを目的に「イングリッシュ・サマースクール」を開催するなど、体験と立志を支援する環境づくりに取り組みました。

- ◆ 市立青少年育成センターや市補導員・各校区青少年健全育成連絡会等と連携し、街頭補導や交通安全指導、教育相談、あいさつ運動を行ふなど、地域全体で子どもを見守り育む環境づくりに取り組みました。

4-3 スポーツの振興

- ◆ チャレンジデーへの参加や霧島スポーツまつりの開催などを通じ、市民の誰もが参加できるスポーツ活動の推進に取り組みました。

- ◆ 2020年の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催にあたり、国分運動公園陸上競技場メインスタンドの大規模改修やハンドボール会場体育馆の照明施設のLED化に着手しました。また、社会体育施設の老朽化対策や設備の改修・整備により、利用者の利便性向上が図られるなど、スポーツ環境の整備に取り組みました。

- ◆ 市民が継続的にスポーツを行えるよう、総合型地域スポーツクラブ、各競技団体、各地区地域スポーツ祭の活動を支援するなど、スポーツ団体の育成に取り組みました。

4-4 文化的振興

- ◆ 「第30回国民文化祭・かごしま2015」において、市内で8つの事業を開催し、市民に美術展への参加やミュージカル・音楽・伝統芸能などの舞台芸術を直接鑑賞する機会を提供するなど、芸術文化活動のきっかけづくりに取り組みました。

- ◆ 郷土芸能保存会の相互連携を図ることを目的に「霧島市民芸保存会連絡協議会」を設立するとともに、郷土芸能を周知するため、活動チラシの作成等を通じ保存団体の活動を紹介するなど、文化関係団体の育成に取り組みました。

- ◆ 各種調査により、大隅正八幡宮境内及び社家跡が国指定史跡となり、今後の保存・管理について計画書を作成しました。また、貴重な文化財を後世に遺すため、建造物の修復や天然記念物（樹木）を年次的に養生するなど、文化財の保存・整備に取り組みました。

- ◆ 大隅國建国1300年記念や天降川筋直し350年、宮内原用水完成300年に併せた各種イベント、きりしま歴史散歩や文化財少年団活動、郷土館における企画展の開催、ふるさとの歴史に関する出前講座などを通じ、文化財の活用に取り組みました。

4-5 学習機会の充実

- ◆ 一部の公民館トイレを洋式化するなど、施設・設備の適切な維持管理に努めました。また、図書館システムの更新により、自宅からインターネットを利用して本の利用延長ができるようになるなど、学習環境の充実に取り組みました。
- ◆ 市民の学習ニーズを踏まえ、土・日に開設する定期講座を増やし、短期講座においては、エクササイズ等の若年者向けの講座等を実施しました。また、メディアセンター講座においては、生活課題や時代の流れに対応した内容を取り入れ、コースごとにスマホ・タブレット講座を開催するなど、学習活動の推進に取り組みました。

政策5 たすけあい支え合うまちづくり

5-1 医療体制の充実

- ◆ 始良地区医師会、消防局、保健所等で構成する「始良地域救急医療連絡協議会」等との連携により、初期救急（一次）医療、二次医療体制の強化を図りました。また、市立医師会医療センターに常勤の小児科医師2名が着任されたことにより小児科診療を再開し、さらに、緩和ケア病棟の開設や感染症専用外来、エコー・心電図室、研修医室等を備えた新たな施設が完成するなど、医療体制の整備に取り組みました。
- ◆ 市民が日頃から安心して相談し、適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医を決めるなどの市民意識の向上に取り組みました。
- ◆ 医療費の適正化を図るために、看護師による多重受診者（重複・頻回など）への生活指導の実施、医療費の通知、ジェネリック薬品と先発医薬品との差額の通知などを実施しました。また、特定健康診査・保健指導・人間ドックの受診率を向上させるため、保健師の訪問や電話等により受診勧奨を行うなど、保険制度の適切な運営に取り組みました。

5-2 こころと身体の健康づくりの推進

- ◆ 市民健康講座、出前講座等を通じて、市民の健康意識の向上に取り組みました。
- ◆ 疾病の早期発見を目的とした各種健（検）診を実施し、メタボリック症候群の予防等の保健指導を実施しました。また、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、自殺予防対策講演会やこころの健康相談を実施するなど、こころと身体の健康管理の実践・支援に取り組みました。
- ◆ 市民参画による健康づくりを推進するため、健康づくり活動を行う健康運動普及推進員や食生活改善推進員等の活動を支援しました。また、2014（平成26）年度からは、健康生きがいづくり推進モデル事業を終了した地区が、地域の目標に沿った取組ができるよう「地域健康生きがいづくり事業」を開始するなど、健康づくり活動がしやすい社会環境づくりに取り組みました。
- ◆ 食生活改善推進員の活動や食の文化祭、健康福祉まつりの開催を通じ、食育の推進に取り組みました。

5-3 地域における福祉の推進

- ◆ 生活保護による支援が必要と思われる相談者に対しては、助言・指導等を行なながら、適切に生活保護を実施しました。また、生活保護申請に至らない生活困窮者に対しては、専任の支援員を中心とした就労への支援や関係機関への情報提供等を行うなど、生活困窮者への支援に取り組みました。

- ◆ 民生委員、在宅福祉アドバイザーをはじめとする市民相互の支え合い・助け合いを推進するとともに、地域の見守りネットワークの強化や福祉活動者、活動団体への支援を行いました。また、高齢者・障がいの方々を保護・支援するための成年後見制度を更に推進するため、2017（平成29）年4月に、霧島市社会福祉協議会内に「成年後見センター」を開設するなど、地域住民による支え合いに資する取組を行いました。

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、始良地区医師会と医療と介護の連携に向けた事業を実施したほか、認知症施策の実施、地域ケア会議の推進へ向けた協議など、高齢者の自立支援サービスの充実に取り組みました。

5-4 子育て環境の充実

- ◆ 2014（平成26）年4月から、霧島市こどもセンターで土日の子育てサロンを始め、子育てサロンのなかった牧園地区で支援を開始するなど、地域における子育て支援に取り組みました。
- ◆ 母子健診後の個別相談を増やすなど相談体制の充実に取り組みました。また、不妊に悩む夫婦への精神的・経済的負担を軽減するため、2016（平成28）年度から男性不妊治療を助成対象へ追加するなど、母子保健の充実に取り組みました。
- ◆ 増加する保育需要へ対応するため、年次的に保育所等の施設整備を行うなど保育環境の充実を図りました。また、2015（平成27）年度からは一時預かり事業（幼稚園型）を新たに開始し、2016（平成28）年度からは病児・病後児保育の拡充を行うなど、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みました。
- ◆ 乳幼児医療費助成事業を子ども医療費助成事業に改め、2013（平成25）年10月診療分から、対象を就学前から中学生までに拡充しました。また、2014（平成26）年4月診療分からは、非課税世帯の小・中学生にかかる2,000円の自己負担を廃止し全額助成を行うなど、子どもの健やかな成長のための負担軽減に取り組みました。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会のとともに設置されている実務者会議及び個別ケース検討会を実施し、関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見や適切な保護に努めました。

政策6 共生・協働のまちづくり

6-1 市民参加によるまちづくりの推進

- ◆ 市民団体が自ら企画・実施する公益的な活動への支援を行うことにより、まちづくりに関する意識の醸成に取り組みました。
- ◆ 地区自治公民館、自治会の活動を支援するため、市内89全ての地区自治公民館に地域まちづくりサポートを配置するとともに、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進するなど、まちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組みました。
- ◆ 東京・大阪、名古屋の地下鉄車内広告、移住セミナーの開催等、積極的なPR活動を行った結果、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度の間、126世帯349の方が移住定住補助制度を活用して本市へ移住しました。

6-2 國際・国内交流の推進

- ◆ 国外においては、上海市嘉定区、韓国釜山広城市、中国陝西省耀州区及び湖南省瀏陽市への訪問、国内においては、2016（平成28）年度の岐阜県海津市・長崎県雲仙市との姉妹都市協約10周年記念式典の開催を通じ、市民レベルの相互交流を図りました。また、中・高校生が、韓国・釜山広城市ペヨン初等学校やマレーシア・マラッカ市セントフランシス学院の学生たちと相互交流を行うなど、国際・国内交流の推進に取り組みました。
- ◆ 霧島市国際交流協会や日韓親善子供大使友好の翼実行委員会への支援を通じ、交流のための民間組織・人材の育成、充実に取り組みました。

6-3 人権の尊重

- ◆ “生命の尊さ”、“大切さ”を実感する契機として、「じんけんフェスタ」を市内各地区で開催し、4年間（2013（平成25）年度～2016（平成28）年度）で2千人以上が参加しました。また、子どもたちの人権尊重精神の涵養を図るために、「人権の花運動」を実施するなど、人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発に取り組みました。
- ◆ 複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するため、人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図りました。また、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として、各種イベントの開催や12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて署名・募金活動を実施するなど、人権侵害被害者の救済に取り組みました。

6-4 男女共同参画の推進

- ◆ 「女性のための無料相談」を毎月開催するとともに、民生委員や児童委員、教職員を対象にした「相談員スキルアップ講座」の開催を通じ、相談員の資質向上に努めるなど、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶に取り組みました。
- ◆ 「男女共同参画基礎講座」、「男女共同参画地区別セミナー」の開催等を通じ、男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革に取り組みました。

- ◆ 附属機関等の委員の選任に当たっては、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）による取組促進のほか、「霧島市女性委員登用推進規程」の適正な運用により、政策・方針決定過程への女性の参画の促進に取り組みました。

政策7 新たな行政経営によるまちづくり

7-1 健全な財政運営の推進

- ◆ 納期内納付を促進するため、納税者が納税しやすい環境の整備や「納税お知らせセンター」を設置することで新規滞納の発生防止に努め、また、文書による催告、訪問徴収、休日納税相談などを行ないながら、差押えなどの滞納処分を引き続き強化するなど積極的に歳入の確保に取り組み、市税の徴収率は7年連続で前年度を上回りました。
- ◆ 将来にわたって健全財政の堅持と適切な公共サービスの提供を両立していくために、2015（平成27）年3月に、公共施設の管理運営の方向性や方針等を定めた「霧島市公共施設管理計画」を策定しました。また、「霧島市公金の保管及び運用に関する基準」に基づく資金管理計画の下、決済資金の確保に努めながら歳計現金の効率的な運用に努めるなど、市有財産の適正管理と有効活用に取り組みました。
- ◆ 市債残高に関しては、借入額を償還元金より抑制したことにより、2012（平成24）年度末の671億円に対して2016（平成28）年度末は605億円となり、66億円の縮減が図られました。また、基金残高に関しては、毎年度の決算剰余金の一部を財政調整基金等に積立てるとともに、将来の財政需要に備えて減債基金や特定建設事業基金を積み増したことにより、年度間の財源調整に活用可能な3基金残高は2012（平成24）年度末の116億円に対して2016（平成28）年度末は166億円となり、50億円の積み増しが図されました。

社会保障関係経費の増大により予算規模は大きくなっていますが、一方で、予算の執行基準の更なる適正化に努めるとともに、市債残高の縮減や職員数の削減により経常的経費の削減に取り組んできましたことから、2013（平成25）年度当初予算の收支不足額21億が2017（平成29）年度当初予算では16億円まで改善され、歳入に見合った予算編成の実現へ向け着実に前進しました。

7-2 信頼される行政経営の推進

- ◆ 「事務事業振返りシート」の説明会や点検会を開催した結果、職員の行政評価に関する理解が深まりました。また、新設した都市公園や霧島市南部し尿処理場において指定管理者制度を導入したほか、4保育園及び1養護老人ホームの民営化を実施するなど、市の担うべき役割の重点化に取り組みました。
- ◆ 定員適正化計画による職員数の削減を図るとともに、組織機構再編計画に基づいた組織機構の検討を行いました。また、市民サービスの更なる向上を目指し、2013（平成25）年12月に横川総合支所を建替え、2017（平成29）年4月に本庁舎別館を建設するなど、効果的で効率的な組織・機構、業務の構築に取り組みました。
- ◆ メンタルヘルスチェックを実施し、シニア産業カウンセラーによる面談等を行うなど心身の病気を水際で予防できるよう、健康面の相談ができやすい職場環境を構築しました。また、人事評価制度における業績評価を本格実施し、能力評価及び業績評価の結果を振りながら、日々のOJTを行うなど、人材育成の推進に取り組みました。

7-3 市民と行政による情報の相互活用

- ◆ スマートフォンやタブレットに対応するため、市ホームページのリニューアルを行い、市ホームページに掲載するお知らせ等を中心に、ツイッターやフェイスブックによる情報発信を開始しました。また、コミュニティFMである「FMきりしま」が2013（平成25）年6月に開局し、市民に必要な行政情報を放送しました。さらに、「くらしの便利帳」を全戸配布するなど、行政情報の提供に取り組みました。
- ◆ 市長とランチで語りもんそ会、市長とふれあいトーキングをはじめ、ご意見箱、電子メール及び電話などで、延べ5,300人以上の市民から意見を聴取するなど、市民意見の活用に取り組みました。

7-4 開かれた議会運営の推進

- ◆ 議会広報誌「市議会だより」の発行や議会報告会「議員と語ろかい」の開催を通じ、議会に関する情報提供の充実に取り組みました。
- ◆ 議会運営や議員活動に必要な情報収集等を行うとともに、議員を対象とした研修会等の開催を通じ、議会運営への支援に取り組みました。

広域行政の推進

- ◆ 霧島山会議については、霧島山を中心とした火山防災体制の充実を図るとともに、広域観光の推進、有害鳥獣対策、自然環境の保護など、共有する自然の保護や活用、共通する課題の解決に向け、広域的な相互連携に取り組みました。
- ◆ 錦江湾奥会議については、桜島大噴火の際の防災対策及び災害時の相互協力体制の確立や構成市のそれぞれの歴史を探訪する観光ツアーをはじめとする湾奥地域の魅力の発信、自然環境の保全等の取組など、情報の共有や広域的な相互連携に取り組みました。

- ◆ 霧島ジオパークについては、「自然の多様性とそれを育む火山活動」をテーマとして、霧島ジオパーク推進連絡協議会が推進母体となり、官民が一体となってジオパークの仕組みづくりに取り組み、2014（平成26）年12月には、4年に1度の再審査を経て日本ジオパークに再認定されました。また、2015（平成27）年10月に、過去最大規模となった「第6回日本ジオパーク全国大会霧島大会」を本市で開催し、霧島の魅力を全国に向け発信するとともに、課題の解決を図りながら、より充実したジオパークへの取組や世界認定を目指した事業に取り組みました。

(2) 成果指標の達成状況

施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標			達成状況
	指標名	2011 (H23) 現状値	2017 (H29) 目標値	2016 (H28) 実績値
1-1生活基盤の充実	ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	71.2%	71.2%	64.5%
1-2交通体系の充実	道路ネットワークの満足度（幹線道路）	62.7%	63.3%	63.6%
	道路ネットワークの満足度（生活道路）	67.9%	68.0%	67.1%
	鉄道の利用者	3,868千人	3,950千人	3,791千人
	航空の利用者	4,462千人	4,550千人	5,444千人
	バス（路線・コミュニティ）の利用者	290千人	290千人	273千人
1-3地域情報化の推進	携帯電話のカバー率	65.6%	68.6%	66.2%
	TV受信カバー率（地デジ）	97.8%	100.0%	100.0%
	インターネットの利用率	46.9%	52.9%	54.3%
1-4防災対策の推進	防災対策に対する市民の認識度	80.6%	81.1%	86.1%
	災害危険箇所の整備率	31.1%	34.0%	31.4%
	火災の発生件数	67件	54件	47件
	救命率	8.0%	16.0%	10.9%
1-5交通安全・防犯の推進	交通事故発生件数	1,008件	730件	752件
	刑法犯罪認知件数	872件	773件	740件
	防犯を意識した行動をとっている市民の割合	92.5%	95.0%	89.0%
	犯罪に対して不安を持っている市民の割合	25.6%	20.0%	18.5%
	消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合	95.0%	100.0%	91.7%
2-1自然環境の保全	環境基準達成率	72.3%	80.3%	74.1%
	自然環境が保全されていると感じている市民の割合	78.6%	80.0%	73.6%
	自然環境の保全活動に取り組んだ市民の割合	12.0%	30.0%	15.1%
	海域の環境基準（C O D）達成地点数	4地点	4地点	3地点
2-2生活環境の向上	生活環境が向上していると感じる市民の割合	36.2%	48.0%	33.3%
	美化活動に参加した市民の割合	65.1%	75.0%	68.2%
2-3循環型社会の形成	市民一人当たりのごみの排出量	923g/人日	900g/人日	927g/人日
	リサイクル率	15.6%	21.0%	17.1%
	リデュースに取り組んでいる市民の割合	60.8%	80.0%	66.5%
	リユースに取り組んでいる市民の割合	68.7%	85.0%	78.5%

施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標				達成状況
	指標名	2011（H23）現状値	2017（H29）目標値	2016（H28）実績値	
3-1 農・林・水産業の振興	生産額（農業）	5,957 百万円	6,000 百万円	6,505 百万円	
	生産額（林業）	924 百万円	930 百万円	650 百万円	
	生産額（水産業）	120 百万円	180 百万円	144 百万円	
	豊かになったと感じる農林水産業者・従事者の割合	25.0%	30.0%	21.6%	
3-2 商工業の振興	廃業件数（商工会議所・商工会）	54 件	40 件	46 件	
	新規加入事業者数（商工会議所・商工会）	95 事業所	110 事業所	116 事業所	
	豊かになったと感じる商工業者・従事者の割合	20.3%	28.0%	28.6%	
3-3 観光業の振興	観光客数（宿泊+日帰り）	6,733 千人	8,280 千人	7,568 千人	
	観光客数×観光客1人当たりの消費額	50,228 百万円	58,000 百万円	54,320 百万円	
3-4 雇用の促進	就職決定率	39.5%	40.0%	48.5%	
	誘致企業の雇用者数	10,860 人	12,000 人	10,144 人	
	現在操業している誘致企業数（累計）	84 社	100 社	89 社	
4-1 学校教育の充実	鹿児島学習定着度調査の県平均通過率に対する本市平均通過率の割合（市立小・5）	101.2%	103.0%	96.9%	
	同上（市立中1）	98.0%	100.0%	100.7%	
	同上（市立中2）	97.7%	100.0%	98.5%	
	児童生徒のあいさつや、交通ルールを守るマナーが良くなっていると思う市民の割合	54.0%	64.0%	56.9%	
	体力テスト（小5・中2）の県平均値に対する本市の平均値の割合	99.2%	102.0%	100.2%	
	進路について真剣に考え、模試や資格取得等に積極的に取り組んでいる生徒の割合	85.3%	88.0%	89.0%	
4-2 青少年の健全育成	学校外活動を行う青少年団体に加入している児童生徒の割合	53.5%	53.5%	43.9%	
	中学2年生のうち、社会のルールやマナーを守っていると回答した生徒の割合	75.5% (H21)	80.5%	96.8%	
	青少年が他人に迷惑をかけるという行動が、以前に比べて減ったと考える市民の割合	16.0%	21.0%	23.1%	
4-3 スポーツの振興	スポーツに親しんでいる市民の割合	61.9%	66.0%	65.0%	
	市内体育施設の年間利用者数	853,278 人	863,000 人	921,538 人	
	中学生の部活動（運動系）加入率	69.5%	70.0%	62.9%	
4-4 文化の振興	芸術・文化に親しんでいる市民の割合	53.2%	56.5%	58.8%	
	過去一年間の各種芸術文化事業の実践者及び鑑賞者の人数	94,776 人	96,500 人	101,255 人	
	文化財に親しんでいる市民の割合	77.3%	78.0%	75.3%	
	過去一年間の文化財保存・伝承活動の実践者及び参加者の人数	12,012 人	13,000 人	10,838 人	
4-5 学習機会の充実	学習している市民の割合	54.8%	58.0%	53.3%	
	国分、隼人図書館、各公民館図書室及びメディアセンターの年間利用者数	310,484 人	316,000 人	264,314 人	
	各種講座の応募者数	5,766 人	5,950 人	4,865 人	

施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標				達成状況
	指標名	2011（H23）現状値	2017（H29）目標値	2016（H28）実績値	
5-1 医療体制の充実	救急搬送された人のうち市外に搬送された割合	15.6%	17.0%	14.7%	
	医師数（診療所を含む）※人口10万人当たり	153.7人	171.5人	168.2人	
	病院の病床数 ※人口10万人当たり	1,916.3床	1,910.0床	1,866.1床	
	診療所の病床数 ※人口10万人当たり	400.0床	408.0床	391.4床	
	病院数 ※人口10万人当たり	12.6箇所	12.4箇所	12.1箇所	
5-2 こころと身体の健康づくりの推進	心身共に健康であると感じている市民の割合	66.9%	74.3%	68.3%	
	日頃から何か健康管理を行っている市民の割合	91.5%	93.6%	88.1%	
5-3 地域における福祉の推進	必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合（人口1,000人当たりの生活保護受給者数）	12.3人/千人	15.2人/千人	14.0人/千人	
	住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合（要介護者・要支援者）	65.8%	68.0%	75.4%	
	同上（障がい者）	96.8%	97.1%	96.3%	
	同上（高齢者）	91.0%	94.0%	87.2%	
5-4 子育て環境の充実	子育てに不安感や負担感を持っている世帯の割合	59.3%	59.3%	51.2%	
	子育てしやすい環境が整っていると考えている子育て家庭の割合	63.7%	69.7%	58.2%	
	出生率	10.2人/千人	10.4人/千人	9.0人/千人	
6-1 市民参加によるまちづくりの推進	まちづくり活動に参加している市民の割合	51.1%	62.0%	52.4%	
	自治会加入率	67.9%	70.0%	60.7%	
	ボランティアセンターのボランティア登録会員数	5,882人	6,200人	6,173人	
	移住者数	122人	100人	178人	
6-2 国際・国内交流の推進	国際・国内交流活動を知っている市民の割合	59.5%	65.0%	55.6%	
	交流先との相互協力関係が築かれていると感じている市民の割合	62.7%	68.0%	64.4%	
	交流事業等に参加した延べ人数	154人	176人	172人	
6-3 人権の尊重	人権侵害を受けた市民の割合	7.2%	7.0%	4.8%	
	人権侵犯事件数	78件	70件	38件	
6-4 男女共同参画の推進	DVまたはセクシャル・ハラスメントを受けた市民の割合	8.2%	6.6%	6.3%	
	社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	29.7%	38.8%	24.2%	
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	37.6%	36.0%	27.4%	
	方針決定過程に参画している女性の割合	22.1%	26.5%	19.9%	

施策名	第一次霧島市総合計画における成果指標			達成状況
	指 標 名	2011 (H23) 現状値	2017 (H29) 目標値	
7-1健全な財政運営の推進	一般財源の歳入額と歳出額の差	△21 億円 (H25)	△ 9 億円	△16 億円 (H29)
	起債（地方債）残高	682 億円	603 億円	605 億円
	基金残高（財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の残高合計）	118 億円	54 億円	166 億円
7-2信頼される行政経営の推進	定員適正化計画に基づく職員の減員数※累計	189 人	287 人	296 人 (H29)
	組織の数	13 部局/86 課/221 グループ等	11 部局/70 課/180 グループ等	11 部局/84 課/199 グループ等 (H29)
	行政（市）に対する市民の信頼度	51. 9%	66. 0%	56. 7%
7-3市民と行政による情報の相互活用	市民に必要な情報が提供されていると思う市民の割合	63. 5%	73. 5%	67. 4%
	市民の意見や実態が市政に反映されていると認識している市民の割合	32. 8%	42. 8%	30. 5%
7-4開かれた議会運営の推進	議会に関心を持っている市民の割合	56. 7%	70. 0%	83. 4%